

富山市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

富山市

ごあいさつ



近年、人口減少と少子・超高齢社会の進行が人口構造の変化をもたらしており、今後、労働力人口の減少が社会や経済のシステムに大きな影響を与えることが懸念されています。

また、核家族化の進展や、地域における人と人のつながりの希薄化などを背景に、子育て家庭をとりまく環境は、将来に向けて多くの課題を抱えています。

こうした中、国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることになりました。この制度は、子育ての第一義的な責任は子どもの保護者が有することを基本的認識としながら、子育て家庭を社会全体で支えていくための、新たなバックボーンとなるものです。

これを受け、本市では「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」と「地域の子ども・子育て支援の充実」のための方向づけと方策を提示するため、子ども・子育て支援法に基づき「富山市子ども・子育て支援事業計画」をここに策定するものです。なお、計画の中には、平成26年度まで取り組んできた「富山市次世代育成支援行動計画」の成果を引き継ぐ、具体的な施策を盛り込みました。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「富山市子ども・子育て会議（富山市社会福祉審議会児童福祉部門専門分科会）」委員の皆様をはじめ、計画策定に先立って実施したニーズ調査等にご協力をいただきました市民の皆様、子ども・子育て事業に携わる施設・事業者の皆様に対しまして、ここに厚くお礼申し上げます。

本市では、この計画にもとづく子育て支援策に積極的に取り組み、子育て環境の一層の充実に努めてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

富山市長 森 雅志

もくじ

CONTENTS

第1章 計画策定にあたって

1 近年の国の少子化対策.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置付け.....	5
4 計画期間.....	6
5 計画策定のための調査と計画策定体制.....	6
(1) ニーズ調査の実施と現行計画の評価.....	6
(2) 富山市子ども・子育て会議の設置.....	6
6 計画の推進と点検・評価.....	6
(1) 計画推進のための視点.....	6
(2) 点検・評価と達成状況の報告.....	7
(3) 計画実施状況等の公表.....	7

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における総人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 総人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 出生数と出生率の推移.....	13
(3) 合計特殊出生率の推移.....	13
2 子育て家庭の状況.....	14
(1) 子育て世帯の推移.....	14
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者.....	15
3 就労状況.....	16
(1) 本市の就業率.....	16
(2) 母親の就労状況.....	17
4 子ども・子育て支援の体制と利用状況.....	20
(1) 子ども・子育て支援の体制.....	20
(2) 子ども・子育て支援の利用状況.....	21

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念.....	25
2 基本目標.....	25
I 子育て意識の啓発と相談機能の充実.....	25

Ⅱ 子育て家庭への支援の充実.....	26
Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり.....	26
Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援.....	26
Ⅴ 子育てと仕事の両立支援.....	26

第4章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開

1 新制度が目指すもの.....	29
2 子ども・子育て会議の設置.....	29
3 新制度の事業体系.....	30
(1) 幼児期の教育・保育の提供.....	30
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	31
(3) 教育・保育利用のための認定について.....	32
4 教育・保育の提供区域の設定.....	33
5 教育・保育の量の見込み.....	34
(1) 計画期間における未就学児の人口推計（市域全体）.....	34
(2) 教育・保育の量の見込み.....	35
6 教育・保育の確保方策.....	36
(1) 1号認定＋2号認定（学校教育を希望）の子どもの教育・保育の確保方策.....	36
(2) 2号認定（保育を必要）の子どもの教育・保育の確保方策.....	38
(3) 3号認定（0歳児・1～2歳児）の子どもの教育・保育の確保方策.....	39
(4) 各区域における教育・保育の量の見込みと確保方策.....	41
7 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	53
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	53
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	53
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	54
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	54
(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携.....	55
(6) 教育・保育施設の広域利用.....	55
8 地域子ども・子育て支援事業.....	57
(1) 利用者支援.....	58
(2) 時間外保育事業.....	60
(3) 放課後児童健全育成事業.....	62
(4) 子育て短期支援事業.....	64
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	66
(6) 養育支援訪問事業.....	68
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	70
(8) 一時預かり事業.....	72

(9) 病児保育事業	76
(10) 子育て援助活動支援事業	78
(11) 妊婦に対する健康診査事業	80
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	82
(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業	83

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

施策の体系	87
基本目標Ⅰ 子育て意識の啓発と相談機能の充実	88
基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実	96
基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり	112
基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	134
基本目標Ⅴ 子育てと仕事の両立支援	150

資 料 編

1 子ども・子育て支援新制度の関連法令等	155
(1) 法令	155
(2) 市条例	155
2 富山市子ども・子育て会議	156
(1) 所掌事項	156
(2) 設置根拠	156
(3) 委員構成	156
(4) 会議の開催日と審議内容	157
3 計画策定のためのニーズ調査	160
(1) 調査の目的	160
(2) 調査の実施時期と方法及び調査内容	160
4 「放課後子ども総合プラン」	161
5 子ども・子育て支援新制度に関する用語解説	167

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 近年の国の少子化対策

平成2年の「1.57ショック」^{※1}を契機に、政府は出生率の低下と子どもの数の減少傾向を大きな社会問題として認識し、仕事と子育ての両立支援等、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年の「エンゼルプラン」に続き、平成11年には「新エンゼルプラン」を策定し、総合的な少子化対策を開始しました。

平成14年に取りまとめた「少子化対策プラスワン」では、従来の保育に関する施策等に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って少子化対策に取り組むこととなりました。そして平成15年には、少子化に的確かつ総合的に対処するために「少子化社会対策基本法」が制定されました^{※2}。

平成16年、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、その実施計画である「子ども・子育て応援プラン」には、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成17年度から平成21年度までの5年間の具体的な施策内容と目標を掲げました。

しかし、平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、この予想以上の少子化進行を受けて、平成18年、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成19年、少子化社会対策会議において取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現」とともに、その社会的基盤となる「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みを、同時並行的に取り組んでいくことが不可欠であるとししました。

働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現については、同年「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、他方、平成20年に、重点戦略をふまえて政府は保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」が発表されました。

平成21年、内閣府に「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」を立ち上げ、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集等をふまえ、子どもや子育てを支援していく新たな制度の構築を目指した「子ども

※1 前年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の1.58を下回ったことが判明したことを指している。

※2 具体的には、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容及びその実施時期等を定めた行動計画を策定することとされている。

も・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について、検討が始まりました。

平成 24 年には、「社会保障・税一体改革大綱」により、子どもを生き育てやすい社会を目指して新たな子ども・子育て支援制度の創設を決定し、同年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が成立して、子ども・子育て支援新制度の構築に向けて本格的な準備が始まりました。3 法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的に謳い、社会保障・税一体改革によって、子ども・子育て支援新制度を目指すことになりました。

2 計画策定の趣旨

本市では、これまで国の少子化対策と連動しながら、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、富山市母子保健計画を盛り込んで平成 17 年度に富山市次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。平成 22 年度に改訂した同計画後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、多様化する市民ニーズに対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たにワーク・ライフ・バランスを実現する視点等を追加しました。また、病児・病後児保育等、保育サービスの拡充や子どもに関わる相談体制の充実を図る等必要な見直しを行い、子ども・子育て環境の充実のための施策を推進してきました。

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また、様々な事情により社会的な支援が必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

現在本市においても、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの変化等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

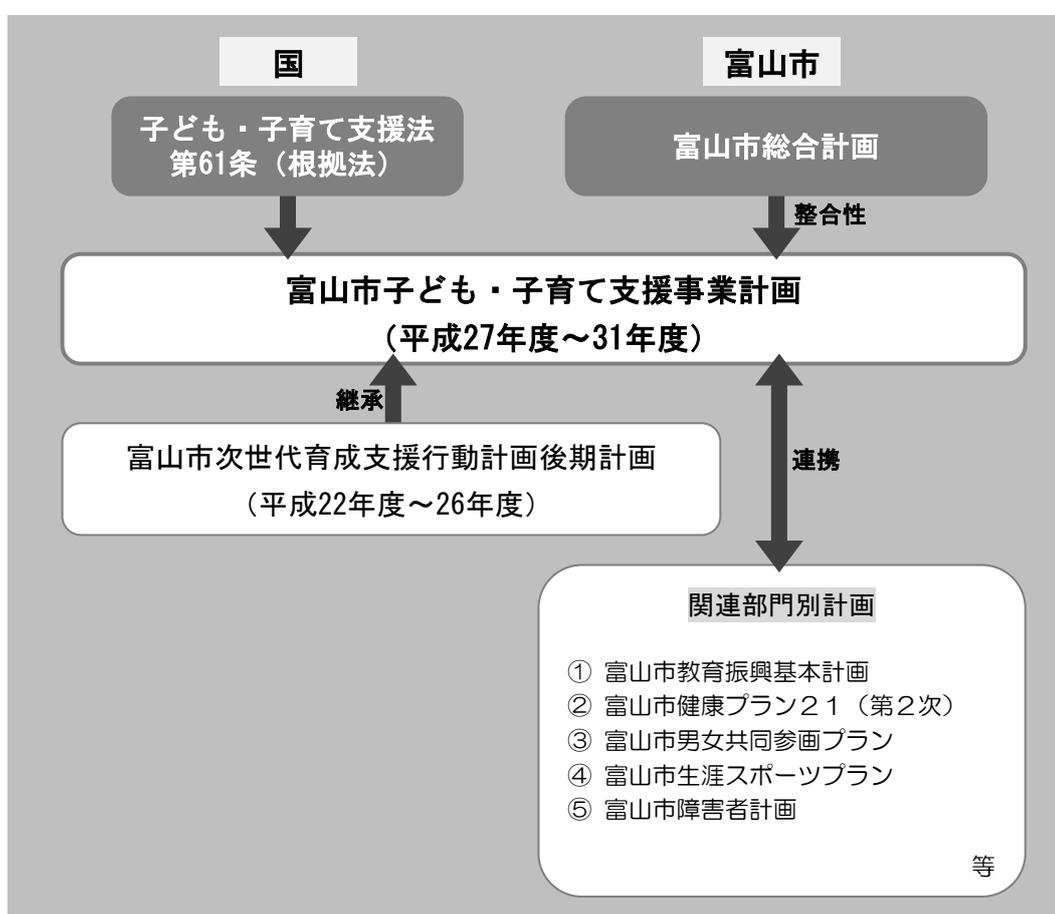
そうした状況をふまえ、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を目的に、本計画を策定することとしました。

3 計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて定めた『富山市次世代育成支援行動計画後期計画』に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承するものであり、今後子ども・子育てのための支援を、総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『富山市総合計画』との整合性を保ちながら、「教育基本法」に基づく『富山市教育振興基本計画』をはじめとして、『富山市健康プラン21』（第2次）等、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

図1.1 計画の位置付け



4 計画期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」の定めるところにより、平成27年度から平成31年度までの5か年間で計画期間とします。

図1.2 計画期間



5 計画策定のための調査と計画策定体制

(1) ニーズ調査の実施と現行計画の評価

本計画の策定に先立ち、本市では未就学児や就学児をもつ保護者の子育てニーズを把握するために、平成25年秋に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

本計画では、このニーズ調査の結果から、教育や保育に関する計画期間5か年の需要を想定するとともに、平成26年度が実施最終年である『富山市次世代育成支援行動計画後期計画』の進捗状況の評価を行い、新たな計画策定に反映させます。

(2) 富山市子ども・子育て会議の設置

本市では、本計画の内容を審議するため、富山市社会福祉審議会児童福祉分科会を、新たに富山市子ども・子育て会議と位置付け、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体代表者等の委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

6 計画の推進と点検・評価

(1) 計画推進のための視点

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育等の市の関係各課が密に連携し、市民にとってわかりやすい実施体制をとることが重要です。同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々等が、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働して取り組むことを基本姿勢とします。

(2) 点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年の間、毎年本計画第4章、第5章に記載した施設の確保や施策の実施状況等、子ども・子育て支援事業の達成状況をPDCAのプロセスに基づき点検・評価し、これを富山市子ども・子育て会議に報告します。

会議では、計画された施策がより確実に実施され、必要な場合には変更が行われるよう提言を行います。

(3) 計画実施状況等の公表

計画実施状況の点検・評価及び、それらに関する富山市子ども・子育て会議での検討結果について、市民に情報を公開するとともに、県を通じて国に必要な報告を行います。

PLAN(計画の策定)

○富山市子ども・子育て会議の審議等をふまえた目標の設定、計画策定



DO(計画の推進)

○市や市民、様々な主体との連携・協働による事業の実施



CHECK(実施状況等の点検・評価、報告と公開)

○計画実施状況を毎年点検・評価、富山市子ども・子育て会議への報告と公開



ACTION(事業の継続、計画の見直し)

○必要に応じた子ども・子育て支援の需要の見込み・確保方策の見直し

第2章

子ども・子育て支援の現状と課題



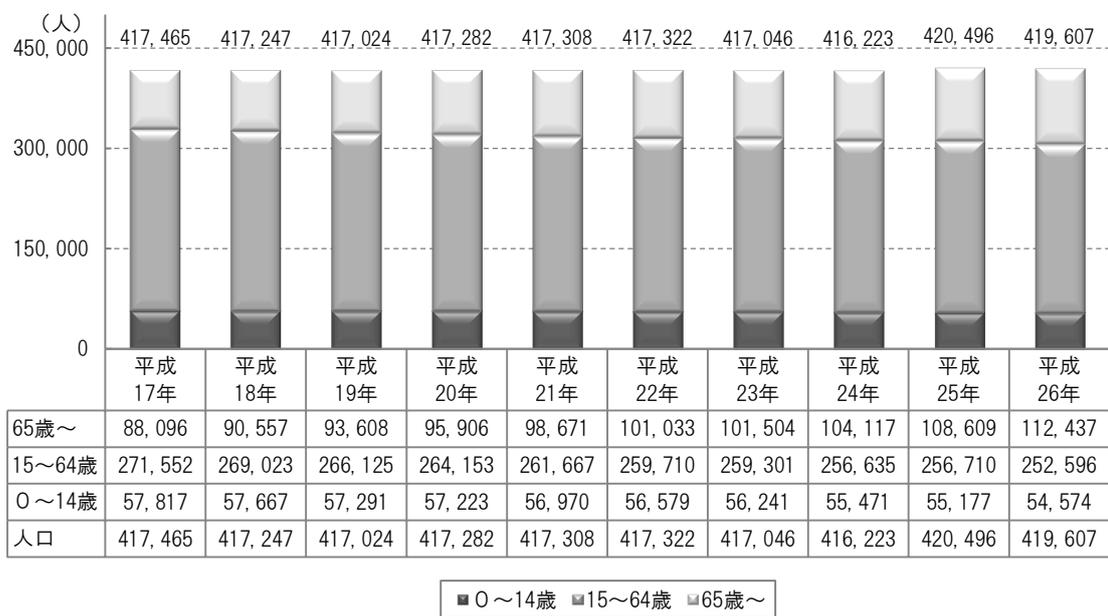
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における総人口と子ども人口の状況

(1) 総人口と子ども人口の推移

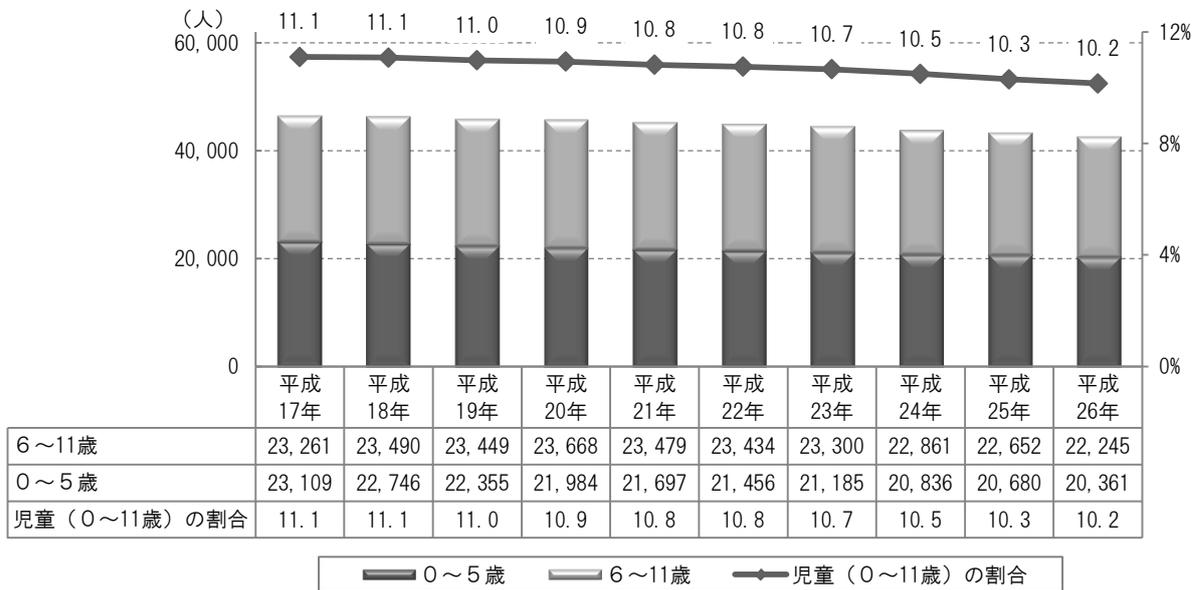
本市の総人口は、合併後の平成17年以降大きな変化はなくほぼ横ばい状況ですが、3階級別人口をみると、平成17年以降老年人口（65歳以上）は徐々に増加し、逆に生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

図2.1 3階級別人口の推移



子ども人口（未就学児及び就学児）も、平成 17 年以降減少しており、総人口に対する児童（0～11 歳）の割合は徐々に低下しています。

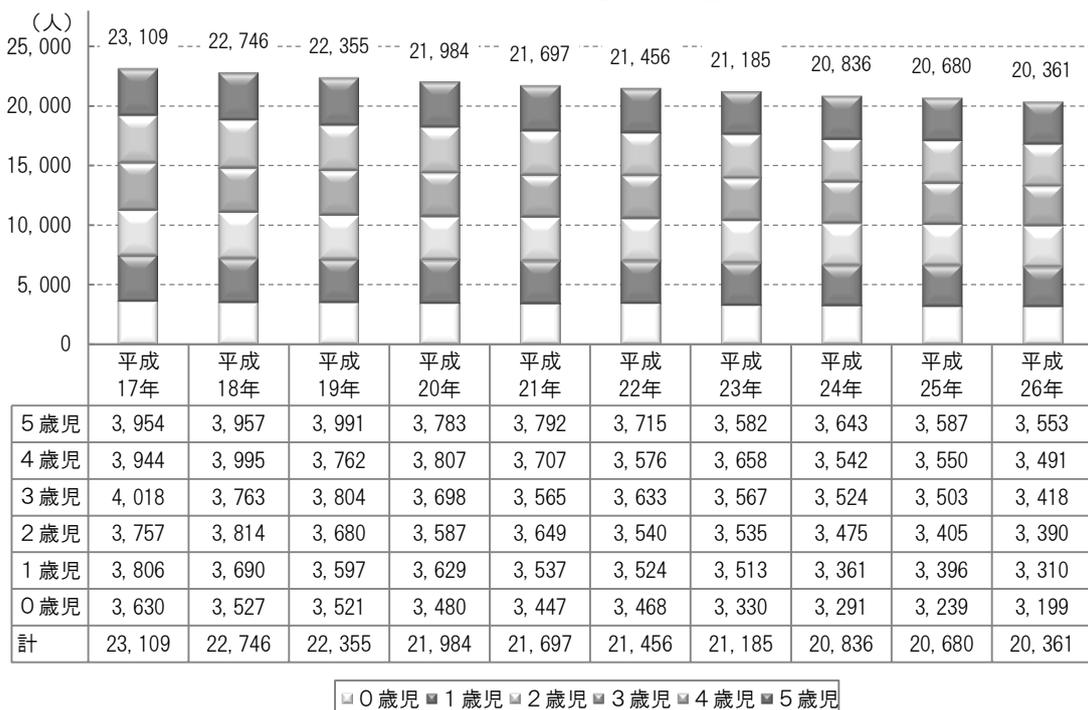
図2.2 人口と子ども人口の推移



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合（%）

さらに未就学児（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成 17 年から平成 26 年にかけて各年齢とも 500 人前後減少しています。また、0歳児は平成 18 年に一時大きく減少し、その後平成 22 年にやや増加したものの平成 23 年に再び大きく減少し、以降も減少は続きます。このことから、今後も児童数の減少傾向が見込まれます。

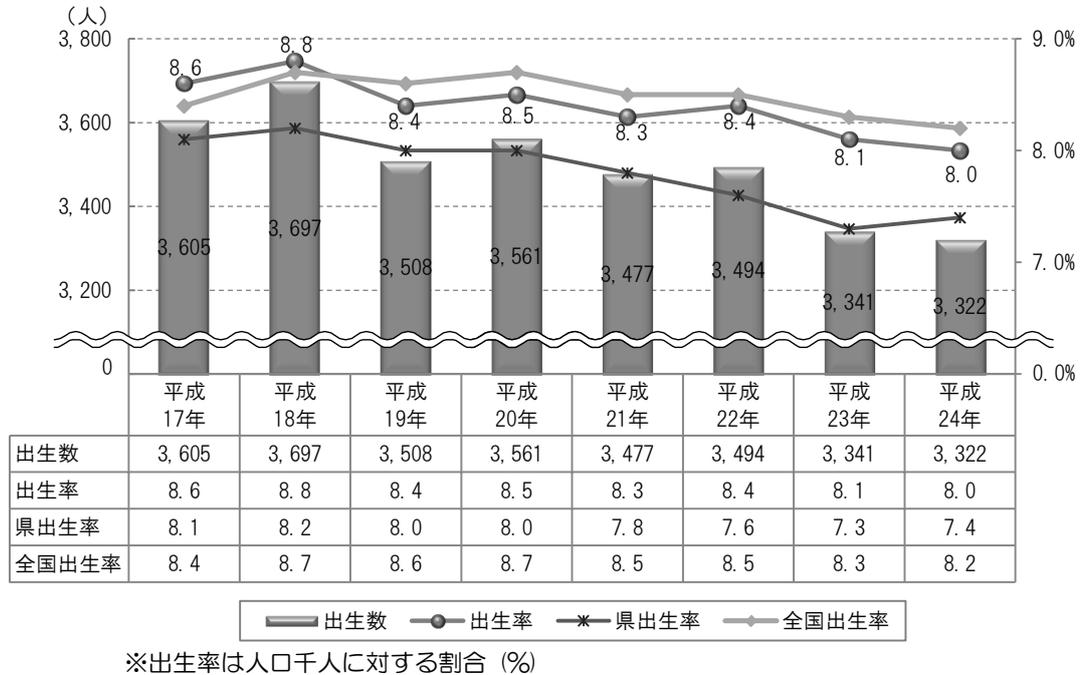
図2.3 0～5歳児の人口推移



(2) 出生数と出生率の推移

本市の出生数と出生率は、毎年わずかの増減を繰り返しながら、徐々に減少傾向を示しています。

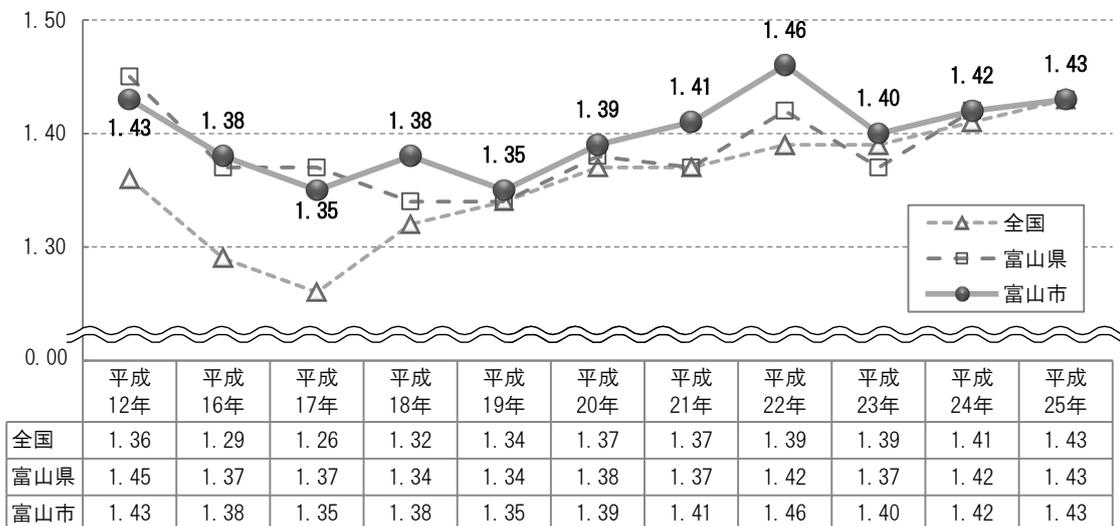
図2.4 出生数と出生率の推移



(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成17年までの下降から緩やかな上昇に転じた後、平成22年の1.46をピークに再び下降しました。平成24年から再びわずかに上昇し、平成25年には1.43となっています。この数値は、富山県や全国平均と同じ水準です。

図2.5 合計特殊出生率の推移

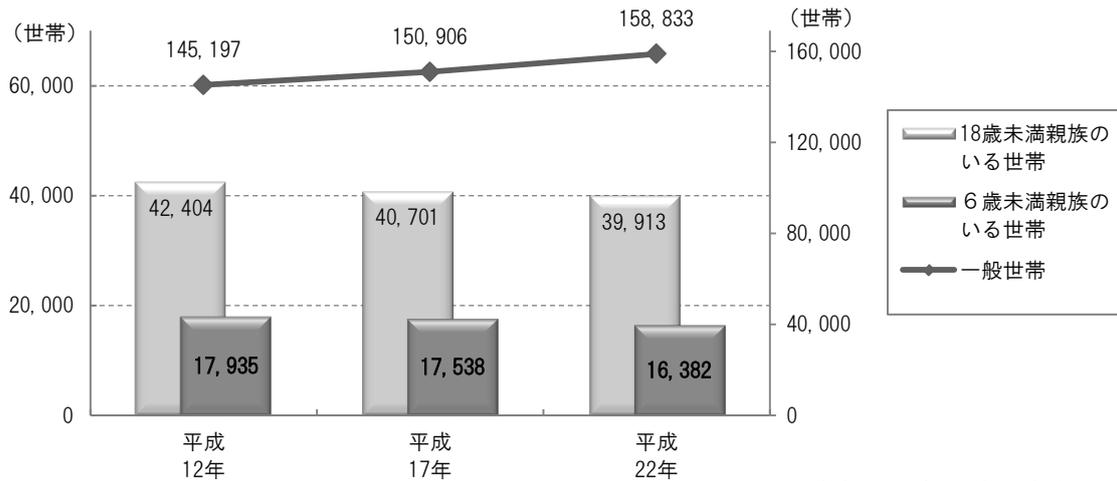


2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は約13,600世帯、率にして1割ほど増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

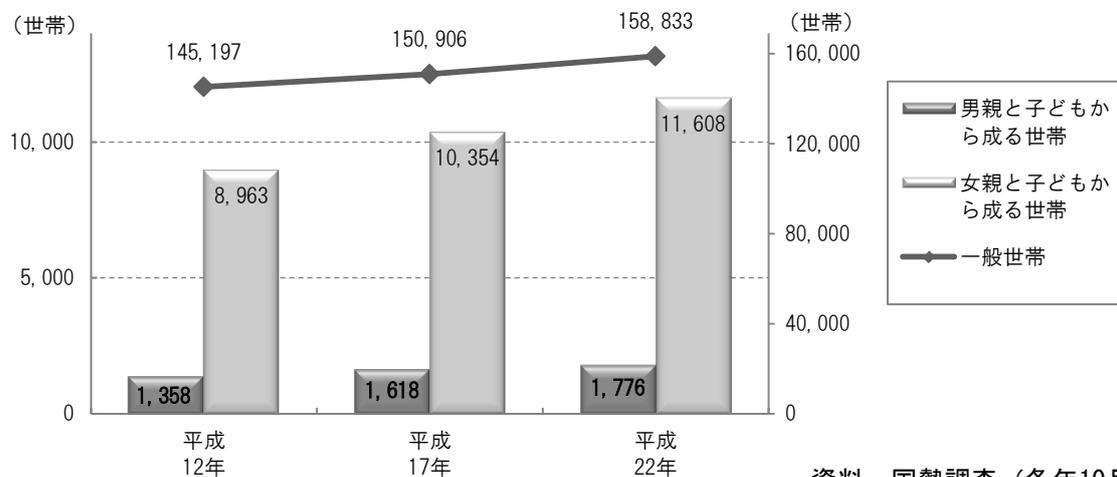
図2.6 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

また、平成12年から平成22年のひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。特に女親世帯の増加の幅が大きい状況です。

図2.7 ひとり親世帯の推移

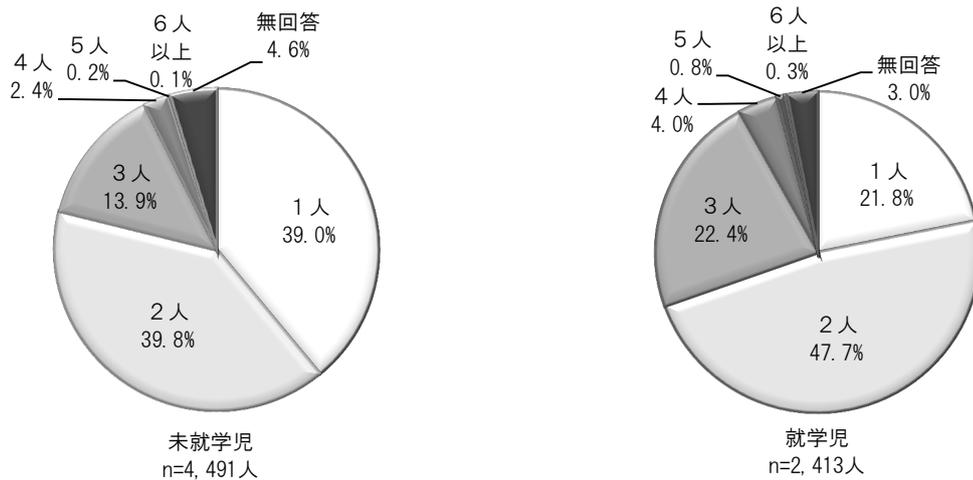


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

平成25年のニーズ調査の結果をみると、未就学児のいる世帯では、子どもの数は「2人」と「1人」がほぼ同じ割合で多く、続いて「3人」の順となっており、2人以上の育児を行う家庭が5割強であることがわかります。一方、就学児のいる世帯では、子どもの数が増えて「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となっており、2人以上の子どもの育児を行う家庭が7割を超えることがわかります。

図2.8 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

このうち、未就学児の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」が最も多く、次いで「保育所」「祖父母」「母親」の順となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもいない」状況が約1割となっています。

図2.9 日常的に子育てに関わっている方

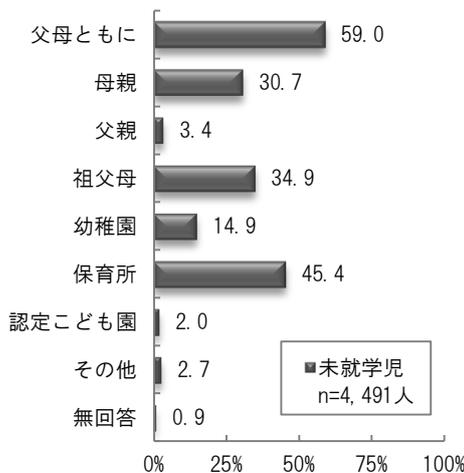
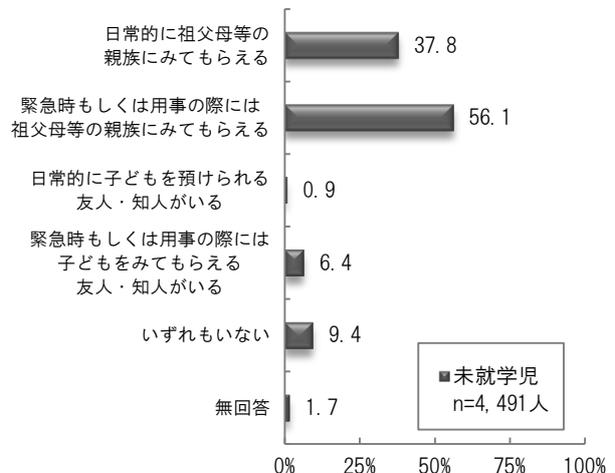


図2.10 主な親族等協力者の状況



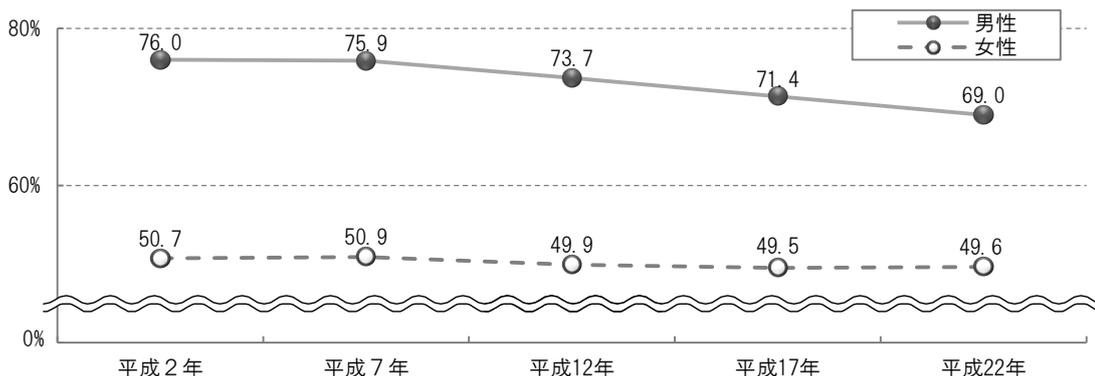
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

3 就労状況

(1) 本市の就業率

本市の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況となっています。男性の就業率の低下には、退職した高齢者の増加が要因の一つであると考えられます。他方、女性の就業率の減少幅が小さいのは、高齢者の退職の数と、20～50歳代の就業者の増加の数が拮抗していることによると考えられます。

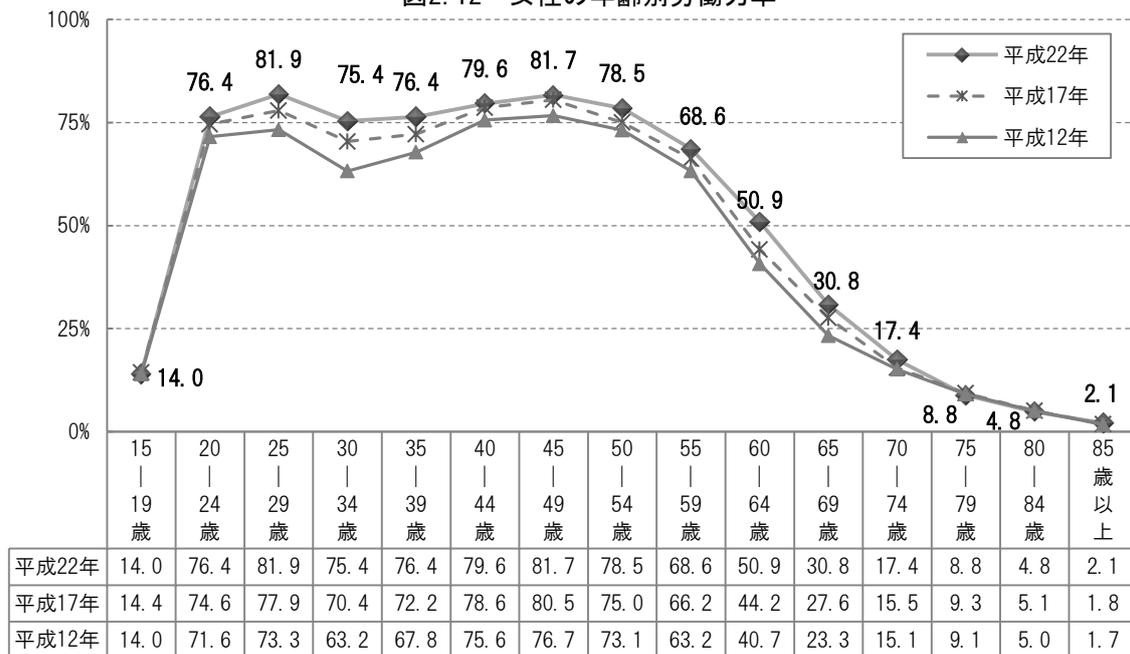
図2.11 男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月）

女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、30～34歳に一旦労働力率が低下するいわゆるM字カーブを描いています。これは、女性が結婚・出産・育児期に一旦職を離れ、その後再び復帰することによると考えられています。平成12年から17年、22年となるに従ってM字カーブは緩やかになるものの依然として存在し、子育て期間でも継続就業できる環境の整備が求められます。

図2.12 女性の年齢別労働力率



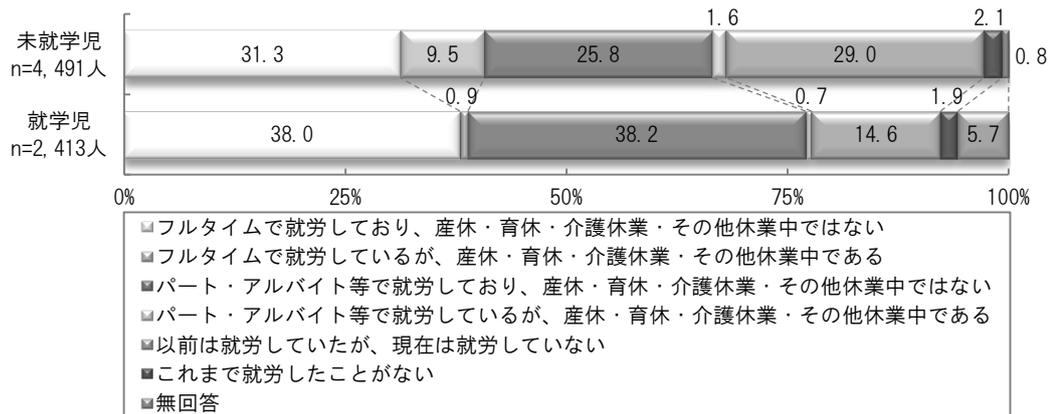
資料：国勢調査（各年10月）

(2) 母親の就労状況

未就学児の母親では、フルタイム/パート・アルバイト等の就業形態に関わらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は6割近くあり、一方、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割強となっています。

また、就学児の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が8割近い状況です。

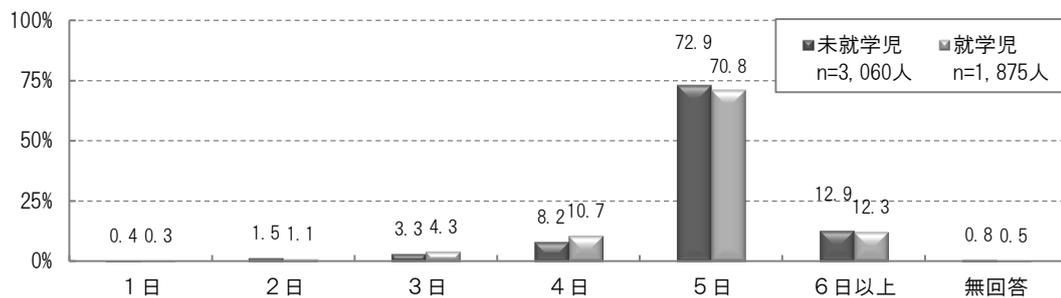
図2.13 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

母親の就労日数をみると、未就学児と就学児の母親ともに「週あたり5日」が突出して多くなっていますが、「週あたり6日以上」も12%台であることから、必要に応じた休日保育事業の整備が求められていると考えられます。

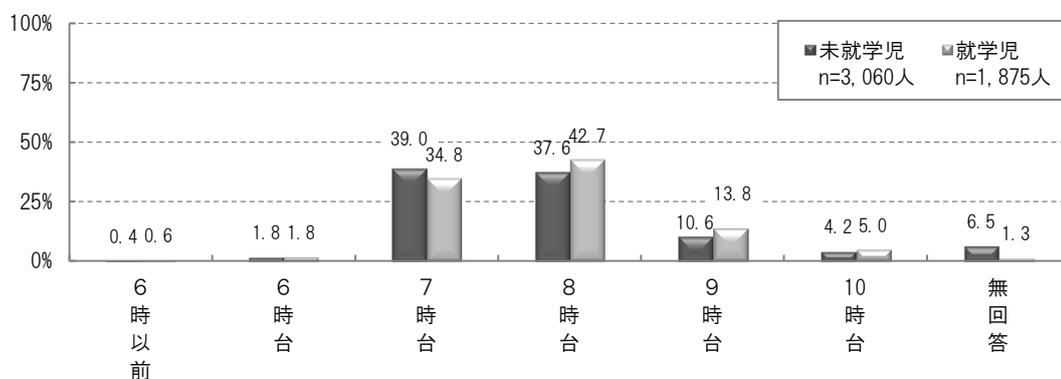
図2.14.1 母親の週あたりの就労日数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

母親の出勤時間をみると、未就学児と就学児の母親ともに、「7時台」と「8時台」が多くなっています。

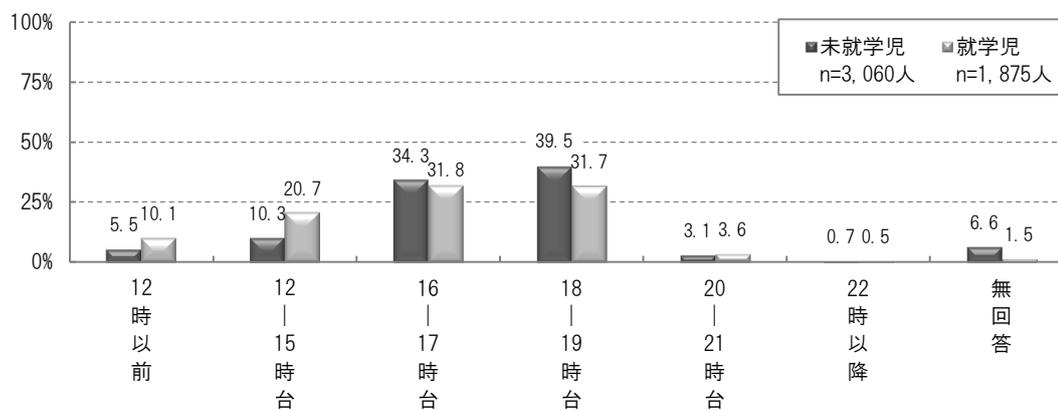
図2.14.2 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

一方、帰宅時間は「18-19時台」が最も多く、「16-17時台」がこれに続き、「20-21時台」以降が少ないことから、「18-19時台」まで利用できる保育の延長が求められていると考えられます。

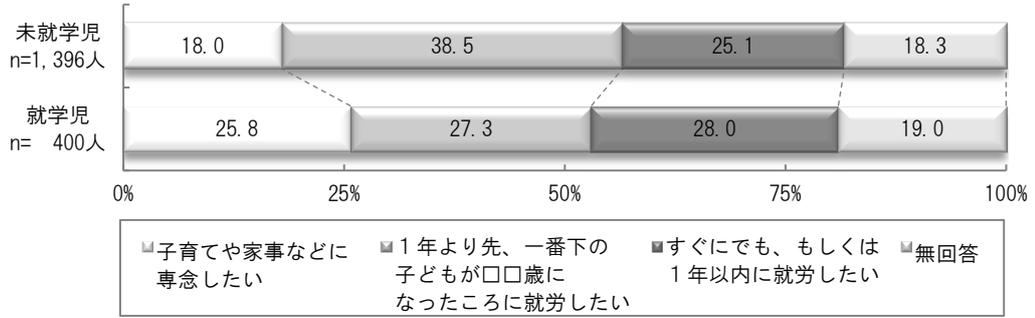
図2.14.3 母親の帰宅時間



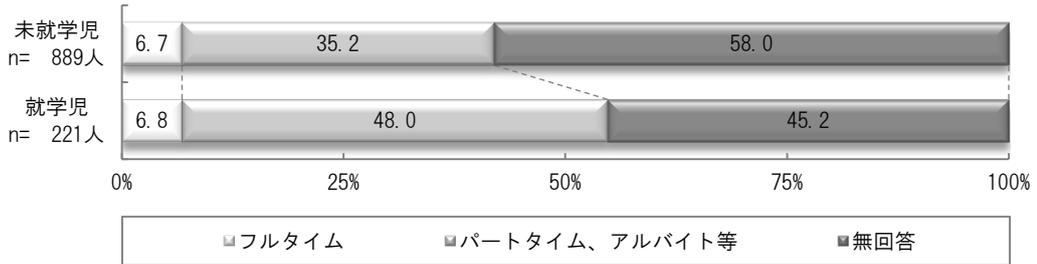
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、未就学児と就学児の母親で、「1年以内に就労したい」とする方が3割弱あり、希望する就労形態は「フルタイム」と「パートタイム・アルバイト」をあわせて4～5割程度あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.15 就労していない母親の今後の就労希望



希望する就労形態



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

4 子ども・子育て支援の体制と利用状況

(1) 子ども・子育て支援の体制

本市の子ども・子育て支援に関する体制は、平成 25 年度末の時点で下表のとおりとなっています。幼児期の教育・保育において、平成 25 年度やそれ以前の年度での待機児童はいませんでした。

表2.1 子ども・子育て支援の体制（平成25年度）

子ども・子育て支援の体制		実施施設数 (か所)	定員数等 (人)
1 幼児期の教育・保育			
認可幼稚園	市立	11	1,380
	国立	1	160
	私立	25	5,310
認定こども園	市立	1	250
	私立	3	805
認可保育所（園）	市立	43	3,980
	私立	40	6,185
認可外保育施設		7	178
事業所内保育施設		16	352
2 地域の子育て支援事業			
延長保育	市立	24	—
	私立	43	—
預かり保育（幼稚園・認定こども園）	市立	11	—
	私立	27	—
一時保育	市立	15	—
	私立	33	—
病児・病後児対応型保育事業		4	—
体調不良児対応型保育事業	市立	1	—
	私立	22	—
子育て支援センター事業		12	—
ショートステイ		3	—
トワイライトステイ		3	—
ファミリー・サポート・センター事業	本部	1	(協力会員・ 両方会員数) 737
	支部	2	
	窓口	2	
放課後児童クラブ		24	—
子ども会		58	—

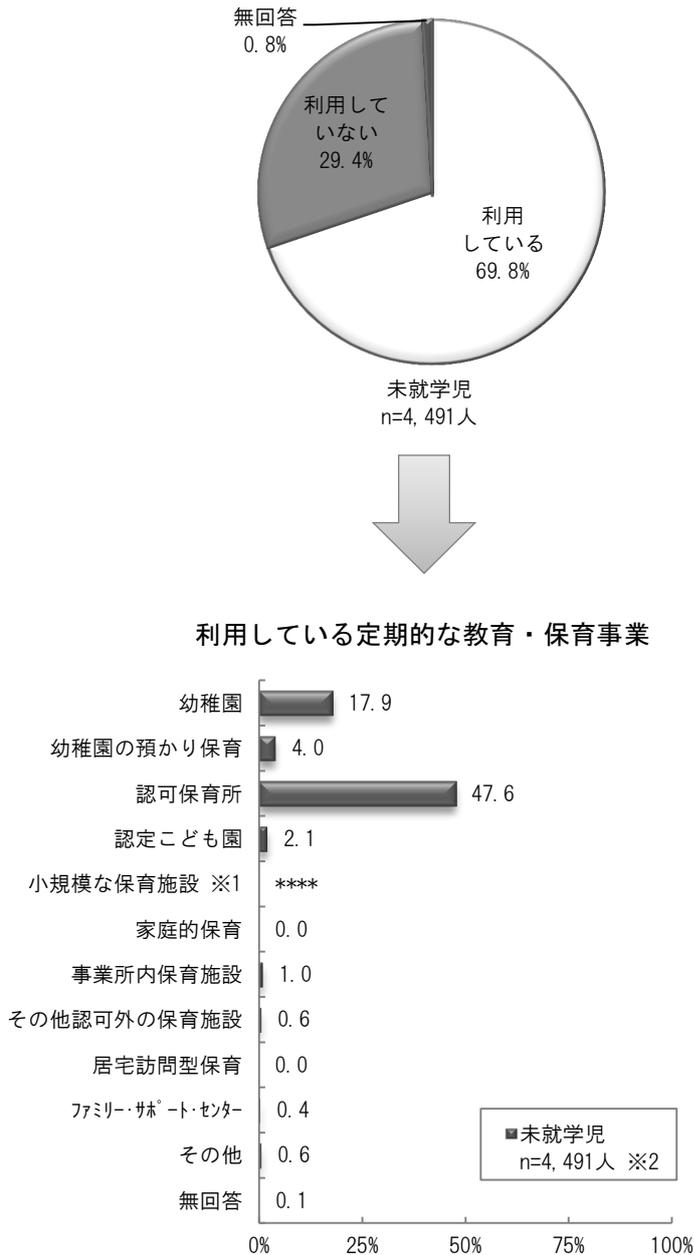
※認定こども園の認定を受けている幼稚園・保育所の定員は、認定こども園の定員数にのみ加えています。

資料：子育て支援課、家庭児童相談課、学校教育課、県文書学術課調べ

(2) 子ども・子育て支援の利用状況

本市では、平日の定期的な教育・保育を利用している未就学児が全体の約7割となっています。そのうち「認可保育所」の利用が最も多く全体の半数弱、続いて「幼稚園」の利用が全体の2割弱となっており、「認定こども園」「事業所内保育施設」のほか、「幼稚園の預かり保育」等の利用もみられます。

図2.16 平日の定期的な教育・保育の利用状況



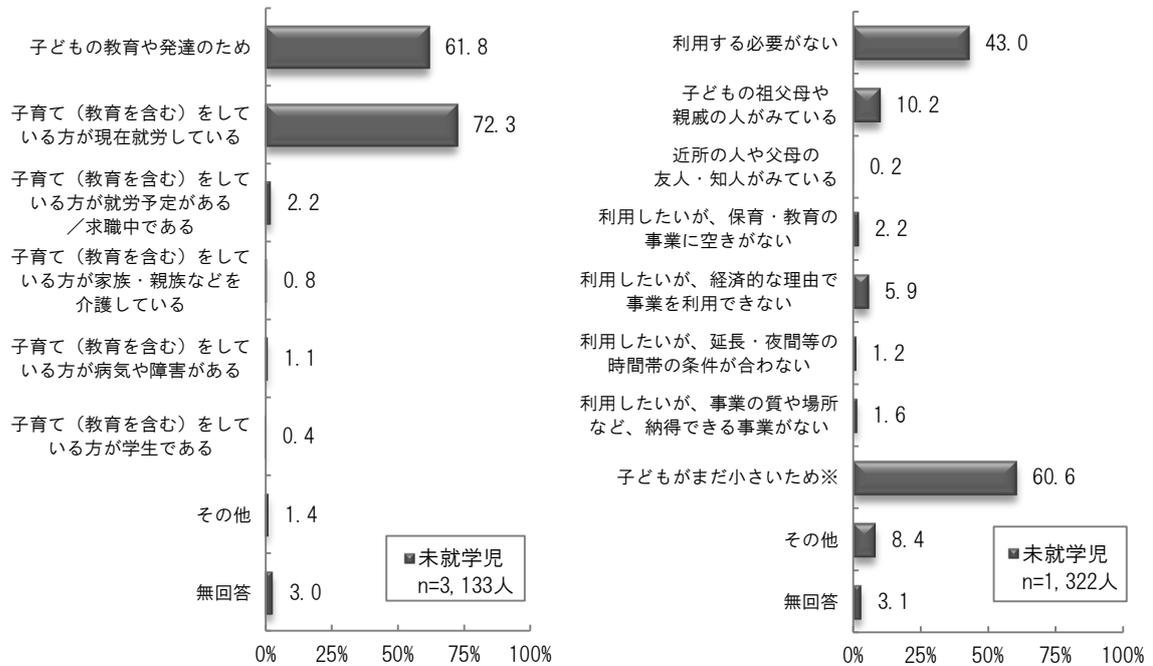
※1 「小規模な保育施設」は、本市では実施していません。

※2 利用している定期的な教育・保育事業の割合は、未就学児対象者数4,491人を母数として算出しました。

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

定期的な教育・保育事業を利用する理由のほとんどは、「現在就労している」あるいは「子どもの教育や発達のため」となっています。また、利用していない理由として「子どもがまだ小さいため」が約6割であり、「利用する必要がない」との回答も4割台となっています。

図2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由（左）と未利用理由（右）



※（子どもが一定年齢になったら利用しようと考えている。）

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

第3章

計画の理念と目標



第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、富山市がこれまで次世代育成支援行動計画の中で実現を目指してきた精神を継承し、次の2点を基本理念とします。

- **すべての子どもたちの、個性豊かで健やかな育ちが尊重される環境づくり**
- **子育てに喜びや生きがいを感じる生活を、社会全体が応援する環境づくり**

私たちは、誰もがみな子どもである時代を経て大人へと成長していく存在です。

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。

それゆえに、次代を担う子どもたちが個性豊かで健やかに育つことは、市民すべての願いであり、その道筋を市民みんなで支えていかななくてはなりません。

子育て支援策の推進にあたっては、子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、健康に育つことができる環境づくりを目指します。

同時に、保護者が子育てについての第一義的責任をもちながら、社会のすべての構成員が子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々の役割を果たすことを大切にしていきます。

2 基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の支援策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

1 子育て意識の啓発と相談機能の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育ての重要性について広く意識啓発を行うとともに、子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような、地域の身近な相談機会の充実に努めます。

II 子育て家庭への支援の充実

すべての子どもと子育て家庭を対象として、地域ニーズに応じた多様で総合的な保育サービスや学校教育の量と質の充実を図るとともに、それぞれの家庭を取り巻く地域社会が子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

III 健やかに子どもが育つ環境づくり

妊産婦や乳幼児の健康を守る母子保健や、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に加え、子どもと子育て家庭にとって安全でやさしいまちづくり等、子どもたちが健やかで安心して過ごせる環境づくりを推進します。

IV 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

児童虐待が深刻な社会問題となる状況をふまえ、妊娠期からの虐待予防に努めるとともに、社会としての養護を必要とする子どもの支援を行い、ひとり親家庭や育児上の困難を抱える家族、障害がある子どもとその家族等、多様な家庭に対する支援の充実に努めます。

V 子育てと仕事の両立支援

男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めるとともに、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進等、働きやすい職場環境の整備充実に努めます。

第4章

子ども・子育て支援新制度に 基づく事業の展開



第4章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開

1 新制度が目指すもの

■ 共通の給付による子ども・子育て支援

幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

■ 保育の量的確保、質の改善

小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また職員の配置基準を見直す等して、保育環境の充実を目指します。

■ 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ単一の施設として位置付け、認可・認定や指導監督等を一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

■ 地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置付け、その拡充を図ります。

2 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、事業主代表者、子育ての当事者、子育て支援者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置しました。

本市でも、同年6月、新制度の実施に関し審議を行うための「富山市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関わる現状を把握し今後の計画や様々な施策を考える場としました。

3 新制度の事業体系

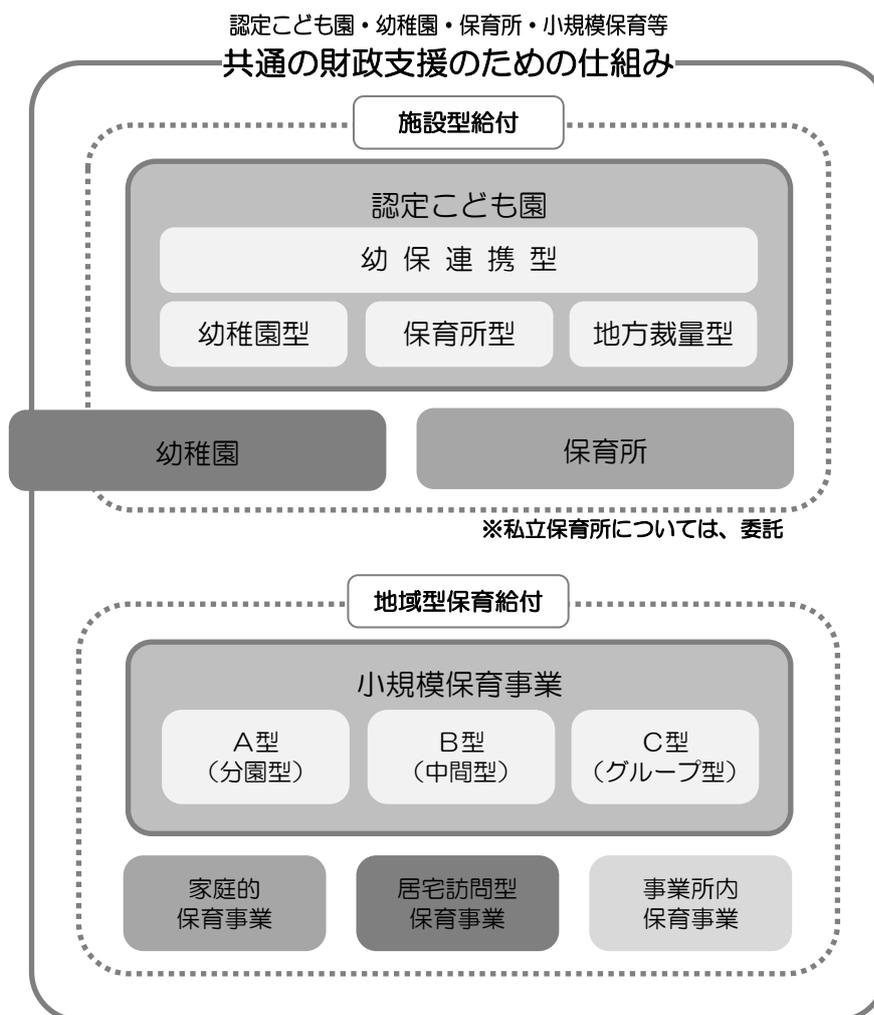
(1) 幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せもつ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されます。

また、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を創設し、市が認可したうえで財政支援します。

- 小規模保育（利用定員6～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）

図4.1 公的給付による支援の仕組み



(2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしています。本市においても、国の定める下表の13事業により、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

No.	対象事業	対象児童年齢
1	利用者支援事業	0～5歳 1～6年生
2	時間外保育事業	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業	1～6年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
5	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
6	養育支援訪問事業	0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ◆幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ◆その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳
10	子育て援助活動支援事業	0～5歳 1～6年生
11	妊婦に対する健康診査事業	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が参画することを促進するための事業	

地域子ども・子育て支援事業

(3) 教育・保育利用のための認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき教育・保育利用のための認定（支給認定）をあらかじめ行ったうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

支給認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 小規模保育等

■ 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の認定）にあたっては、以下の3点を勘案して運用を行います。

事由	<p>① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労</p> <p>② 就労以外の事由 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、同居または長期入院中の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中で既に保育利用中の子どもが継続利用、またそれらに類するものとして市が認める場合</p>
区分 (保育の 必要量)	<p>① 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)</p> <p>② 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、就労の下限時間を64時間/月に設定)</p>
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、失業等により就労の必要性が高いケース、虐待やDVのおそれのあるケース等

4 教育・保育の提供区域の設定

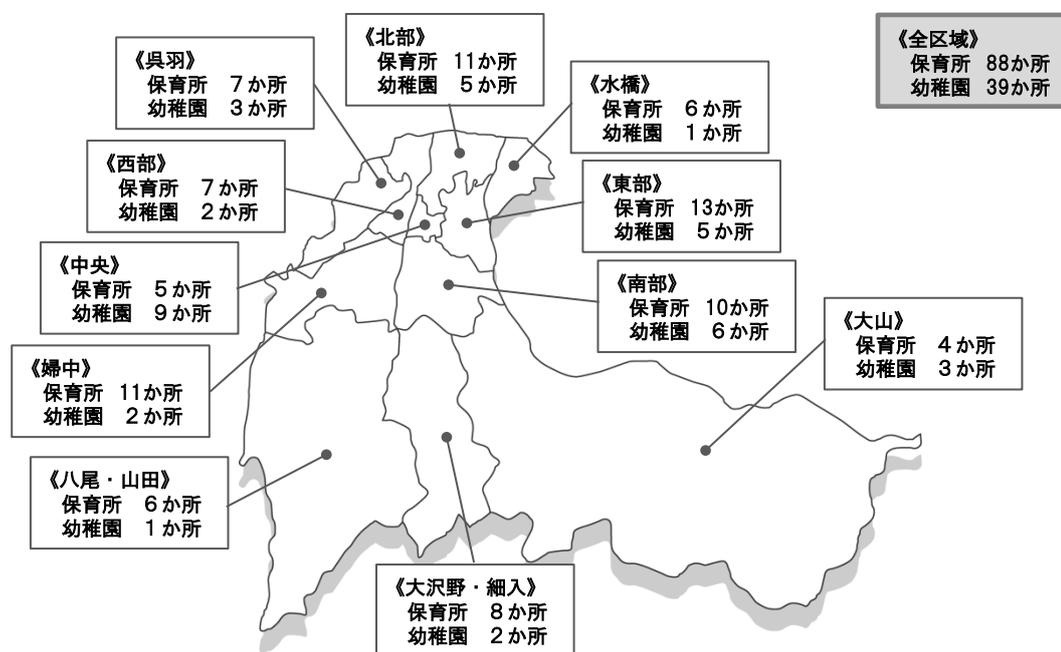
本市の子ども・子育て支援事業計画の中で、教育・保育や子育て支援事業が必要とされる需給量を分析し今後の提供方策を考えていくうえで、市域全体を下図の11区域に分けて検討することとしました。

■ 設定の理由

富山市には、小学校区を基礎として地域コミュニティの核となる自治振興会が現在79形成されており、この79の自治振興会は、中学校区や日常生活圏域、住民同士の歴史的なつながり、市町村合併前の行政区域等をふまえ、13のブロックにまとまっています。

この13ブロックは、地域生活圏としてのまとまりの一つであり、本計画における教育・保育提供区域の設定にあたって、この自治振興会の13ブロックが基本となると考えました。ただし、山田地域及び細入地域はともに対象となる子どもの数が極めて少ないことから、これまでの日常的なつながりを重視して、山田地域は八尾地域と、また細入地域は大沢野地域と一体的に考えて、市域全体を11区域として設定しました。

図4.2 11区域設定と区域別の保育所・幼稚園の状況



5 教育・保育の量の見込み

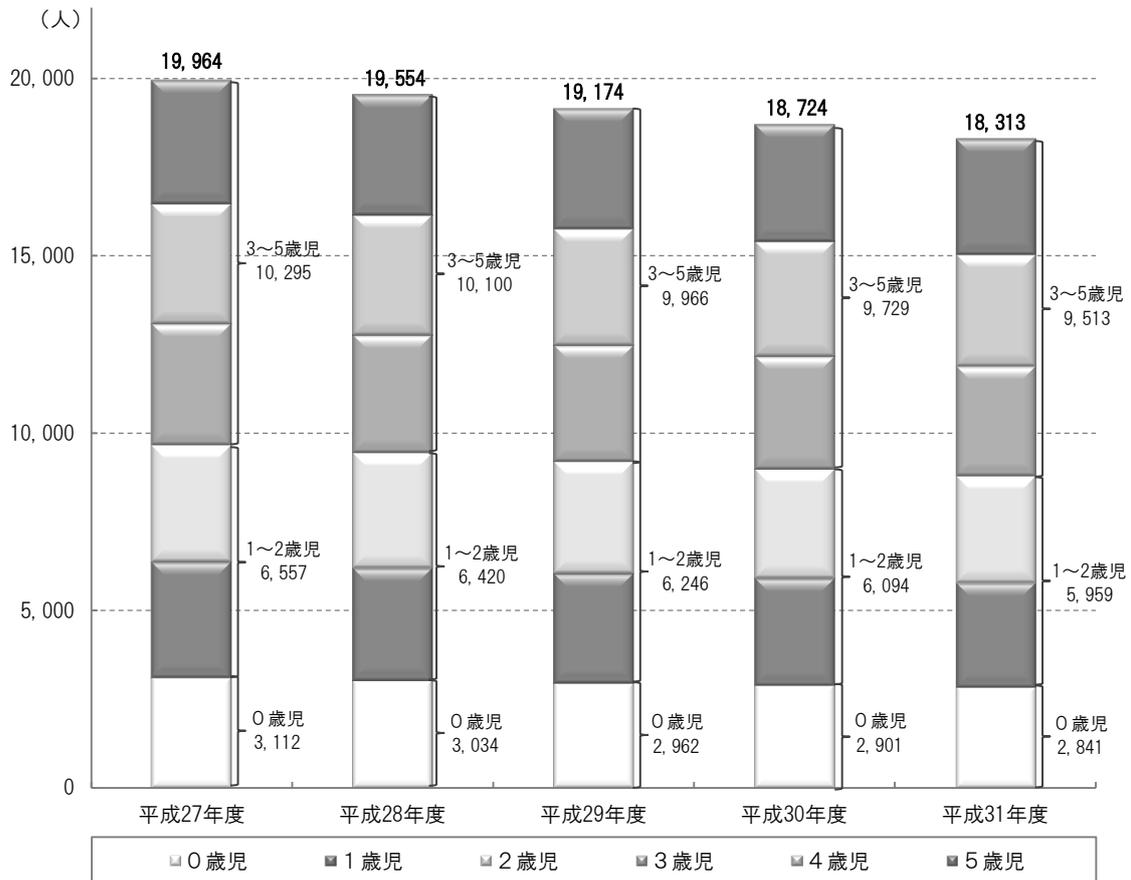
(1) 計画期間における未就学児の人口推計（市域全体）

計画期間である平成27年度から平成31年度までの未就学児の人口は、平成26年度までの本市の人口の推移から、緩やかに減少していくと予想され、平成26年4月の未就学児人口が20,300人余りであることから、31年度までの5年間で、約2,000人の減少が見込まれます。

単位：人

年齢	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
0歳	3,112	3,112	3,034	3,034	2,962	2,962	2,901	2,901	2,841	2,841
1歳	3,267	6,557	3,172	6,420	3,093	6,246	3,020	6,094	2,958	5,959
2歳	3,290		3,248		3,153		3,074		3,001	
3歳	3,406	10,295	3,306	10,100	3,264	9,966	3,169	9,729	3,090	9,513
4歳	3,392		3,400		3,300		3,258		3,163	
5歳	3,497		3,394		3,402		3,302		3,260	
計	19,964	19,964	19,554	19,554	19,174	19,174	18,724	18,724	18,313	18,313

図4.3 計画期間における未就学児の人口推計（市域全体）



(2) 教育・保育の量の見込み

■ 算出方法

計画期間における教育・保育の量の見込みは、未就学児が保育所や幼稚園等をどのくらい利用するか、需要量を人数で見込むものです。未就学児の人口推計及び平成25年10月に行った「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果をもとに、国の手引きに基づき算出しました。

■ 数値の補正

国の手引きに基づく算出値では、平成25年度の時点で教育・保育の利用率が75.8%（在宅保育率が24.2%）であるものが、平成31年度には教育・保育の利用率が91.5%（在宅保育率が8.5%）となると見込む等、現状と著しく乖離することから、こうした潜在的ニーズの最大値が短期間に顕在化しがたいと考えて、平成19年度から25年度までの6年間で在宅保育率が3.4%減少したとの調査結果をもとに、平成31年度の教育・保育の利用率を80.0%（在宅保育率を20.0%）と推定し、この数値から目標年である平成31年度の1号～3号の教育・保育利用の利用予測を立て、平成27年度以降緩やかにこの目標値に向かうものとして、量の見込みを算出しました。

表4.1 教育・保育の量の見込み（市域全体）

単位：人

年度	1号	2号		3号		在宅保育等	未就学児総数	
		学校教育を希望	左記以外	0歳児	1・2歳児			
平成25年度	2,858	1,196	6,485	1,289	3,829	4,992	20,649	基準年度
	75.8%					24.2%		
平成26年度	2,817	1,179	6,393	1,271	3,774	4,921	20,355	現行年度
平成27年度	2,694	1,143	6,375	1,286	3,779	4,687	19,964	新制度開始
平成28年度	2,571	1,108	6,356	1,301	3,784	4,434	19,554	計画最終年度に向かい 緩やかに移行 (人口推計による)
平成29年度	2,448	1,072	6,338	1,317	3,789	4,210	19,174	
平成30年度	2,325	1,037	6,319	1,333	3,794	3,916	18,724	
平成31年度	2,200	1,000	6,300	1,350	3,800	3,663	18,313	
	80.0%					20.0%		

6 教育・保育の確保方策

量の見込みに対する確保方策は、計画期間中に見込まれる教育・保育の需要に対して、どのような方法でどれだけの供給量を確保するかを示すものであり、確保方策の記載数値は、次のような方法で算出しました。

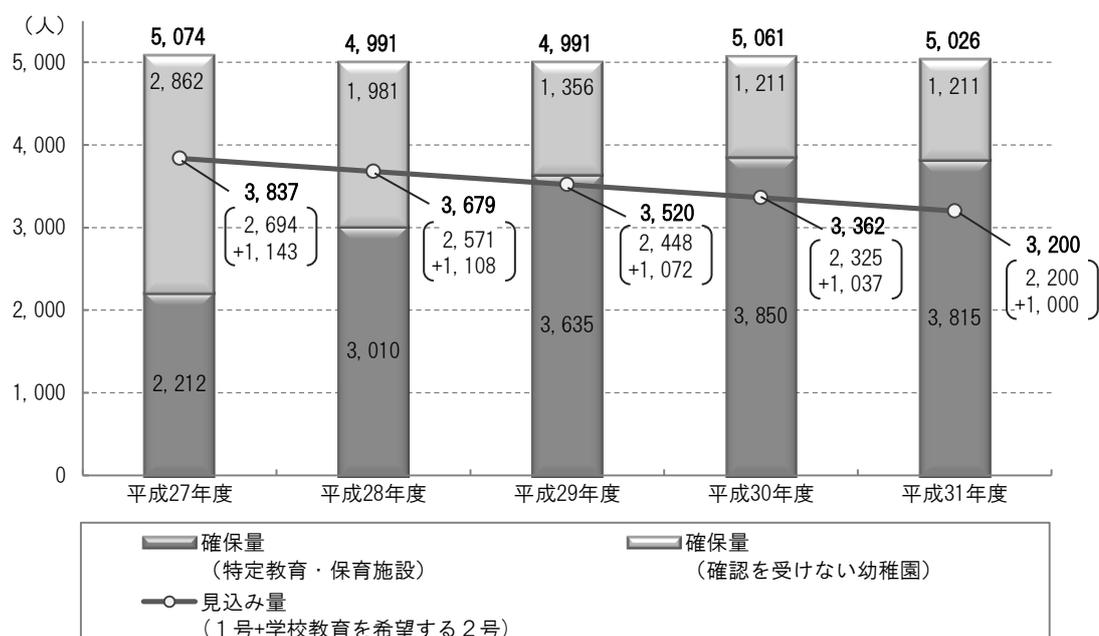
- ① 私立の幼稚園・保育所・認定こども園については、平成26年7月に実施した各施設への意向調査の結果を参考にして利用定員を記載。
- ② 公立幼稚園・認定こども園については、平成26年度の認可定員を利用定員として記載。
- ③ 公立保育所については、平成23年度～25年度の各年3月の利用実績（実際に受入可能であった数値）の平均値をベースとして利用定員を想定し記載。
- ④ 地域型保育事業については、該当年度に設置が想定される施設の0～2歳児の定員を記載（現在認可を受けている教育・保育施設に併設が予定される場合も含む）。
- ⑤ 認可外保育施設については、一定の施設基準に基づき、市が運営費補助等の支援を行っている施設の0～2歳児の定員を記載（現在認可を受けている教育・保育施設に併設が予定される場合も含む）。

(1) 1号認定+2号認定（学校教育を希望）の子どもの教育・保育の確保方策

単位：人

計画年度	利用者区分	①量の見込み	②確保の内容				②-①
			特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育事業	認可外保育施設	
平成27年度	1号認定	2,694	2,212	2,862	—	—	1,237
	2号認定 (学校教育を希望)	1,143					
平成28年度	1号認定	2,571	3,010	1,981	—	—	1,312
	2号認定 (学校教育を希望)	1,108					
平成29年度	1号認定	2,448	3,635	1,356	—	—	1,471
	2号認定 (学校教育を希望)	1,072					
平成30年度	1号認定	2,325	3,850	1,211	—	—	1,699
	2号認定 (学校教育を希望)	1,037					
平成31年度	1号認定	2,200	3,815	1,211	—	—	1,826
	2号認定 (学校教育を希望)	1,000					

図4.4 1号認定と学校教育を希望する2号認定の子どもの教育・保育見込み量と確保量



1号認定と2号認定のうち学校教育の希望が強い児童の量の見込みは5か年で緩やかに減少し、市域全体では平成31年度には平成27年度に比べて600人余り少なくなると見込まれます。一方供給量がほぼ一定であることから、徐々に供給の余剰が大きくなると考えられます。

市内各区域では、平成27年度の東部、西部、婦中区域で供給不足がみられますが、平成31年度にはすべての区域で供給が確保される状態が想定されます。

幼稚園は、園児送迎バスの運行等により隣接区域の施設に通園する利用者も多くみられるため、11区域を超えたより広い地域での供給確保が行われており、試算の中で供給不足がみられる年度・区域についても、隣接区域利用によって実際には需要は満たされると考えられます。

なお、現在の幼稚園が認定こども園へ移行することで2号・3号の定員確保が可能となることから、区域によって想定される保育需要に対する供給不足を解決するための一つの方策として、幼稚園の認定こども園への移行促進が考えられます。

※ 東部区域（43ページ）、西部区域（44ページ）、婦中区域（52ページ）参照

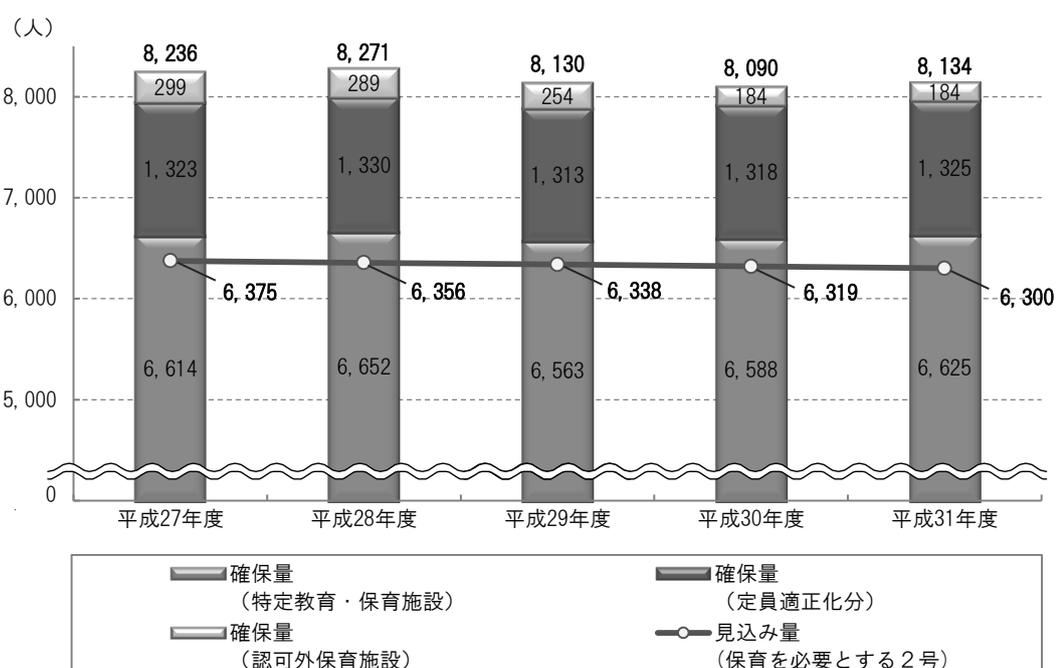
(2) 2号認定（保育を必要とする）の子どもの教育・保育の確保方策

単位：人

計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
平成 27年度	2号認定 (保育を必要)	6,375	6,614	—	—	299	538	1,861
平成 28年度	2号認定 (保育を必要)	6,356	6,652	—	—	289	585	1,915
平成 29年度	2号認定 (保育を必要)	6,338	6,563	—	—	254	479	1,792
平成 30年度	2号認定 (保育を必要)	6,319	6,588	—	—	184	453	1,771
平成 31年度	2号認定 (保育を必要)	6,300	6,625	—	—	184	509	1,834

※特定教育・保育施設の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

図4.5 2号認定（保育を必要とする）の子どもの教育・保育見込み量と確保量



2号認定のうち保育を必要とする児童の教育・保育の量の見込みは、5か年で緩やかな減少が想定され、市域全体では平成31年度には平成27年度に比べて70人余りの減少が見込まれます。これに対し東部、南部、婦中区域で年度によって供給不足がみられるものの、市域全体としては各年度とも必要な供給量が確保される状況にあることから、隣接区域をまたがる利用調整により、2号認定の児童の保育ニーズに応えられると考えられます。

※ 東部区域（43ページ）、南部区域（45ページ）、婦中区域（52ページ）参照

(3) 3号認定(0歳児・1～2歳児)の子どもの教育・保育の確保方策

単位：人

計画年度	利用者区分	①量の見込み	②確保の内容				②-①	※定員適正化後 ②-①
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
平成 27年度	3号認定 (0歳児)	1,286	1,133	—	0	42	-111	116
	3号認定 (1・2歳児)	3,779	3,580	—	42	145	-12	704
平成 28年度	3号認定 (0歳児)	1,301	1,140	—	0	42	-119	109
	3号認定 (1・2歳児)	3,784	3,597	—	44	135	-8	711
平成 29年度	3号認定 (0歳児)	1,317	1,134	—	3	42	-138	89
	3号認定 (1・2歳児)	3,789	3,577	—	80	135	3	718
平成 30年度	3号認定 (0歳児)	1,333	1,139	—	3	42	-149	79
	3号認定 (1・2歳児)	3,794	3,592	—	62	135	-5	713
平成 31年度	3号認定 (0歳児)	1,350	1,137	—	3	42	-168	59
	3号認定 (1・2歳児)	3,800	3,592	—	62	135	-11	707

※特定教育・保育施設の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

図4.6.1 3号認定(0歳児)の子どもの教育・保育見込み量と確保量

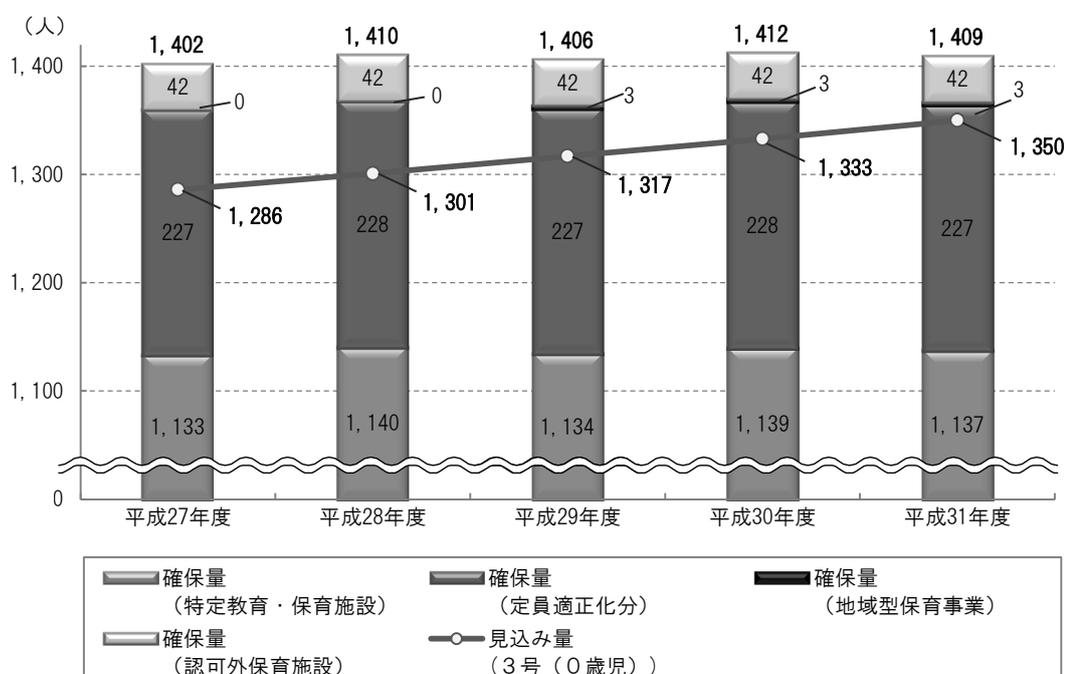
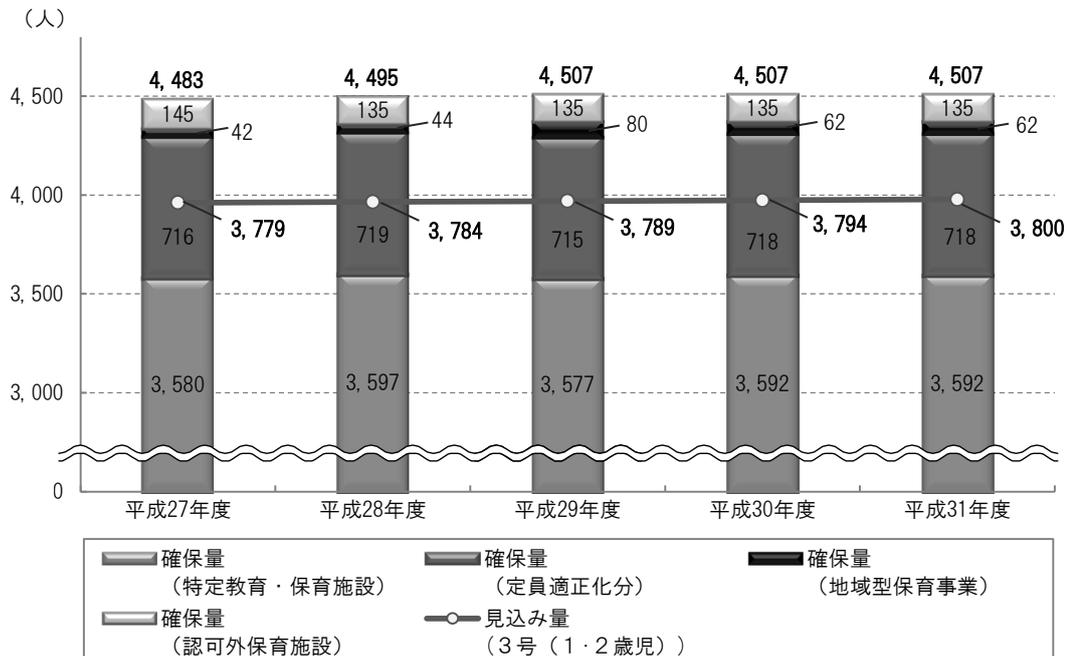


図4.6.2 3号認定（1～2歳児）の子どもの教育・保育見込み量と確保量



3号認定の0歳児及び1・2歳児の教育・保育の量の見込みは、対象人口が減少する一方で利用率が上昇することにより、緩やかに増加していくと考えられます。市域全体では平成31年度には平成27年度に比べて80人余り多くなると考えられます。なお、国では今後の育児休暇取得率の向上による保育需要の変動の可能性を指摘しており、計画期間後半においては3号認定の保育需要が、現在の量の見込みよりも少なくなることも想定されます。

量の見込みに対する市域全体の供給確保については、5か年を通して0歳児で110人から170人程度、1・2歳児で10人前後の供給不足が見込まれます。

「確保方策の算出方法」で述べたように、供給量の計画数値は既存の各施設が想定する利用定員の積み上げを基本として算出しており、

- ア 施設によっては認可定員に対して低めの利用定員を設定しており、供給不足の場合には認可定員までの増員対応による適正化が想定される。
- イ 計画期間中の利用者実数が利用定員を常時上回る場合には、該当する施設には定員の見直しによる適正化が求められる。

ことから、ア、イの定員適正化による加算を教育・保育施設の利用定員の2割と想定し、これにより市域全体においては、各年度とも量の見込みに対して供給確保が可能であると考えます。

(4) 各区域における教育・保育の量の見込みと確保方策

■ 市域全体総括表

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
市域全体	平成 27 年度	1号認定	2,694							
		2号認定	学校教育を 希望	1,143	2,212	2,862	—	—	1,237	1,237
			上記以外	6,375	6,614	—	—	299	538	1,861
		3号認定	0歳児	1,286	1,133	—	0	42	-111	116
			1・2歳児	3,779	3,580	—	42	145	-12	704
		平成 28 年度	1号認定	2,571						
	2号認定		学校教育を 希望	1,108	3,010	1,981	—	—	1,312	1,312
			上記以外	6,356	6,652	—	—	289	585	1,915
	3号認定		0歳児	1,301	1,140	—	0	42	-119	109
			1・2歳児	3,784	3,597	—	44	135	-8	711
	平成 29 年度		1号認定	2,448						
		2号認定	学校教育を 希望	1,072	3,635	1,356	—	—	1,471	1,471
			上記以外	6,338	6,563	—	—	254	479	1,792
		3号認定	0歳児	1,317	1,134	—	3	42	-138	89
			1・2歳児	3,789	3,577	—	80	135	3	718
		平成 30 年度	1号認定	2,325						
	2号認定		学校教育を 希望	1,037	3,850	1,211	—	—	1,699	1,699
			上記以外	6,319	6,588	—	—	184	453	1,771
	3号認定		0歳児	1,333	1,139	—	3	42	-149	79
			1・2歳児	3,794	3,592	—	62	135	-5	713
	平成 31 年度		1号認定	2,200						
		2号認定	学校教育を 希望	1,000	3,815	1,211	—	—	1,826	1,826
			上記以外	6,300	6,625	—	—	184	509	1,834
		3号認定	0歳児	1,350	1,137	—	3	42	-168	59
1・2歳児			3,800	3,592	—	62	135	-11	707	

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 中央区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
中央	平成 27 年度	1号認定	265	180	727	—	—	528	528	
		2号認定	学校教育を 希望							114
			上記以外	245	343	—	—	133	231	300
		3号認定	0歳児	65	66	—	0	8	9	22
			1・2歳児	160	227	—	23	22	112	157
		平成 28 年度	1号認定	263	430	461	—	—	513	513
	2号認定		学校教育を 希望	115						
			上記以外	257	388	—	—	123	254	332
	3号認定		0歳児	65	72	—	0	8	15	29
			1・2歳児	157	251	—	13	22	129	179
	平成 29 年度		1号認定	242	510	361	—	—	522	522
		2号認定	学校教育を 希望	107						
			上記以外	249	388	—	—	88	227	305
		3号認定	0歳児	65	72	—	3	8	18	32
			1・2歳児	156	251	—	29	22	146	196
		平成 30 年度	1号認定	235	660	211	—	—	530	530
	2号認定		学校教育を 希望	106						
			上記以外	256	458	—	—	18	220	312
	3号認定		0歳児	67	72	—	3	8	16	30
			1・2歳児	155	271	—	11	22	149	203
	平成 31 年度		1号認定	218	605	211	—	—	496	496
		2号認定	学校教育を 希望	102						
			上記以外	249	513	—	—	18	282	385
		3号認定	0歳児	66	72	—	3	8	17	31
1・2歳児			155	271	—	11	22	149	203	

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 東部区域

区域	計画年度	利用者区分		①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
東部	平成 27 年度	1号認定		717	270	584	-	-	-154	-154
		2号 認定	学校教育を 希望	291						
			上記以外	1,270	1,317	-	-	21	68	331
		3号 認定	0歳児	306	246	-	0	14	-46	3
			1・2歳児	965	743	-	0	25	-197	-48
	平成 28 年度	1号認定		697	629	240	-	-	-119	-119
		2号 認定	学校教育を 希望	291						
			上記以外	1,312	1,303	-	-	21	12	273
		3号 認定	0歳児	311	252	-	0	14	-45	5
			1・2歳児	953	736	-	0	25	-192	-45
	平成 29 年度	1号認定		685	664	240	-	-	-72	-72
		2号 認定	学校教育を 希望	291						
			上記以外	1,352	1,278	-	-	21	-53	203
		3号 認定	0歳児	318	257	-	0	14	-47	4
			1・2歳児	964	736	-	0	25	-203	-56
	平成 30 年度	1号認定		657	669	240	-	-	-34	-34
		2号 認定	学校教育を 希望	286						
			上記以外	1,371	1,273	-	-	21	-77	178
		3号 認定	0歳児	324	257	-	0	14	-53	-2
			1・2歳児	971	736	-	0	25	-210	-63
	平成 31 年度	1号認定		618	674	240	-	-	25	25
		2号 認定	学校教育を 希望	271						
			上記以外	1,356	1,268	-	-	21	-67	187
		3号 認定	0歳児	330	257	-	0	14	-59	-8
1・2歳児			982	736	-	0	25	-221	-74	

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 西部区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
西部	平成 27 年度	1号認定	273	150	160	-	-	-37	-37	
		2号認定	74							
			学校教育を 希望	407	482	-	-	0	75	171
			上記以外	77	85	-	0	0	8	25
		3号認定	1・2歳児	246	311	-	0	0	65	127
			1号認定	251	150	160	-	-	-10	-10
	2号認定	69								
		学校教育を 希望	396	482	-	-	0	86	182	
		上記以外	79	85	-	0	0	6	23	
	3号認定	0歳児	247	311	-	0	0	64	126	
		1・2歳児	244	150	160	-	-	-3	-3	
	1号認定	69								
		学校教育を 希望	406	482	-	-	0	76	172	
		上記以外	82	85	-	0	0	3	20	
	3号認定	0歳児	248	311	-	0	0	63	125	
		1・2歳児	229	165	160	-	-	30	30	
	1号認定	66								
		学校教育を 希望	402	477	-	-	0	75	170	
		上記以外	83	85	-	0	0	2	19	
	3号認定	0歳児	253	301	-	0	0	48	108	
		1・2歳児	219	165	160	-	-	41	41	
	1号認定	65								
		学校教育を 希望	403	477	-	-	0	74	169	
		上記以外	85	85	-	0	0	0	17	
3号認定	0歳児	257	301	-	0	0	44	104		
	1・2歳児									

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 南部区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
南部	平成 27 年度	1号認定	676	445	546	-	-	142	142	
		2号認定	173							
			学校教育を 希望	1,239	1,008	-	-	43	-188	14
			上記以外							
		3号 認定	0歳児	298	151	-	0	7	-140	-110
			1・2歳児	765	530	-	0	22	-213	-107
	平成 28 年度	1号認定	647	656	340	-	-	179	179	
		2号認定	170							
			学校教育を 希望	1,258	1,018	-	-	43	-197	7
			上記以外							
		3号 認定	0歳児	303	146	-	0	7	-150	-121
			1・2歳児	778	530	-	0	22	-226	-120
	平成 29 年度	1号認定	607	911	100	-	-	242	242	
		2号認定	162							
			学校教育を 希望	1,242	1,008	-	-	43	-191	11
			上記以外							
		3号 認定	0歳児	308	141	-	0	7	-160	-132
			1・2歳児	783	530	-	0	22	-231	-125
	平成 30 年度	1号認定	577	936	100	-	-	303	303	
		2号認定	156							
			学校教育を 希望	1,244	983	-	-	43	-218	-21
			上記以外							
		3号 認定	0歳児	312	151	-	0	7	-154	-124
			1・2歳児	788	540	-	0	22	-226	-118
平成 31 年度	1号認定	553	936	100	-	-	331	331		
	2号認定	152								
		学校教育を 希望	1,253	983	-	-	43	-227	-30	
		上記以外								
	3号 認定	0歳児	321	151	-	0	7	-163	-133	
		1・2歳児	792	540	-	0	22	-230	-122	

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 北部区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
北部	平成 27 年度	1号認定	315	105	495	-	-	140	140	
		2号認定	145							
			学校教育を 希望	866	893	-	-	52	79	258
			上記以外	139	151	-	0	8	20	50
		3号認定	495	440	-	0	48	-7	81	
	平成 28 年度	1号認定	304	168	430	-	-	151	151	
		2号認定	143							
			学校教育を 希望	880	900	-	-	52	72	252
			上記以外	139	151	-	0	8	20	50
		3号認定	482	440	-	12	38	8	96	
	平成 29 年度	1号認定	289	388	140	-	-	100	100	
		2号認定	139							
			学校教育を 希望	886	885	-	-	52	51	228
			上記以外	139	151	-	0	8	20	50
		3号認定	476	430	-	32	38	24	110	
	平成 30 年度	1号認定	268	388	150	-	-	139	139	
		2号認定	131							
			学校教育を 希望	863	885	-	-	52	74	251
			上記以外	139	151	-	0	8	20	50
		3号認定	470	430	-	32	38	30	116	
	平成 31 年度	1号認定	247	388	150	-	-	167	167	
		2号認定	124							
			学校教育を 希望	840	885	-	-	52	97	274
			上記以外	139	151	-	0	8	20	50
3号認定		465	430	-	32	38	35	121		

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 呉羽区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
呉羽	平成 27 年度	1号認定	91	140	190	-	-	174	174	
		2号認定	65							
			学校教育を 希望	329	351	-	-	29	51	121
			上記以外	62	60	-	0	0	-2	10
		3号認定	179	178	-	0	6	5	41	
		1・2歳児								
	平成 28 年度	1号認定	86	140	190	-	-	181	181	
		2号認定	63							
			学校教育を 希望	330	351	-	-	29	50	120
			上記以外	64	60	-	0	0	-4	8
		3号認定	177	178	-	0	6	7	43	
		1・2歳児								
	平成 29 年度	1号認定	84	140	195	-	-	189	189	
		2号認定	62							
			学校教育を 希望	336	351	-	-	29	44	114
			上記以外	64	60	-	0	0	-4	8
		3号認定	178	178	-	0	6	6	42	
		1・2歳児								
	平成 30 年度	1号認定	78	140	190	-	-	192	192	
		2号認定	60							
			学校教育を 希望	332	351	-	-	29	48	118
			上記以外	66	60	-	0	0	-6	6
		3号認定	178	178	-	0	6	6	42	
		1・2歳児								
平成 31 年度	1号認定	74	140	190	-	-	198	198		
	2号認定	58								
		学校教育を 希望	331	351	-	-	29	49	119	
		上記以外	67	60	-	0	0	-7	5	
	3号認定	179	178	-	0	6	5	41		
	1・2歳児									

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 水橋区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
水橋	平成 27 年度	1号認定	38	105	0	-	-	26	26	
		2号認定	学校教育を 希望							41
			上記以外	220	233	-	-	10	23	70
		3号認定	0歳児	34	54	-	0	2	22	33
			1・2歳児	101	129	-	0	8	36	62
		平成 28 年度	1号認定	34	105	0	-	-	35	35
	2号認定		学校教育を 希望	36						
			上記以外	206	233	-	-	10	37	84
	3号認定		0歳児	33	54	-	0	2	23	34
			1・2歳児	108	129	-	0	8	29	55
	平成 29 年度		1号認定	31	110	0	-	-	45	45
		2号認定	学校教育を 希望	34						
			上記以外	202	223	-	-	10	31	76
		3号認定	0歳児	33	54	-	0	2	23	34
			1・2歳児	105	124	-	0	8	27	52
		平成 30 年度	1号認定	28	110	0	-	-	51	51
	2号認定		学校教育を 希望	31						
			上記以外	189	223	-	-	10	44	89
	3号認定		0歳児	33	54	-	0	2	23	34
			1・2歳児	103	124	-	0	8	29	54
	平成 31 年度		1号認定	28	110	0	-	-	50	50
		2号認定	学校教育を 希望	32						
			上記以外	194	223	-	-	10	39	84
		3号認定	0歳児	32	54	-	0	2	24	35
1・2歳児			102	124	-	0	8	30	55	

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 大沢野・細入区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
大 沢 野 ・ 細 入	平成 27 年度	1号認定	65	327	0	-	-	191	191	
		2号 認定	学校教育を 希望							71
			上記以外	377	403	-	-	6	32	113
		3号 認定	0歳児	67	71	-	0	0	4	18
			1・2歳児	194	234	-	0	4	44	91
	平成 28 年度	1号認定	60	327	0	-	-	200	200	
		2号 認定	学校教育を 希望							67
			上記以外	367	403	-	-	6	42	123
		3号 認定	0歳児	68	71	-	0	0	3	17
			1・2歳児	202	234	-	0	4	36	83
	平成 29 年度	1号認定	55	327	0	-	-	210	210	
		2号 認定	学校教育を 希望							62
			上記以外	353	403	-	-	6	56	137
		3号 認定	0歳児	69	71	-	0	0	2	16
			1・2歳児	204	234	-	0	4	34	81
	平成 30 年度	1号認定	53	327	0	-	-	213	213	
		2号 認定	学校教育を 希望							61
			上記以外	356	403	-	-	6	53	134
		3号 認定	0歳児	69	71	-	0	0	2	16
			1・2歳児	206	234	-	0	4	32	79
	平成 31 年度	1号認定	52	327	0	-	-	214	214	
		2号 認定	学校教育を 希望							61
			上記以外	367	403	-	-	6	42	123
		3号 認定	0歳児	71	71	-	0	0	0	14
1・2歳児			205	234	-	0	4	33	80	

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 大山区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
大山	平成 27 年度	1号認定	26	300	0	-	-	250	250	
		2号認定	学校教育を 希望							24
			上記以外	119	164	-	-	0	45	78
		3号認定	0歳児	15	30	-	0	0	15	21
			1・2歳児	67	71	-	0	0	4	18
	平成 28 年度	1号認定	24	205	0	-	-	159	159	
		2号認定	学校教育を 希望							22
			上記以外	115	164	-	-	0	49	82
		3号認定	0歳児	15	30	-	0	0	15	21
			1・2歳児	63	71	-	0	0	8	22
	平成 29 年度	1号認定	23	205	0	-	-	161	161	
		2号認定	学校教育を 希望							21
			上記以外	115	154	-	-	0	39	70
		3号認定	0歳児	14	30	-	0	0	16	22
			1・2歳児	62	71	-	0	0	9	23
	平成 30 年度	1号認定	21	205	0	-	-	164	164	
		2号認定	学校教育を 希望							20
			上記以外	111	154	-	-	0	43	74
		3号認定	0歳児	14	30	-	0	0	16	22
			1・2歳児	61	71	-	0	0	10	24
	平成 31 年度	1号認定	19	205	0	-	-	168	168	
		2号認定	学校教育を 希望							18
			上記以外	106	154	-	-	0	48	79
		3号認定	0歳児	14	30	-	0	0	16	22
1・2歳児			59	71	-	0	0	12	26	

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 八尾・山田区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
八尾・ 山田	平成 27 年度	1号認定	24	85	0	-	-	47	47	
		2号認定	14							
			学校教育を 希望	388	520	-	-	5	137	241
			上記以外	60	64	-	0	3	7	20
		3号認定	1・2歳児	178	241	-	19	10	92	140
			1号認定	20	85	0	-	-	54	54
	2号認定	11								
		学校教育を 希望	354	520	-	-	5	171	275	
		上記以外	59	64	-	0	3	8	21	
	3号認定	0歳児	181	241	-	19	10	89	137	
		1号認定	18	85	0	-	-	56	56	
	2号認定	11								
		学校教育を 希望	347	520	-	-	5	178	282	
		上記以外	59	64	-	0	3	8	21	
	3号認定	0歳児	178	241	-	19	10	92	140	
		1号認定	18	85	0	-	-	57	57	
	2号認定	10								
		学校教育を 希望	342	520	-	-	5	183	287	
		上記以外	58	64	-	0	3	9	22	
	3号認定	0歳児	174	241	-	19	10	96	144	
		1号認定	17	85	0	-	-	58	58	
	2号認定	10								
		学校教育を 希望	341	520	-	-	5	184	288	
		上記以外	57	64	-	0	3	10	23	
3号認定	0歳児	170	241	-	19	10	100	148		
	1号認定	170	241	-	19	10	100	148		

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

■ 婦中区域

区域	計画年度	利用者区分	①量の 見込み	②確保の内容				②-①	※定員適 正化後 ②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
婦中	平成 27 年度	1号認定	204	105	160	-	-	-70	-70	
		2号認定	131							
			学校教育を 希望	915	900	-	-	0	-15	165
			上記以外	163	155	-	0	0	-8	23
		3号認定	0歳児	429	476	-	0	0	47	142
			1・2歳児							
	平成 28 年度	1号認定	185	115	160	-	-	-31	-31	
		2号認定	121							
			学校教育を 希望	881	890	-	-	0	9	187
			上記以外	165	155	-	0	0	-10	21
		3号認定	0歳児	436	476	-	0	0	40	135
			1・2歳児							
	平成 29 年度	1号認定	170	145	160	-	-	21	21	
		2号認定	114							
			学校教育を 希望	850	871	-	-	0	21	195
			上記以外	166	149	-	0	0	-17	13
		3号認定	0歳児	435	471	-	0	0	36	130
			1・2歳児							
	平成 30 年度	1号認定	161	165	160	-	-	54	54	
		2号認定	110							
			学校教育を 希望	853	861	-	-	0	8	180
			上記以外	168	144	-	0	0	-24	5
		3号認定	0歳児	435	466	-	0	0	31	124
			1・2歳児							
平成 31 年度	1号認定	155	180	160	-	-	78	78		
	2号認定	107								
		学校教育を 希望	860	848	-	-	0	-12	158	
		上記以外	168	142	-	0	0	-26	2	
	3号認定	0歳児	434	466	-	0	0	32	125	
		1・2歳児								

※特定教育・保育施設の2号・3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値。

7 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せもち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、保護者の利便性を高め、選択肢を増やすものと期待されます。国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすくする等、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向をふまえながら、本市においても、今後認定こども園の整備が進むよう取り組みを行うこととし、既存の幼稚園・保育所事業者から認定こども園への移行希望があった場合には、施設の所在区域の教育・保育の需給バランスを勘案した利用定員数を見定めながら、可能な限り認可・認定を行うことを基本姿勢とします。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向に加えて施設の状況等を十分にふまえながら、子どもの最善の利益にかなうよう配慮が必要であると考えます。

※国の「子ども・子育て支援法にもとづく基本指針」および量の見込み算出等のための作業の手引きでは、中核市の「子ども・子育て支援事業計画」（本計画）中で、特定教育・保育施設の利用定員に「中核市が定める数」（需要量に上乗せする数）を加えて便宜的に供給不足の状態を想定することで、認定こども園への移行希望を認める手順が示されています。本計画では、計画数値にこの上乗せによる補正は行わないものの、示された認定こども園普及の趣旨に沿った移行推進の対応をとるものです。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催等による職員の資質向上のための支援を行います。

② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- ① 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ② 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- ③ 障害のある児童とともに行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

- ① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園・保育所・認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりする等、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(6) 教育・保育施設の広域利用

教育・保育施設の利用形態として、本市に居住する子どもが他市町の施設を利用する、あるいは他市町村の子どもが本市の施設を利用するといった市域をまたがる広域利用の希望が、少数ながら見込まれます。

これらの広域利用については、これまでの利用実態や施設ごとの需要と供給の状況をふまえた上で、当該市町村と十分な協議を行いながら、利用者の個々の事情に応じた対応を可能な限り行うことを基本とします。



8 地域子ども・子育て支援事業

No.	対象事業	第5章中の位置付け (体系図：施策の方向)
1	利用者支援事業 (新規事業のため本市の該当事業なし)	1-2 子育て相談体制の 充実
2	時間外保育事業 (本市：延長保育事業)	2-1 保育サービス等の 充実
3	放課後児童健全育成事業 (本市：放課後児童クラブ、子ども会)	2-3 家庭や地域における 子育て環境の充実
4	子育て短期支援事業(ショートステイ) (本市：短期入所生活援助事業(ショートステイ))	2-3 家庭や地域における 子育て環境の充実
5	乳児家庭全戸訪問事業 (本市：こんにちは赤ちゃん事業)	3-1 母子保健サービス 等の充実
6	養育支援訪問事業 (本市：すこやか子育て支援事業)	3-1 母子保健サービス 等の充実
7	地域子育て支援拠点事業 (本市：子育て支援センター)	1-2 子育て相談体制の 充実 2-3 家庭や地域における 子育て環境の充実
8	一時預かり事業 ◆幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (本市：預かり保育事業) ◆その他 (本市：一時保育事業、ファミリー・サポート・センター 事業、トワイライトステイ)	2-1 保育サービス等の 充実 2-3 家庭や地域における 子育て環境の充実
9	病児保育事業 (本市：病児・病後児保育事業)	2-1 保育サービス等の 充実
10	子育て援助活動支援事業 (本市：ファミリー・サポート・センター事業)	2-1 保育サービス等の 充実
11	妊婦に対する健康診査事業 (本市：妊婦一般・歯科健康診査事業)	3-1 母子保健サービス 等の充実
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (新規事業のため本市の該当事業なし)	(4-4 子育てに対する経 済的支援)
13	多様な主体が参画することを促進するための事業 (新規事業のため本市の該当事業なし)	(2-1 保育サービス等の 充実)

地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援

① 事業の概要

(1) 事業区分	利用者支援
(2) 本市における事業名	新規事業のため、本市の該当事業なし。
(3) 事業の概要	<p>認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p>利用者の個別ニーズに応じた情報、メニューの提供、コーディネーションを行うとの事業趣旨であるとし、日常的に利用できかつ相談機能を有する窓口を設置する。</p>
(4) 実施状況	<p>新規事業のため、本市の該当事業なし。</p> <p>現在、本市の既存機関では、本庁子育て支援課及び家庭児童相談課、各行政センター地域福祉課・市民福祉課が最もこれに近いサービスを行っており、子育て支援センター、保健福祉センター、教育センター等が、それぞれの実施事業に関する相談や情報提供の役割を果たしている。</p>
(5) 提供区域の設定	3区域
(6) 量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず、提供区域ごとに事業実施か所（量の見込み）を想定する。
(7) 確保方策の考え方	<p>子育て支援のための施設やサービスに関する情報提供・相談は、居住地域や勤務地域等複数エリアにまたがる広域的な情報集約や対応が求められることから、本庁・総合行政センターの行政窓口を活用しながら、中央から水橋までをエリアとする区域、大山・細入及び大沢野区域、八尾・山田及び婦中区域にそれぞれ1か所の「特定型」利用者支援の窓口を設置し、開設窓口1か所につき1名の専任職員を配置する。</p> <p>計画期間中の本事業の活用状況によって、区域ごとの配置数の変更が必要な場合にはあらかじめ検討する。</p> <p>また、国から新たに事業が提示された「母子保健型」利用者支援については、計画期間中に今後の方向性等を見定めていく。</p> <p>【第5章体系図中の位置付け】</p> <p>1-2 子育て相談体制の充実</p>
(8) 事業担当課 (平成26年度)	新規事業のため該当なし。

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：か所

区 域		項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域全体 (合計)		量の見込み	3	3	3	3	3
		確保方策	1	1	2	2	3
中 央 東 部 西 部 南 部 北 部 呉 羽 水 橋	1 区 域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
大沢野・細入 大 山	1 区 域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	0	0	0	0	1
八尾・山田 婦 中	1 区 域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	0	0	1	1	1

【上記以外に相談や情報提供業務を行う関連施設】

単位：か所

区 域	本庁・総合 行政センター	子育て支援 センター	保健福祉 センター	教育センター	合 計
市域全体 (合計)	7	12	7	1	27
中 央	1	1	1	1	4
東 部	0	1	0	0	1
西 部	0	0	0	0	0
南 部	0	2	1	0	3
北 部	0	2	1	0	3
呉 羽	0	1	0	0	1
水 橋	0	0	0	0	0
大沢野・細入	2	1	1	0	4
大 山	1	1	1	0	3
八尾・山田	2	1	1	0	4
婦 中	1	2	1	0	4

(2) 時間外保育事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	時間外保育事業
(2) 本市における事業名	延長保育事業
(3) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行う。
(4) 実施状況	平成25年度 市立保育所 24 施設で実施（19 時まで） 私立保育所 42 施設で実施（19 時 / 20 時まで） ※1 園のみ 22 時まで実施 平成24年度の全体での利用実績 132,753人 平成25年度の全体での利用実績 131,822人
(5) 提供区域の設定	11 区域（教育・保育事業の設定と同じ）
(6) 量の見込みの考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
(7) 確保方策の考え方	平成 26 年 7 月の意向調査で延長保育実施の意向があった施設の利用定員から確保の量を算出した。 11 区域のいずれの区域においても、午後 6 時以降の保育ニーズに対して確保量が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続する。
(8) 事業担当課 (平成 26 年度)	子育て支援課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：上段…人、中段…人、下段…か所

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域全体 (合計)	量の見込み	5,199	5,154	5,106	5,049	5,009
	確保方策 (定員)	9,690	9,870	10,100	10,060	10,040
	(施設数)	71	73	73	73	73
中央	量の見込み	291	292	284	284	279
	確保方策 (定員)	600	600	600	600	600
	(施設数)	5	5	5	5	5
東部	量の見込み	1,293	1,290	1,303	1,304	1,292
	確保方策 (定員)	1,770	1,970	2,280	2,270	2,270
	(施設数)	13	13	13	13	13
西部	量の見込み	312	304	307	304	304
	確保方策 (定員)	800	800	800	800	800
	(施設数)	7	7	7	7	7
南部	量の見込み	1,102	1,101	1,088	1,078	1,079
	確保方策 (定員)	1,690	1,700	1,680	1,680	1,680
	(施設数)	11	12	12	12	12
北部	量の見込み	605	596	589	571	556
	確保方策 (定員)	1,340	1,350	1,320	1,320	1,320
	(施設数)	9	10	10	10	10
呉羽	量の見込み	263	260	260	256	254
	確保方策 (定員)	290	290	290	290	290
	(施設数)	2	2	2	2	2
水橋	量の見込み	143	138	134	127	127
	確保方策 (定員)	200	190	190	190	190
	(施設数)	2	2	2	2	2
大沢野・細入	量の見込み	247	244	238	236	238
	確保方策 (定員)	630	630	630	630	630
	(施設数)	6	6	6	6	6
大山	量の見込み	48	45	44	43	41
	確保方策 (定員)	270	270	260	260	260
	(施設数)	3	3	3	3	3
八尾・山田	量の見込み	164	174	169	164	161
	確保方策 (定員)	780	780	780	780	780
	(施設数)	5	5	5	5	5
婦中	量の見込み	731	710	690	682	678
	確保方策 (定員)	1,360	1,350	1,320	1,300	1,280
	(施設数)	8	8	8	8	8

(3) 放課後児童健全育成事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	放課後児童健全育成事業
(2) 本市における事業名	地域児童健全育成事業（子ども会） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
(3) 事業の概要	放課後等に保護者が仕事等により家庭にいない、保育を必要とする小学生の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
(4) 実施状況	<p><u>地域児童健全育成事業（子ども会）</u></p> <p>放課後の小学校の余裕教室等を利用。 市が各校区の運営協議会への委託により実施。 放課後概ね3時間以上 開催日数（平成25年度）：年間250日程度 58校区で実施</p> <p><u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u></p> <p>社会福祉法人やNPO法人が運営。 放課後から午後7時まで 開催日数（平成25年度）：年間291日以上 24クラブで実施</p>
(5) 提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
(6) 量の見込みの考え方	子ども会と放課後児童クラブの需要の合計値を量の見込みととらえる。未就学児対象のニーズ調査により算出した数値をもととし、本市で別途行った就学児をもつ保護者を対象とした調査の結果を勘案した補正を行って、量の見込みとする。
(7) 確保方策の考え方	<p>本事業は、子ども会と放課後児童クラブの供給量の合計で、量の見込みを上回る確保を行うものとする。そのうえで、以下のような点に留意して事業の進捗を図る。</p> <p>①西部区域、大山区域、八尾・山田区域において、放課後児童クラブ単体での供給不足が発生する見込みであるため、これらの区域においては、各校区で実施している地域児童健全育成事業の利用も呼びかけることにより需要に応えていく。</p> <p>②放課後児童クラブについて、区域全体での供給量が確保できていても、その中の特定校区において供給不足がみられる場合等は、その校区内や近隣校区において新たなクラブの開設や、少人数でも実施できる地域ミニ放課後児童クラブの新たな開設の働きかけをしていくこととする。 こうした取り組みを通じて、全区域においてクラブ数の増加を図っていく。</p> <p>③本事業は、実施か所数ばかりでなく実施時間等の充実も利用者にとって重要な点であることから、現在午後6時までの開設がされていない校区については、実施主体である当該校区運営協議会に、時間の延長を働きかけていくことで、事業提供の質の充実を図っていく。</p> <p>【第5章体系図中の位置付け】 2-3 家庭や地域における子育て環境の充実</p>
(8) 事業担当課 (平成26年度)	家庭児童相談課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：上段…人、下段…人/か所

区 域	項 目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		子ども会	放課後児童クラブ								
市 域 全 体 (合 計)	量の見込み (人数)	1,860	1,020	1,850	1,020	1,810	1,010	1,800	1,010	1,780	1,000
		2,880		2,870		2,820		2,810		2,780	
	確保方策 (人数/か所数)	3,344/60	1,647/34	3,344/60	1,647/34	3,344/60	1,647/34	3,344/60	1,647/34	3,344/60	1,647/34
		4,991/94		4,991/94		4,991/94		4,991/94		4,991/94	
中 央	量の見込み (人数)	130	40	130	40	130	40	130	40	130	40
		170		170		170		170		170	
	確保方策 (人数/か所数)	205/3	64/2	205/3	64/2	205/3	64/2	205/3	64/2	205/3	64/2
		269/5		269/5		269/5		269/5		269/5	
東 部	量の見込み (人数)	320	240	320	240	310	240	310	240	310	240
		560		560		550		550		550	
	確保方策 (人数/か所数)	652/8	277/5	652/8	277/5	652/8	277/5	652/8	277/5	652/8	277/5
		929/13		929/13		929/13		929/13		929/13	
西 部	量の見込み (人数)	180	80	180	80	170	80	170	80	170	80
		260		260		250		250		250	
	確保方策 (人数/か所数)	345/7	70/2	345/7	70/2	345/7	70/2	345/7	70/2	345/7	70/2
		415/9		415/9		415/9		415/9		415/9	
南 部	量の見込み (人数)	320	170	320	170	330	170	330	170	330	170
		490		490		500		500		500	
	確保方策 (人数/か所数)	394/8	209/4	394/8	209/4	394/8	209/4	394/8	209/4	394/8	209/4
		603/12		603/12		603/12		603/12		603/12	
北 部	量の見込み (人数)	260	100	250	100	240	100	250	100	250	100
		360		350		340		350		350	
	確保方策 (人数/か所数)	397/8	244/5	397/8	244/5	397/8	244/5	397/8	244/5	397/8	244/5
		641/13		641/13		641/13		641/13		641/13	
呉 羽	量の見込み (人数)	160	50	160	50	150	50	150	50	150	50
		210		210		200		200		200	
	確保方策 (人数/か所数)	235/6	191/2	235/6	191/2	235/6	191/2	235/6	191/2	235/6	191/2
		426/8		426/8		426/8		426/8		426/8	
水 橋	量の見込み (人数)	110	20	110	20	100	20	100	20	100	20
		130		130		120		120		120	
	確保方策 (人数/か所数)	221/5	33/2	221/5	33/2	221/5	33/2	221/5	33/2	221/5	33/2
		254/7		254/7		254/7		254/7		254/7	
大 沢 野 ・ 細 入	量の見込み (人数)	120	40	120	40	120	40	120	40	110	40
		160		160		160		160		150	
	確保方策 (人数/か所数)	205/4	106/2	205/4	106/2	205/4	106/2	205/4	106/2	205/4	106/2
		311/6		311/6		311/6		311/6		311/6	
大 山	量の見込み (人数)	30	40	30	40	30	40	30	40	20	40
		70		70		70		70		60	
	確保方策 (人数/か所数)	237/3	0/0	237/3	0/0	237/3	0/0	237/3	0/0	237/3	0/0
		237/3		237/3		237/3		237/3		237/3	
八 尾 ・ 山 田	量の見込み (人数)	50	60	50	60	50	50	40	50	40	50
		110		110		100		90		90	
	確保方策 (人数/か所数)	264/4	40/1	264/4	40/1	264/4	40/1	264/4	40/1	264/4	40/1
		304/5		304/5		304/5		304/5		304/5	
婦 中	量の見込み (人数)	180	180	180	180	180	180	170	180	170	170
		360		360		360		350		340	
	確保方策 (人数/か所数)	189/4	413/9	189/4	413/9	189/4	413/9	189/4	413/9	189/4	413/9
		602/13		602/13		602/13		602/13		602/13	

※放課後児童クラブには、地域ミニ放課後児童クラブ事業も含む。

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	子育て短期支援事業
(2) 本市における事業名	ショートステイ（短期入所生活援助事業）
(3) 事業の概要	保護者の出産や疾病等の理由により家庭において養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設や乳児院への短期入所により、必要な保護・生活援助を行う事業（原則として7日以内）。
(4) 実施状況	平成25年度：延べ利用日数42日 （参考）平成26年4月1日現在の入所児童数 富山県立乳児院 20人/定員 30名（2歳未満対象） 富山市立愛育園 31人/定員 50名（2歳以上対象） ルンビニ園 62人/定員 100名（2歳以上対象）
(5) 提供区域の設定	1区域（市域全体）
(6) 量の見込みの考え方	未就学児を対象としたニーズ調査により算出した数値をもととし、別調査により就学児の利用が全体の2%強あることがわかっていることから、これを加算し量の見込みとする。
(7) 確保方策の考え方	量の見込みにおいてもまた現状の利用状況においても、全体件数（需要）が極めて少なく、全市的なサービス提供がふさわしいと考えられることから、市域全体を1区域として提供確保を行う。 事業実施施設の平成26年4月1日現在の入所児童数は、いずれも定員の7割に満たない状況で、ショートステイの児童の受け入れが可能であり、施設状況は必要量を満たしていると考えられるため、現状を維持することにより供給確保を継続する。 【第5章体系図中の位置付け】 2-3家庭や地域における子育て環境の充実
(8) 事業担当課 （平成26年度）	家庭児童相談課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人、市域全体 確保方策…か所（施設数）

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域全体	量の見込み （未就学児）	87	87	86	85	83
	量の見込み （就学児）	2	1	1	3	3
	量の見込み合計 （未就学児+就学児）	89	88	87	88	86
	確保方策 （施設数）	3	3	3	3	3
中央	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
東部	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
西部	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
南部	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
北部	量の見込み （未就学児）	87	86	85	82	80
呉羽	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
水橋	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
大沢野・細入	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
大山	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
八尾・山田	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0
婦中	量の見込み （未就学児）	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	乳児家庭全戸訪問事業
(2) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(3) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
(4) 実施状況	保健推進員連絡協議会に委託。 不在であった場合は、看護師による訪問を再度実施。 事前に把握している困難事例については、保健師が訪問を実施。 平成24年度：2,557人と面接。
(5) 提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
(6) 量の見込みの考え方 （ニーズ調査の対象外）	0歳児の人口推計をもとに、過去の訪問実績を考慮して量の見込みを算出する。
(7) 確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において、母子保健推進員、看護師、保健師のいずれかが面接できるよう供給確保を継続する。 【第5章体系図中の位置付け】 3-1 母子保健サービスの充実
(8) 事業担当課 （平成26年度）	保健所健康課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域全体	量の見込み	2,547	2,513	2,490	2,473	2,462
	確保方策	2,547	2,513	2,490	2,473	2,462
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】各保健福祉センター					
中央	量の見込み	147	143	142	142	138
	確保方策	147	143	142	142	138
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】中央保健福祉センター					
東部	量の見込み	613	610	609	609	609
	確保方策	613	610	609	609	609
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】中央・南・北保健福祉センター					
西部	量の見込み	163	162	165	165	166
	確保方策	163	162	165	165	166
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】中央・北保健福祉センター					
南部	量の見込み	557	552	550	547	552
	確保方策	557	552	550	547	552
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】中央・南保健福祉センター					
北部	量の見込み	316	308	301	294	290
	確保方策	316	308	301	294	290
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】中央・北保健福祉センター					
呉羽	量の見込み	128	128	126	126	126
	確保方策	128	128	126	126	126
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】西保健福祉センター					
水橋	量の見込み	66	62	61	61	58
	確保方策	66	62	61	61	58
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】北保健福祉センター					
大沢野・細入	量の見込み	125	125	123	122	122
	確保方策	125	125	123	122	122
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】大沢野保健福祉センター					
大山	量の見込み	38	38	36	34	34
	確保方策	38	38	36	34	34
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】大山保健福祉センター					
八尾・山田	量の見込み	104	98	96	94	90
	確保方策	104	98	96	94	90
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】八尾保健福祉センター					
婦中	量の見込み	290	286	282	279	276
	確保方策	290	286	282	279	276
	【委託団体】保健推進員連絡協議会 【実施機関】西保健福祉センター					

(6) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	養育支援訪問事業
(2) 本市における事業名	養育支援訪問事業（すこやか子育て支援事業）
(3) 事業の概要	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による養育に関する相談や助言を行う事業。
(4) 実施状況	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとして母子保健事業実施により把握した支援を必要とする乳幼児や妊産婦等に対し、居宅において保健師や心理相談員等が養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を行っている。 平成24年度：延126件（実48件）
(5) 提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
(6) 量の見込みの考え方 （ニーズ調査の対象外）	0歳児の人口推計をもとに、気がかり母子等の件数が出生数の約2%程度であることや、過去の訪問実績を考慮して量の見込みを算出する。
(7) 確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において母子保健事業や医療機関との連携を強化し、対象者を迅速に把握して供給確保を継続する。 【第5章体系図中の位置付け】 4-1 要保護児童等の支援
(8) 事業担当課 （平成26年度）	保健所健康課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域全体	量の見込み	192	188	187	186	185
	確保方策	192	188	187	186	185
【実施機関】各保健福祉センター						
中央	量の見込み	11	11	11	11	11
	確保方策	11	11	11	11	11
【実施機関】中央保健福祉センター						
東部	量の見込み	46	46	46	46	46
	確保方策	46	46	46	46	46
【実施機関】中央・南・北保健福祉センター						
西部	量の見込み	13	13	12	12	12
	確保方策	13	13	12	12	12
【実施機関】中央・北保健福祉センター						
南部	量の見込み	42	41	41	41	41
	確保方策	42	41	41	41	41
【実施機関】中央・南保健福祉センター						
北部	量の見込み	24	23	23	22	22
	確保方策	24	23	23	22	22
【実施機関】中央・北保健福祉センター						
呉羽	量の見込み	9	9	9	9	9
	確保方策	9	9	9	9	9
【実施機関】西保健福祉センター						
水橋	量の見込み	5	5	5	5	4
	確保方策	5	5	5	5	4
【実施機関】北保健福祉センター						
大沢野・細入	量の見込み	9	9	9	9	9
	確保方策	9	9	9	9	9
【実施機関】大沢野保健福祉センター						
大山	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
【実施機関】大山保健福祉センター						
八尾・山田	量の見込み	8	7	7	7	7
	確保方策	8	7	7	7	7
【実施機関】八尾保健福祉センター						
婦中	量の見込み	22	21	21	21	21
	確保方策	22	21	21	21	21
【実施機関】西保健福祉センター						

(7) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	地域子育て支援拠点事業
(2) 本市における事業名	子育て支援センター事業
(3) 事業の概要	子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー、相談・援助等を行う。 乳幼児から中学生までの子育て相談、心身の発達やしつけ、不登校、いじめ等の相談に対応している。
(4) 実施状況	富山駅前 CiC ビルや私立保育所、児童館等に、子育て支援センター機能を併設している。 平成24年度実績（累計） 親子サークル 15,598 人 講座・セミナー等 7,111 人 相談件数 8,756 人（面接・電話）
(5) 提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
(6) 量の見込みの考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
(7) 確保方策の考え方	西部、呉羽、水橋を除く各区域では、平成 24 年度の利用実績が量の見込みを上回っており、施設の事業供給が必要量を満たしていると考えられるため、現状を維持することにより供給確保を継続する。 利用実績が量の見込みを下回る呉羽区域においても既存施設である東山子育て支援センターの利用上限が需要を満たすことから、現状の1施設により今後の利用需要を充足できると考える。 ※東山子育て支援センター（呉羽）の利用上限 1日15人（組）×年250日運営＝3,750人日 西部、水橋区域で子育て支援センターが設置されておらず、この2区域で新たに子育て支援センター事業を開設し、供給を確保する。 【第5章体系図中の位置付け】 1-2 子育て相談体制の充実 2-3 家庭や地域における子育て環境の充実
(8) 事業担当課 (平成 26 年度)	子育て支援課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：上段…人日、中段…か所、下段…人日

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域 全体	量の見込み	21,394	21,151	20,907	20,715	20,585
	確保方策	12	12	13	13	14
	平成24年度利用実績	110,674				
中央	量の見込み	1,445	1,405	1,382	1,364	1,349
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成24年度利用実績	28,636				
東部	量の見込み	5,466	5,369	5,349	5,337	5,332
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成24年度利用実績	25,497				
西部	量の見込み	1,437	1,428	1,426	1,430	1,439
	確保方策	—	—	1	1	1
	平成24年度利用実績	なし				
南部	量の見込み	4,220	4,224	4,195	4,171	4,171
	確保方策	2	2	2	2	2
	平成24年度利用実績	10,977				
北部	量の見込み	2,720	2,632	2,564	2,506	2,458
	確保方策	2	2	2	2	2
	平成24年度利用実績	10,045				
呉羽	量の見込み	1,290	1,274	1,258	1,253	1,248
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成24年度利用実績	842				
水橋	量の見込み	427	437	422	411	401
	確保方策	—	—	—	—	1
	平成24年度利用実績	なし				
大沢野 ・細入	量の見込み	909	928	920	913	907
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成24年度利用実績	1,563				
大山	量の見込み	322	306	296	286	278
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成24年度利用実績	5,773				
八尾・ 山田	量の見込み	602	594	578	558	543
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成24年度利用実績	7,923				
婦中	量の見込み	2,556	2,554	2,517	2,486	2,459
	確保方策	2	2	2	2	2
	平成24年度利用実績	19,418				

※利用実績は、未就学児の利用実績です。

(8) 一時預かり事業

■ 一時預かり事業 1 (幼稚園在園児対象の預かり保育)

① 事業の概要

(1) 事業区分	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)
(2) 本市における事業名	預かり保育事業
(3) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、希望者を教育 (保育) する事業。 園によって預かり保育の実施日、時間等の状況は異なる。
(4) 実施状況	市立：全園で実施 (幼稚園10園、認定こども園1園) 私立：全園で実施 (幼稚園25園、認定こども園2園) ※私立のうち16園が県補助 (私学助成) を受けて実施 (平成24年度実績)。 富山大学附属幼稚園では実施していない。
(5) 提供区域の設定	11区域 (教育・保育事業の設定と同じ)
(6) 量の見込みの考え方	国の手引きの算出方法によらず、平成25年度に行った幼稚園保護者対象の悉皆調査で得た利用希望及び、平成25年度の預かり保育利用実績をもとに量の見込みを算出する。この数値は国の手引きにより得られる数値を下回り大きな乖離があるが、より実情に近い数値と考える。
(7) 確保方策の考え方	平成26年7月の意向調査で各施設から示された平日、休日、長期休暇の年間利用可能数と、平成25年度の利用実績のいずれか大きい値により確保量を算出した。 中央、東部、北部、呉羽、大山の各区域では供給が需要を上回り、西部、南部、水橋、大沢野・細入、八尾・山田、婦中区域で供給不足がみられる。幼稚園では園児送迎バスの利用等で隣接区域にまたがった利用が行われており、単一区域の不足分が隣接区域の供給でカバーされると考えられる。市域全体では利用可能な定員数には余剰があり量の見込みに対する供給量が確保されており、現状のサービス提供量を維持することにより、供給確保を継続する。
(8) 事業担当課 (平成26年度)	学校教育課、富山県 (文書学術課)

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人日、確保方策の下段は か所（施設数）

区域	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		1号認定	2号認定								
市域全体	量の見込み	189,727		183,214		176,575		170,062		163,263	
		46,804	142,923	44,667	138,547	42,530	134,045	40,393	129,669	38,221	125,042
	確保方策	198,220		198,220		198,220		198,220		198,220	
		公立11、私立27		公立11、私立27		公立11、私立27		公立11、私立27		公立11、私立27	
中央	量の見込み	19,291		19,447		18,160		17,907		16,923	
		5,295	13,996	5,261	14,186	4,857	13,303	4,723	13,184	4,402	12,521
	確保方策	48,980		48,980		48,980		48,980		48,980	
		公立1、私立8		公立1、私立8		公立1、私立8		公立1、私立8		公立1、私立8	
東部	量の見込み	45,971		45,512		45,278		44,300		42,305	
		9,373	36,598	9,133	36,379	8,973	36,305	8,646	35,654	8,132	34,173
	確保方策	54,000		54,000		54,000		54,000		54,000	
		私立5		私立5		私立5		私立5		私立5	
西部	量の見込み	13,678		12,748		12,601		11,999		11,573	
		4,368	9,310	4,015	8,733	3,927	8,674	3,691	8,308	3,513	8,060
	確保方策	8,900		8,900		8,900		8,900		8,900	
		私立1		私立1		私立1		私立1		私立1	
南部	量の見込み	34,724		33,668		32,003		30,773		29,835	
		13,803	20,921	13,222	20,446	12,450	19,553	11,832	18,941	11,338	18,497
	確保方策	22,180		22,180		22,180		22,180		22,180	
		公立2、私立4		公立2、私立4		公立2、私立4		公立2、私立4		公立2、私立4	
北部	量の見込み	24,797		24,201		23,467		22,019		20,715	
		5,954	18,843	5,723	18,478	5,484	17,983	5,070	16,949	4,701	16,014
	確保方策	27,090		27,090		27,090		27,090		27,090	
		私立5		私立5		私立5		私立5		私立5	
呉羽	量の見込み	9,585		9,226		9,085		8,663		8,323	
		1,685	7,900	1,596	7,630	1,551	7,534	1,456	7,207	1,376	6,947
	確保方策	12,550		12,550		12,550		12,550		12,550	
		公立1、私立2		公立1、私立2		公立1、私立2		公立1、私立2		公立1、私立2	
水橋	量の見込み	5,850		5,259		4,988		4,494		4,478	
		675	5,175	596	4,663	557	4,431	493	4,001	484	3,994
	確保方策	2,380		2,380		2,380		2,380		2,380	
		公立1		公立1		公立1		公立1		公立1	
・大 細 入 野	量の見込み	10,002		9,379		8,737		8,512		8,463	
		719	9,283	661	8,718	608	8,129	581	7,931	568	7,895
	確保方策	6,060		6,060		6,060		6,060		6,060	
		公立2		公立2		公立2		公立2		公立2	
大 山	量の見込み	2,962		2,741		2,647		2,476		2,287	
		565	2,397	513	2,228	490	2,157	451	2,025	411	1,876
	確保方策	3,340		3,340		3,340		3,340		3,340	
		公立3		公立3		公立3		公立3		公立3	
・八 山 尾	量の見込み	2,089		1,830		1,727		1,639		1,571	
		529	1,560	457	1,373	425	1,302	398	1,241	376	1,195
	確保方策	1,860		1,860		1,860		1,860		1,860	
		私立1		私立1		私立1		私立1		私立1	
婦 中	量の見込み	20,778		19,203		17,882		17,280		16,790	
		3,838	16,940	3,490	15,713	3,208	14,674	3,052	14,228	2,920	13,870
	確保方策	10,880		10,880		10,880		10,880		10,880	
		公立1、私立1		公立1、私立1		公立1、私立1		公立1、私立1		公立1、私立1	

■ 一時預かり事業等2（預かり保育以外）

① 事業の概要

(1) 事業区分	一時預かり事業（幼稚園在園児対象型除く） 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く） 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
(2) 本市における事業名	一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 トワイライトステイ（夜間養護等事業）
(3) 事業の概要	一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 ファミリー・サポート・センター事業 児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 トワイライトステイ 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。
(4) 実施状況	一時保育事業 公立保育所15か所、私立保育所36か所 平成24年度実績 25,875人 ファミリー・サポート・センター事業 平成25年度会員数（未就学児 / 就学児をもつ保護者会員） 依頼会員 1,960人 協力会員 495人 両方会員 242人 利用回数 延べ6,020回 トワイライトステイ 2歳未満：富山市民病院院内保育室 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園
(5) 提供区域の設定	一時保育＝11区域（教育・保育事業の設定と同じ） ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ＝1区域（市域全体）
(6) 量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、平成24年度利用実績を考慮して、量の見込みとする。
(7) 確保方策の考え方	保育所で実施する一時保育の供給量は、平成27年度以降に事業実施を予定する施設の平成24年度実績をもとに算出した。 ファミリー・サポート・センター事業は、施設型サービスでなく会員間の相互提供型サービスであり、利用会員と協力会員の間である程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体を1区域として供給量を算出した。 また、トワイライトステイの量の見込みの全体量が極めて少ないため、同じく市域全体を1区域として供給量を算出した。 これらの合計により得られる提供確保量は、5か年のいずれの年度においても、市域全体で量の見込みをカバーすることが可能である。
(8) 事業担当課 （平成26年度）	子育て支援課、子育て支援センター、家庭児童相談課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人、確保方策の下段は か所（施設数）

区域	項目	調整	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域全体	量の見込み	一時保育	25,300	25,000	24,800	24,500	24,300
		ファミリー・サポート	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
		トワイライトステイ	90	90	90	90	90
		合計	29,790	29,490	29,290	28,990	28,790
	確保方策	一時保育	45,610	45,610	45,610	45,610	45,610
			公立15、私立37	公立15、私立37	公立15、私立37	公立15、私立37	公立15、私立37
		ファミリー・サポート	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
		トワイライトステイ	90	90	90	90	90
		合計	50,490	50,490	50,490	50,490	50,490
中央	量の見込み	一時保育	1,088	1,075	1,066	1,054	1,045
	確保方策	一時保育	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270
			公立2、私立1	公立2、私立1	公立2、私立1	公立2、私立1	公立2、私立1
	東部	量の見込み	一時保育	4,301	4,250	4,216	4,165
確保方策		一時保育	20,530	20,530	20,530	20,530	20,530
			公立3、私立8	公立3、私立8	公立3、私立8	公立3、私立8	公立3、私立8
	西部	量の見込み	一時保育	7,641	7,550	7,490	7,399
確保方策		一時保育	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
			私立4	私立4	私立4	私立4	私立4
	南部	量の見込み	一時保育	4,048	4,000	3,968	3,920
確保方策		一時保育	6,290	6,290	6,290	6,290	6,290
			私立6	私立6	私立6	私立6	私立6
	北部	量の見込み	一時保育	2,859	2,825	2,802	2,769
確保方策		一時保育	4,710	4,710	4,710	4,710	4,710
			公立1、私立7	公立1、私立7	公立1、私立7	公立1、私立7	公立1、私立7
	呉羽	量の見込み	一時保育	1,037	1,025	1,017	1,005
確保方策		一時保育	730	730	730	730	730
			公立1	公立1	公立1	公立1	公立1
	水橋	量の見込み	一時保育	354	350	347	343
確保方策		一時保育	400	400	400	400	400
			公立1、私立1	公立1、私立1	公立1、私立1	公立1、私立1	公立1、私立1
	・大沢 入野	量の見込み	一時保育	987	975	967	956
確保方策		一時保育	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
			公立3、私立3	公立3、私立3	公立3、私立3	公立3、私立3	公立3、私立3
	大山	量の見込み	一時保育	380	375	372	368
確保方策		一時保育	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
			公立1、私立2	公立1、私立2	公立1、私立2	公立1、私立2	公立1、私立2
	・山尾 田	量の見込み	一時保育	658	650	645	637
確保方策		一時保育	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
			公立2、私立2	公立2、私立2	公立2、私立2	公立2、私立2	公立2、私立2
	婦中	量の見込み	一時保育	1,948	1,925	1,910	1,887
確保方策		一時保育	3,990	3,990	3,990	3,990	3,990
			公立1、私立3	公立1、私立3	公立1、私立3	公立1、私立3	公立1、私立3

(9) 病児保育事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	病児保育事業 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
(2) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(3) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
(4) 実施状況	<p><病児・病後児対応型保育></p> <p>通所以外の保育所からの利用も可能（OPEN型）。 平成24年度利用実績 延べ2,834人</p> <p>《体調不良児対応型保育》</p> <p>通所中の児童の突発的な体調不良に対応。 平成24年度利用実績 延べ4,029人</p> <p>※ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応強化事業は、現在本市では実施していない。</p>
(5) 提供区域の設定	1区域（市域全体）
(6) 量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が、利用実績から大きく乖離し過大であることから、平成24年度実績をもとに補正し、人口推計を考慮して量の見込みを算出する。
(7) 確保方策の考え方	<p>今後、区域ごとの利便性をさらに向上させるため、平成31年度までに通所以外の保育所からの利用も可能な病児・病後児対応型（OPEN型）については2か所の増加を目指し、各保育所の入所児童が対象である体調不良児対応型については、私立保育所における実施か所数の拡大や公立保育所の施設改修時に専用室を設ける等の方策により、3か所の実施施設の増加を目指す。</p> <p>【第5章体系図中の位置付け】 2-1 保育サービス等の充実</p>
(8) 事業担当課 （平成26年度）	子育て支援課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人日、確保方策の中・下段は か所（病児・病後児対応型/体調不良児対応型の実施施設数）

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域 全体	量の見込み	6,800	6,800	6,700	6,600	6,500
	確保方策	6,850	6,850	6,750	6,650	6,550
	病児・病後児対応型	4	5	5	6	6
	体調不良児対応型	24	24	25	26	27
中央	量の見込み	398	398	392	386	381
	確保方策	400	400	400	390	390
	病児・病後児対応型	1	2	2	2	2
	体調不良児対応型	1	1	1	1	1
東部	量の見込み	1,528	1,528	1,506	1,483	1,461
	確保方策	1,530	1,530	1,510	1,490	1,470
	病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
	体調不良児対応型	7	7	7	7	7
西部	量の見込み	404	404	398	392	386
	確保方策	410	410	400	400	390
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
南部	量の見込み	1,421	1,421	1,400	1,379	1,358
	確保方策	1,430	1,430	1,400	1,380	1,360
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	4	4	4	5	5
北部	量の見込み	844	844	832	819	807
	確保方策	850	850	840	820	810
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	4	4	4	4	4
呉羽	量の見込み	287	287	283	278	274
	確保方策	290	290	290	280	280
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	0	0	1	1	1
水橋	量の見込み	88	88	87	85	84
	確保方策	90	90	90	90	90
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	1	1	1	1	1
大沢野 ・細入	量の見込み	384	384	378	373	367
	確保方策	390	390	380	380	370
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	1	1	1	1	1
大山	量の見込み	94	94	93	91	90
	確保方策	100	100	100	100	90
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	1	1	1	1	1
八尾 ・山田	量の見込み	301	301	297	293	288
	確保方策	310	310	300	300	290
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	1	1	1	1	1
婦中	量の見込み	1,050	1,050	1,035	1,019	1,004
	確保方策	1,050	1,050	1,040	1,020	1,010
	病児・病後児対応型	1	1	1	2	2
	体調不良児対応型	1	1	1	1	2

(10) 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	子育て援助活動支援事業（就学児対象）
(2) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）
(3) 事業の概要	<p>児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。</p> <p>本部1か所、支部2か所（入退会、マッチング） 窓口2か所（入退会）</p>
(4) 実施状況	<p>平成25年度会員数</p> <p>依頼会員 1,960人 協会員 495人 両方会員 242人 利用回数 6,020回</p> <p>※平成24年度時点で、未就学児をもつ保護者会員 55% 就学児をもつ保護者会員 45%</p>
(5) 提供区域の設定	1区域（市域全体）
(6) 量の見込みの考え方	<p>国の手引きによる二ーズ算出が、平成24年度利用実績より過小に出ていることから、実績をもとに量の見込みを算出する。今後の人口推計も考慮し、本事業の就学児利用は平成24年度実績である3,600人程度で当面推移すると見込む。</p>
(7) 確保方策の考え方	<p>本事業は施設型サービスでなく会員間相互の提供型サービスであり、ある程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体で確保方策を行う。</p> <p>現状のサービス提供を維持し、供給確保を継続する。</p> <p>【第5章体系図中の位置付け】</p> <p>2-1 保育サービス等の充実</p>
(8) 事業担当課 （平成26年度）	子育て支援課、子育て支援センター

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人日、確保方策の1段目は 人日、2～4段目は か所（施設数）

区 域	項 目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		1～3 学年	4～6 学年								
市 域 全 体	量の見込み	3,600		3,600		3,600		3,600		3,600	
		2,200	1,400	2,200	1,400	2,200	1,400	2,200	1,400	2,200	1,400
	確保方策	利用者		3,600		3,600		3,600		3,600	
	本 部	1		1		1		1		1	
	支 部	2		2		2		2		2	
	窓 口	2		2		2		2		2	

<参考> 国の手引きに基づき量の見込みを算出した場合

区 域	項 目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		1～3 学年	4～6 学年								
市域全体	量の見込み	711		696		683		672		658	
		506	205	493	203	487	196	473	199	467	191
中央	量の見込み	236		234		240		241		241	
		115	121	111	123	116	124	113	128	117	124
東部	量の見込み	102		102		99		98		99	
		102	0	102	0	99	0	98	0	99	0
西部	量の見込み	0		0		0		0		0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部	量の見込み	0		0		0		0		0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北部	量の見込み	0		0		0		0		0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉羽	量の見込み	79		75		73		70		69	
		79	0	75	0	73	0	70	0	69	0
水橋	量の見込み	0		0		0		0		0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大沢野 ・細入	量の見込み	60		61		63		62		59	
		60	0	61	0	63	0	62	0	59	0
大山	量の見込み	165		157		141		135		128	
		81	84	77	80	69	72	64	71	61	67
八尾 ・山田	量の見込み	0		0		0		0		0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
婦中	量の見込み	69		67		67		66		62	
		69	0	67	0	67	0	66	0	62	0

(11) 妊婦に対する健康診査事業

① 事業の概要

(1) 事業区分	妊婦に対する健康診査事業
(2) 本市における事業名	妊婦一般・歯科健康診査事業
(3) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
(4) 実施状況	母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を 14 回分、妊婦歯科健康診査受診票を 1 回分交付。 平成 24 年度：妊婦一般健康診査受診率 80.1% 平成 24 年度：妊婦歯科健康診査受診率 29.3%
(5) 提供区域の設定	1 区域（市域全体）
(6) 量の見込みの考え方 （ニーズ調査の対象外）	0歳の年齢人口推計を健診対象者数とみなし、国が妊婦一般健診の受診が望ましいとする 14 回と、市が妊婦歯科健診の受診を補助する 1 回分を乗じた数を量の見込みとする。
(7) 確保方策の考え方	妊婦一般健康診査は、居住区域に関わらず市内 16 か所の医療機関（産婦人科）を含めた富山県内の医療機関（産婦人科）・助産所 44 か所で受診ができる。さらに、里帰り等のため県外で受診した場合には健診費用の助成が受けられる。また、妊婦歯科健康診査は、市内 199 か所の医療機関（歯科）で受診できる。 このため、市域全体を 1 区域として供給体制を確保するものとし、今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保を継続する。 【第 5 章体系図中の位置付け】 3-1 母子保健サービスの充実
(8) 事業担当課 （平成 26 年度）	保健所健康課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：回

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市域全体 (合計)	量の見込み	36,638	36,143	35,821	35,568	35,419
	確保方策	36,638	36,143	35,821	35,568	35,419
		【市内実施機関】妊婦一般健診 16 か所、妊婦歯科健診 199 か所				
中央	量の見込み	2,117	2,060	2,037	2,037	1,991
東部	量の見込み	8,814	8,780	8,757	8,757	8,757
西部	量の見込み	2,347	2,336	2,370	2,370	2,382
南部	量の見込み	8,009	7,940	7,905	7,871	7,940
北部	量の見込み	4,545	4,430	4,327	4,235	4,177
呉羽	量の見込み	1,841	1,841	1,818	1,818	1,818
水橋	量の見込み	943	897	874	874	828
大沢野・細入	量の見込み	1,795	1,795	1,772	1,749	1,761
大山	量の見込み	552	541	518	495	495
八尾・山田	量の見込み	1,496	1,415	1,381	1,346	1,300
婦中	量の見込み	4,177	4,108	4,062	4,016	3,970

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

(1) 事業区分	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(2) 本市における事業名	新規事業のため、本市の該当事業なし。
(3) 事業の概要	特定教育・保育等における日用品や文房具等の購入に要する費用、及び食事の提供に要する費用等について各事業者によって行われる実費徴収に対し、世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき助成する事業。
(4) 実施状況	新規事業のため、本市の該当事業なし。
(5) 提供区域の設定	1 区域（市域全体）
(6) 量の見込みの考え方	量の見込みの算出によらない事業。（ニーズ調査対象外）
(7) 確保方策の考え方	国の示す補足給付事業のスキームをもとに、保護者負担の平準化に配慮しながら、今後の事業の内容を検討していく。 【第5章体系図中の位置付け】 4-4 子育てに対する経済的支援
(8) 事業担当課 （平成26年度）	新規事業のため該当なし。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

事業の概要

(1) 事業区分	多様な主体が参画することを促進するための事業
(2) 本市における事業名	新規事業のため、本市の該当事業なし。
(3) 事業の概要	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。
(4) 実施状況	新規事業のため、該当事業なし。 現在は、子育て支援課を中心に、関係課が事業者や事業予定者に対する情報提供や認可要件の説明等の対応を個別に行っている。
(5) 量の見込みの考え方	量の見込みの算出によらない事業。(ニーズ調査対象外)
(6) 確保方策の考え方	<p>住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持することも重要と考えられる。</p> <p>こうしたことから、新規参入を検討する事業者に対して、</p> <p>(1) 事業開始前の、教育・保育の需給状態に関する情報提供</p> <p>(2) 事業開始後の、保護者や地域住民との関係構築等に関する支援など、円滑な事業参入や継続的な事業実施に対する支援に取り組んでいく。</p> <p>【第5章体系図中の位置付け】</p> <p>2-1 保育サービス等の充実</p>
(7) 事業担当課 (平成26年度)	新規事業のため該当なし。

第5章

子ども・子育て支援施策の展開



第5章 子ども・子育て支援施策の展開

本章は、第3章で示した計画の理念と5つの基本目標に基づく施策の方向性を示し、それぞれの施策の方向性のもとに、計画期間中に本市が行おうとする各種施策の展開を記載するものです。

この施策展開では、第4章で示した子ども・子育て支援新制度に基づく事業も、個別の施策として位置付けるとともに、平成22年度から26年度まで行ってきた富山市次世代育成支援行動計画から継承する各種施策を記載しています。

施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p>子育てに喜びや生きがいを感じる生活を、社会全体が応援する環境づくり</p> <p>すべての子どもたちの、個性豊かで健やかな育ちが尊重される環境づくり</p>	I 子育て意識の啓発と相談機能の充実	<p><u>1-1 子育てについての意識啓発</u></p> <p><u>1-2 子育て相談体制の充実</u></p> <p><u>1-3 教育相談の充実</u></p> <p><u>1-4 男女共同参画社会の推進</u></p>
	II 子育て家庭への支援の充実	<p><u>2-1 保育サービス等の充実</u></p> <p><u>2-2 学校教育の充実</u></p> <p><u>2-3 家庭や地域における子育て環境の充実</u></p>
	III 健やかに子どもが育つ環境づくり	<p><u>3-1 母子保健サービスの充実</u></p> <p><u>3-2 「食育」の推進</u></p> <p><u>3-3 小児医療の充実</u></p> <p><u>3-4 遊び環境の整備</u></p> <p><u>3-5 住環境の整備</u></p> <p><u>3-6 安全でやさしいまちづくり</u></p> <p><u>3-7 青少年期の心と身体の健康づくり</u></p>
	IV 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	<p><u>4-1 要保護児童等の支援</u></p> <p><u>4-2 ひとり親家庭等への支援</u></p> <p><u>4-3 障害児施策の充実</u></p> <p><u>4-4 子育てに対する経済的支援</u></p>
	V 子育てと仕事の両立支援	<p><u>5-1 ワーク・ライフ・バランスの意識づくり</u></p> <p><u>5-2 雇用環境の整備</u></p>

基本目標Ⅰ 子育て意識の啓発と相談機能の充実

【現状と課題】

都市化や核家族化、地域の地縁的なつながりの希薄化等の様々な要因によって、結婚や家族に関する意識の変化がみられ、その結果として、未婚化や晩婚化、出生率の低下とともに、家庭の養育力の低下が社会の大きな問題となっています。従って、子どもを生き育てることの喜びや意義、男女が協力して家庭を築き子どもを育てることの大切さについて、これから親となる世代の理解を深めることができるように、意識啓発の取り組みを進めていく必要があります。

また、協力者や相談相手が身近にいないことによる子育ての孤立感や負担感の増大に対応して、すべての子育て家庭の子どもの養育を支援するために、福祉、教育、保健等の各分野に相談窓口を設置し、気軽に相談ができ、子育ての不安を軽減することができるような体制を整え、こうした相談窓口の利用について周知を図る必要があります。

【施策の方向性】

1-1 子育てについての意識啓発

事業1-1-1 パパママセミナー（保健所健康課）

事業の趣旨	妊娠・出産・育児に対する正しい知識の啓発により、これから迎える出産や育児についての心構えを自覚し、夫婦ともに協力して子育てができるよう支援する。
事業の概要	対象：妊婦及びその夫 実施場所：7保健福祉センター 内容：保健師による講義及び実習
基準年実績 (平成25年度)	24回 850人
事業目標 (平成31年度)	受講者数 450組

事業1-1-2 親学び事業（生涯学習課）

新規

事業の趣旨	人間関係が希薄化し、核家族化した現在では、親の役割や子どもとの関わり方を学ぶ「親学び」が必要となっている。
事業の概要	県教育委員会や小中学校、関係諸団体等と連携・協力し、学年学級懇談会や就学時健診等の学校行事の機会に「親学び講座」を実施し、親学びの普及・啓発をすすめる。
基準年実績 (平成25年度)	(新規事業)
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 2-3-14)

事業1-1-3 こどもひろば・子育てサロンの開設（子育て支援センター）

事業の趣旨	子育て中の親や子ども同士の友達づくり及び子育てに関する情報交換の場を提供することにより子育て不安の解消を図る。
事業の概要	保護者の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを推進することを目的に、地域において子育て中の親子の交流等を促進する拠点施設“こどもひろばや子育てサロン”を開設する。
基準年実績 (平成25年度)	130,012人（延べ人数）
事業目標 (平成31年度)	継続して実施し、利用者数の増加を目指す

事業1-1-4 親学講座の開催（子育て支援センター）

事業の趣旨	子をもつ親やこれから親となる世代を対象として、親としての養育力を高めるための心構えや子育ての方法等について、医学・心理・発達・食育・遊び等の各方面から専門講師を招き、テーマ別の講座を開催する。
事業の概要	少子化、核家族化が進み、子育てを取り巻く環境が多様化している。子育て環境を整備し、心身ともに健康な子どもを育成するため、親としての心構えや子育ての方法を学習する。
基準年実績 (平成25年度)	年5回 受講者数335人
事業目標 (平成31年度)	年5回 受講者数400人

1-2 子育て相談体制の充実

事業1-2-1 家庭児童相談員設置（家庭児童相談課）

事業の趣旨	家庭における人間関係の健全化及び児童の福祉向上を図るための相談指導を行う。
事業の概要	家庭児童相談員を配置し、子どもを取り巻く家庭問題や子育ての悩み等の相談に乗り、助言や指導を行う。
基準年実績 (平成25年度)	相談員1人（37件）
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業1-2-2 保健所における子育て相談体制の充実(保健所健康課)(保健所保健予防課)

事業の趣旨	子育てや母子保健に関する様々な相談機会を提供する。
事業の概要	事業番号3-1-7 妊婦健康相談事業(再掲 4-1-5) 事業番号3-1-8 乳幼児健康相談事業 事業番号3-1-9 こんにちは赤ちゃん事業(再掲 4-1-8) 事業番号3-1-18 家族計画相談 事業番号3-1-19 遺伝相談事業 等の各種相談事業を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	(上記の各事業参照)
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲:表中に記載のとおり)

事業1-2-3(1) 親子サークルの充実(児童館)(家庭児童相談課)

事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談を通じ、家庭教育の大切さについて理解を深める。
基準年実績 (平成25年度)	13か所
事業目標 (平成31年度)	児童館全館(13か所)で継続実施

(再掲 2-3-20(1))

事業1-2-3(2) 親子サークルの充実(保育所)(子育て支援課)

事業の趣旨	保育所の未入所児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	サークルの中で、子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談を通じ、家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを推進する。
基準年実績 (平成25年度)	登録制:51か所 自由参加:18か所
事業目標 (平成31年度)	全保育所(園)で継続実施

(再掲 2-3-20(2))

事業1-2-3 (3) 親子サークルの充実（学校教育課）

事業の趣旨	幼稚園の未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	週に1、2回親子サークルを開催し、幼児と保護者の登園を受け入れ、幼児期の相談や情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等を行い、家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを推進する。
基準年実績 (平成25年度)	35か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 2-3-20(3))

事業1-2-3 (4) 親子サークルの充実（子育て支援センター）

事業の趣旨	子育て中の母親や子ども同士の友達づくり、及び子育てに関する情報交換の場を提供したり、子育て自主サークルへ出向き、子育ての方法や悩み相談に応じ、地域の子育て家庭に対しきめ細やかな支援を行う。
事業の概要	民間の子育て支援センター8か所で親子サークル事業を行うとともに、積極的に地域に出向き、子育て自主サークルの支援を行う。
基準年実績 (平成25年度)	8か所
事業目標 (平成31年度)	継続して実施し、利用者数の増加を目指す。

(再掲 2-3-20(4))

事業1-2-4 子育て相談支援体制の整備充実 教育相談窓口の充実（教育センター）

事業の趣旨	不登校、いじめ、非行等の悩みを抱える子どもや保護者・家族、教職員に対して相談を行い、問題の早期解消・解決への援助を行う。
事業の概要	臨床心理士が来所相談、幼稚園、小学校、中学校、適応指導教室で訪問相談、電話相談を行う。
基準年実績 (平成25年度)	1,631件
事業目標 (平成31年度)	相談窓口開設 週40時間以上

事業1-2-5 24時間子育て相談電話対応事業（子育て支援センター）

事業の趣旨	子育てに関する悩みを、いつでも、誰にでも相談できるよう、24時間子育て相談電話に対応し、子育て家庭への支援を行う。
事業の概要	子育て家庭の孤立や負担感の増大等に対応し、すべての子育て家庭における子どもの養育を支援するために、24時間体制で、乳幼児・小学生・中学生及びその家族からの電話相談に、家庭教育専門相談員や保育士・言語聴覚士等の専門家が情報提供や相談に応じる。
基準年実績 (平成25年度)	1,516件
事業目標 (平成31年度)	2,000件

事業1-2-6 青少年の悩みごと相談についての相談体制の充実（少年指導センター）

事業の趣旨	青少年の様々な悩み・心配ごとについて早期解消・解決を図る。
事業の概要	青少年の様々な悩み・心配ごとについて、本人及び保護者等からの電話による相談に応じ、助言・指導を行うとともに、各種相談関係機関との連携により問題の早期解消・解決への援助を行う。
基準年実績 (平成25年度)	48件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業1-2-7 子育て相談体制の充実（子育て支援課）

事業の趣旨	地域の保護者に対する子育て相談に積極的に応じられるよう、体制を整える。
事業の概要	子育て中の保護者が、直面している子育てに関する悩みや課題に対して、保育所の保育士等が、身近な相談者として、相談に応じる等、地域の子育て支援の拠点として役割を担う取り組みを推進する。
基準年実績 (平成25年度)	2,912件
事業目標 (平成31年度)	全保育所（園）で継続実施

事業1-2-8 総合的な子育て支援拠点施設の整備（子育て支援課）

拡充

事業の趣旨	あらゆる相談に対し、総合的に対応できる機能を備えた施設の設置について調査・研究する。
事業の概要	乳幼児期から中学生までの子どもたちの健全な育ちを一貫して推進するため、庁内関係部署が連携を図り、育児や発達、教育に関する悩み等子どもに関するあらゆる相談に対し総合的に対応できる機能を備えた施設の設置について、「児童館」や「子育て支援センター」の整備にあわせ調査・研究する。
基準年実績 (平成25年度)	調査・研究
事業目標 (平成31年度)	子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の実実施計画にあわせて整備を検討する。

事業1-2-9 利用者支援事業（子育て支援課）

新規

事業の趣旨	子育てに関する個別ニーズに応じた情報の提供や、支援メニューのコーディネート等を行う。
事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
基準年実績 (平成25年度)	(新規事業)
事業目標 (平成31年度)	3か所

1-3 教育相談の充実

事業1-3-1 学習支援事業（社会福祉課）

新規

事業の趣旨	生活保護世帯等の子どもたちが、高等学校等へ進学し充実した学校生活をおくることを通じて、将来への希望をもって就学・就労できるよう支援する。
事業の概要	生活保護世帯等の子どもたち及び児童養護施設に入所している中学生を支援するため、家庭相談員が生活保護世帯の家庭を訪問し、相談・アドバイスをするとともに、学習支援員が中学生の学習支援を継続的に行う。
基準年実績 (平成25年度)	(新規事業)
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 3-7-6)

事業1-3-2 スクールカウンセラーの配置（学校教育課）

事業の趣旨	児童生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによる、児童へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助を行う。
事業の概要	スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、不登校等の問題行動等を未然に防止し、健全育成を図るための相談活動を行う。
基準年実績 (平成25年度)	小学校28校 中学校26校
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業1-3-3 スクールソーシャルワーカーの配置（学校教育課）

新規

事業の趣旨	社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対し支援を行う。
事業の概要	スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置し、不登校問題の改善、問題を抱える家庭への支援、生徒指導体制の充実を図る。
基準年実績 (平成25年度)	小学校9校 中学校7校
事業目標 (平成31年度)	継続実施

1-4 男女共同参画社会の推進

事業1-4-1 「あいのかぜ」の発行（男女参画・ボランティア課）

事業の趣旨	男女共同参画の推進に関する諸問題への理解と認識を深める。
事業の概要	公募からなる編集委員3名による情報交流誌「あいのかぜ」を年2回（秋号・春号）発行し、町内班回覧や、広報とやまへの掲載、イベント等で配布する等、広く市民への男女共同参画意識を図る。
基準年実績 （平成25年度）	年2回発行
事業目標 （平成31年度）	年2回発行

事業1-4-2 「男女共同参画市民フェスティバル」等の開催（男女参画・ボランティア課）

事業の趣旨	男女共同参画社会の実現に向けて、近年話題となっているテーマや積極的な取り組みについて、講演会等を実施し、広く市民へ啓発する機会を提供する。
事業の概要	講演会、トークセッション、ミニライブ等の実施。
基準年実績 （平成25年度）	男女共同参画とやま市民フェスティバルを年1回開催
事業目標 （平成31年度）	男女共同参画とやま市民フェスティバルを年1回開催 参加人数：300人

事業1-4-3 「男女平等意識を育む啓発冊子」の配布（男女参画・ボランティア課）

事業の趣旨	固定的な性別役割意識にとらわれず、男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、早い時期から男女平等意識を育む。
事業の概要	男女平等意識を育むことや保護者向けに啓発を行うことが重要であることから、小学3年生以上を対象に学年ごとの啓発冊子を作成し配布する。
基準年実績 （平成25年度）	市内小学3～6年生全員へ配布
事業目標 （平成31年度）	市内小学3～6年生全員へ配布

事業1-4-4 「広報とやま」等による男女共同参画の意識の啓発（男女参画・ボランティア課）

事業の趣旨	市民への男女共同参画の意識啓発を図る。
事業の概要	広報とやま、ラジオ等の広報媒体を用い、女性を暴力被害から守る特集や、相談窓口のPR等、男女共同参画に関する情報提供を行い、市民への意識啓発を図る。
基準年実績 （平成25年度）	広報紙等による意識啓発
事業目標 （平成31年度）	年2回以上情報提供

事業1-4-5 男女共同参画出前講座の実施（男女参画・ボランティア課）

事業の趣旨	講座を通して市民を対象として男女共同参画社会づくりを推進する。
事業の概要	男女共同参画担当職員が地域に出向き、住民を対象として男女共同参画社会づくりを推進するための啓発講座を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	年9回実施
事業目標 (平成31年度)	年12回実施

事業1-4-6 男女共同参画に関する講座の開催（男女共同参画推進センター）

事業の趣旨	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深める。
事業の概要	一般市民を対象に、男女共同参画講座、男女共同参画サテライト講座を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	年18回
事業目標 (平成31年度)	男女共同参画講座 年6回 男女共同参画サテライト講座 年8回

事業1-4-7 男女共同参画に関する各種相談事業の実施（男女共同参画推進センター）

事業の趣旨	相談者の問題解決に向けた助言・支援を行う。
事業の概要	夫婦・男女に関する法律相談、悩み相談を実施する。 配偶者等からの暴力の根絶に取り組むため、「DV相談」に応じ、各種関係機関と連携し、被害者の保護、自立支援に努める。
基準年実績 (平成25年度)	年21回
事業目標 (平成31年度)	年24回

基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実

【現状と課題】

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、子育ての第一義的な責任は保護者や家庭に置きながらも、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化等を推進し、子育てをしやすい地域環境の整備や幼児教育の充実を図る必要があります。

また、ニーズ調査の結果では、結婚や子育てを機に女性が離職し非就業の状態となることを示すM字カーブの存在や、現在は就労していない母親の3割弱が「1年以内に就労したい」と希望する実態がみられ、子育てと就労が両立する社会環境づくりが必要であることがわかります。こうしたことから、すべての子育て家庭のニーズに応じた多様で総合的な保育や教育を、量・質ともに充実した取り組みとして進めていくことが重要です。

【施策の方向性】

2-1 保育サービス等の充実

事業2-1-1 預かり保育の充実（学校教育課）

事業の趣旨	保護者の子育てを支えることを目的に、教育課程に係る教育時間終了後等における教育活動として、希望者を対象として行う。
事業の概要	幼稚園の在園児の希望者を対象に、平日の教育課程に係る教育時間終了後等、及び夏季、冬季、春季の長期休業期間中に教育活動を行う。
基準年実績 (平成25年度)	39園
事業目標 (平成31年度)	地域子ども・子育て支援事業の【一時預かり事業（幼稚園型）】として実施

事業2-1-2 ファミリー・サポート・センター事業の充実（子育て支援センター）

事業の趣旨	会員の相互援助の精神に立った自発的な援助活動を、中立的立場で連絡調整を行うことに努める。
事業の概要	本部、婦中・八尾支部、大沢野・大山支部の3か所で、子育ての援助ができる人と援助を受けたい人を組織化し、より地域の人が身近に相互援助活動を行うことで安心して子育てをできるようにする。
基準年実績 (平成25年度)	会 員 数：2,697人 サブリーダー：11人 活 動 拠 点：3か所
事業目標 (平成31年度)	依頼会員：2,000人 協力会員：600人 両方会員：250人 合 計：2,850人

事業2-1-3 (1) 民間保育所等に対する指導監督（社会福祉法人等）（社会福祉課）

事業の趣旨	社会福祉事業等の適正な運営の確保
事業の概要	社会福祉法人等が、関係法令等を遵守し適正な法人運営、施設経営等を行っているか指導監督を行うとともに、必要に応じて助言を行う。
基準年実績 (平成25年度)	指導監督の実施（該当全施設）
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-1-3 (2) 民間保育所等に対する指導監督（認可外保育施設）（子育て支援課）

事業の趣旨	認可外保育施設の適正な運営の確保
事業の概要	認可外保育施設が、関係法令等を遵守し適正な施設経営等を行っているか指導監督を行うとともに、必要に応じて助言を行う。
基準年実績 (平成25年度)	指導監督の実施（該当全施設）
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-1-4 安定した保育の提供（子育て支援課）

事業の趣旨	未就学児数は減少傾向にあるものの、低年齢児の保育需要は増嵩していることから、安定的に保育を提供する。
事業の概要	低年齢児の入所希望の増加傾向をふまえ、保育所定員の拡大や定員の弾力的運用等により、確実に保育を希望者に提供する。
基準年実績 (平成25年度)	10,999人
事業目標 (平成31年度)	11,450人（2号認定 6,300人、3号認定 5,150人）

事業2-1-5 特別保育の充実（子育て支援課）

事業の趣旨	多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育の拡充に努める。
事業の概要	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育等、保育所における特別保育の拡充に努める。
基準年実績 (平成25年度)	延長保育（保育所） ----- 67か所 夜間保育所の開設検討（保育所） 休日保育（保育所） ----- 27か所 年末保育（保育所） ----- 42か所 低年齢児保育（保育所） ----- 生後8週受入（80か所） 預かり保育の実施（幼稚園） ----- 39園
事業目標 (平成31年度)	延長保育 ----- 70か所 夜間保育所の開設検討 ----- 検討する 休日保育 ----- 30か所 年末保育 ----- 46か所 低年齢児保育 ----- 83か所 預かり保育の実施（幼稚園） ----- 39園（継続実施）

事業2-1-6 病児・病後児保育の推進（子育て支援課）

拡充

事業の趣旨	集団保育が困難な病気回復期等の児童の一時預かりの実施や、保育所入所児童が体調不良となった場合に一時的に児童の看護を行うことができる体制の整備によって、保護者の就労等の支援に努める。
事業の概要	集団保育が困難な病気回復等の児童の一時預かり（病児・病後児対応型＝オープン型）を実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。また、保育所入所児が体調不良になり、保護者がすぐに迎えに来ることができない場合、保育所において一時的に児童の看護を行うことができる体制（体調不良児対応型）を整備し、保護者の就労等の支援に努める。
基準年実績 （平成25年度）	病児・病後児対応型 ----- 4か所 体調不良児対応型 ----- 23か所
事業目標 （平成31年度）	病児・病後児対応型 ----- 6か所 体調不良児対応型 ----- 27か所

事業2-1-7 保育所施設の整備・充実（子育て支援課）

事業の趣旨	待機児童が生じないよう、地域の子育て家庭への支援を念頭に、保育需要に見合った保育所施設の整備、充実を計画的に推進する。
事業の概要	児童の保育環境の維持・向上を図るため、老朽化した保育所の改築を進めるほか、低年齢児室の拡充や子育て支援スペース等を備えた多機能保育所等、多様な子育てニーズに対応した施設整備を促進する。
基準年実績 （平成25年度）	整備計画に基づき実施
事業目標 （平成31年度）	5か所 （今後の老朽化等による施設改修等を通じて、定員の拡大や既存保育所の統廃合、公立保育所の民営化等により、適切な保育サービスの提供を目指す。）

事業2-1-8 保育所の危機管理体制の強化（子育て支援課）

事業の趣旨	不測の事態に対応するため、子どもたちの安全を確保できる体制の整備に努める。
事業の概要	保育所を取り巻く環境が年々複雑化しており、不測の事態に対応するため、保育所・家庭・地域・行政等が一体となって子どもたちの安全を確保できる体制の整備に努める。
基準年実績 （平成25年度）	通年実施
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-1-9 保育士等の資質と専門性向上のための研修事業（子育て支援課）

事業の趣旨	多様な保育ニーズに対応するため、研修事業を充実し、専門性・質の向上を図る。
事業の概要	保育所は地域の子育て支援の拠点施設であるとともに、質の高い養護や教育、保育を一体的に実践することが求められていることから、現場で働く職員（保育士等）を対象とした研修事業を充実し、専門性・質の向上を図る。
基準年実績 （平成25年度）	31回
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-1-10 異年齢児保育の実施（子育て支援課）

事業の趣旨	主体的に活動し社会性や他人を思いやる心を育てることができる保育の実施に努める。
事業の概要	子どもが異年齢児との生活を通じ、自己を十分に発揮し、主体的に活動する中で、社会性や他人を思いやる心を育てることができる保育の実施に努める。
基準年実績 （平成25年度）	61か所
事業目標 （平成31年度）	全保育所（園）で継続実施

事業2-1-11 民間保育所等に対する助成（子育て支援課）

事業の趣旨	民間保育所等に対し必要な助成を行い、質の高い保育環境の充実に努める。
事業の概要	市立保育所と民間保育所及び認可外保育施設との連携を図りながら、市域全体の保育サービスの向上を図る観点から、民間保育所等に対し必要な助成を行い、質の高い保育環境の充実に努める。
基準年実績 （平成25年度）	民間保育所等への助成
事業目標 （平成31年度）	継続実施

2-2 学校教育の充実

事業2-2-1 少人数学級体制の整備（学校教育課）

拡充

事業の趣旨	児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな学習指導及び生活指導の充実を図る。
事業の概要	小学校1、2年生、中学校1年生及び学校の実態等に応じた必要な学年において、35人以下の学級編制を実施する。
基準年実績 （平成25年度）	小学校1、2年生 中学校1年生（4校） 中学校3年生（1校） 35人学級
事業目標 （平成31年度）	実施校を増やす

事業2-2-2 学校評価システムの推進（学校教育課）

事業の趣旨	市内全小・中学校、幼稚園・認定こども園において、学校（園）自らが教育活動や学校（園）運営を点検・評価し、改善に努めるため、評価システムを導入している。
事業の概要	年度初めに、各学校（園）が「学校評価計画書」を作成し、重点課題や数値目標、公表の方法等を明らかにするとともに、2月には「学校評価報告書」を作成して、達成度や次年度に向けた改善策等を検討、見直しを図る。
基準年実績 （平成25年度）	全小・中学校：91校 幼稚園・認定こども園：12園
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-2-3 スクールサポーターの配置（学校教育課）

事業の趣旨	通常学級や特別支援学級における個々の指導への困難に対し、指導員を配置し、個々の教育的ニーズに、よりきめ細かく対応できる体制づくりを支援する。
事業の概要	学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の配慮を必要とする児童生徒がいる教室や特別支援学級への人的支援のため、授業を中心に担任を補助するスクールサポーターを配置する。
基準年実績 （平成25年度）	65人
事業目標 （平成31年度）	富山市内小中学校へスクールサポーターを配置する。（65人）

事業2-2-4 障害児支援活動推進事業（学校教育課）

事業の趣旨	地域の障害児支援ボランティア活動を支援することにより、幼稚園、小・中学校において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに生き、ともに学べる教育の推進に努める。
事業の概要	本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある人を学校長・園長が「障害児支援活動推進ボランティア」として選考し、富山市が市内小中学校及び幼稚園に指導員として、1日4時間程度、年間30回程度（1名あたり）配置する。
基準年実績 （平成25年度）	414回
事業目標 （平成31年度）	450回

（再掲 4-3-13）

事業2-2-5 地域ぐるみこころの教育推進事業（学校教育課）

事業の趣旨	中学2年生が、5日間、学校外で職場体験や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考える等、成長期の課題を乗り越えるたくましい力を身につけることを目指す。
事業の概要	市と県が指導ボランティアへの謝金等を2分の1ずつ負担し、市内の全中学2年生が5日間の職場体験、福祉・ボランティア活動を行う「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	市立中学校26校で実施
事業目標 (平成31年度)	市立全中学校26校1分校で実施

事業2-2-6 学校図書館司書の配置（学校教育課）

事業の趣旨	本に親しみ、学校図書館を有効に利用するため、資料や図書の収集・分類、図書の貸し出し、読書案内、読み聞かせ等に携わる司書を配置する。
事業の概要	学校図書館司書は、次の各号に掲げる職務に従事する。 ①学校図書館の利用に関すること ②図書の登録及び廃棄に関すること ③その他学校図書館の運営に関すること
基準年実績 (平成25年度)	全小中学校に配置
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-2-7 私立学校振興事業（学校教育課）

事業の趣旨	富山市私立学校振興補助金交付要綱に基づき、私立幼稚園等の私立学校における教育振興を図るため、私立学校に対し助成を行う。
事業の概要	教育振興事業：経常経費、教材・教具費等を対象とする補助事業 施設整備事業：私立学校における教育環境等の向上を図るための施設整備に要する経費を対象とする補助事業
基準年実績 (平成25年度)	幼稚園：27園 中学校：1校 高等学校：6校
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-2-8 家庭学習の手引き等の作成（学校教育課）

事業の趣旨	家庭と学校が連携して、基本的な生活習慣の確立や家庭学習の習慣化を図るため、「家庭学習の手引き」（小学校版）及び「学びの羅針盤」（中学校版）を利用し、小中学校における確かな学びづくりの基盤づくりを図る。
事業の概要	両手引きは、平成18年度に作成配付、平成23年度に改訂版を発行して全小中学生が活用できるように配付し、平成26年度まで継続活用している。平成26年度に各学校での活用状況を把握し、改訂版の作成を検討する等して事業の継続を図る。
基準年実績 (平成25年度)	継続活用
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-2-9 学校施設の耐震化の推進（学校施設課）

事業の趣旨	学校は、児童等の学習及び生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義をもつとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすこととなるため、その安全性を確保する。
事業の概要	I s 値（構造耐震指標）や老朽化等を鑑み、優先度の高い学校から計画的に耐震化を推進する。
基準年実績 （平成25年度）	耐震化率 81.1%
事業目標 （平成31年度）	耐震性が低いI s 値0.3未満の施設を有する学校を最優先としながら、平成27年度末までに耐震化率90%、平成30年度末までに耐震化率100%を目指す。

2-3 家庭や地域における子育て環境の充実

事業2-3-1 子育て短期支援事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	保護者の疾病、出産や残業、休日出勤等の事由により家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等において一定期間養育、保護することにより児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が疾病等の事由により家庭における養育することが一時的に困難となった児童が対象（原則として7日以内）。 2歳未満：富山県立乳児院 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園 ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。 2歳未満：富山市民病院院内保育園 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園
基準年実績 （平成25年度）	実施施設 各3か所
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-2 図書館における子どもの読書活動の推進（図書館）

事業の趣旨	「富山市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書が行えるよう読書環境の整備に努める。
事業の概要	おはなし会、図書館利用指導、学校との連携、家庭・保育所・幼稚園・児童館との連携事業を実施する。
基準年実績 （平成25年度）	30,789人
事業目標 （平成31年度）	乳幼児をもつ保護者への啓発、パスファインダーの作成、読み聞かせボランティア活動の拡大

事業2-3-3 子どもかがやき教室（放課後子供教室）の開設（生涯学習課）

事業の趣旨	次代を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校区ごとに学校や社会教育施設を活用しながら、子どもたちの居場所を確保し、地域の人々の教育力を結集して、放課後や学校休業日におけるスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施する。
事業の概要	希望するすべての小学校区において、子どもたちの安全で安心な居場所として学校や公民館等を活用し、地域ぐるみによる健全育成を推進する。
基準年実績 (平成25年度)	開設箇所 ----- 40か所
事業目標 (平成31年度)	開設箇所の拡充 ----- 46か所（市教育振興基本計画において、平成30年度に45か所、平成35年度に50か所での開設を目標としている。）

(再掲 3-4-5)

事業2-3-4 放課後児童健全育成事業の拡充（家庭児童相談課）

事業の趣旨	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、家庭に代わって放課後等の健全な遊びの場及び生活の場を提供することによって、児童の健全な育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
事業の概要	対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない保育を必要とする小学生 開設時間：放課後から3時間以上 開設日数：原則年間250日以上
基準年実績 (平成25年度)	開設箇所 ----- 24か所
事業目標 (平成31年度)	開設箇所の拡充 ----- 34か所

事業2-3-5 地域児童健全育成事業の拡充（家庭児童相談課）

事業の趣旨	地域における児童の健全育成を推進するため、小学校の余裕教室等の公共施設を活用して、留守家庭児童に対し、遊びを主とする生活体験や文化活動を行う。
事業の概要	地域児童健全育成事業の拡充（開設時間の延長、夏休みの開設）を図る。 対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない保育を必要とする小学生 開設時間：放課後から3時間以上 開設日数：原則年間250日以上
基準年実績 (平成25年度)	開設箇所 ----- 58か所 夏休みの開設箇所 ----- 48か所
事業目標 (平成31年度)	開設箇所の拡充 ----- 60か所 夏休みの開設箇所の拡充 --- 57か所

国の「放課後子ども総合プラン」の推進に向け、上記の3事業について次のとおり取り組みます。
(※161ページ 資料編「放課後子ども総合プラン」参照。)

<子どもかがやき教室、放課後・地域児童健全育成事業>

- ①一体型の事業については、平成31年度までに5か所の実施を目指す。また、放課後子ども総合プラン運営委員会において、実施状況を検証し、連携方策について検討する。
- ②実施に関する教育委員会と市長部局の具体的な連携方策については、指導員に対する研修を合同で開催するほか、放課後子ども総合プラン運営委員会において検討する。また、必要に応じて総合教育会議において協議する。
- ③実施にあたっての小学校の余裕教室等の活用については、学校教育に支障が生じないよう配慮しながら一層の推進を図る。

<放課後児童健全育成事業・地域児童健全育成事業>

開設時間の延長については、地域の実情を踏まえ、実施団体等に時間延長の働きかけを行う。

事業2-3-6 地域ミニ放課後児童クラブの開設（家庭児童相談課）

事業の趣旨	現在実施している「地域児童健全育成事業」や「放課後児童健全育成事業」以外に、町内会やボランティア団体等が、利用人数5～10人程度の子どもたちに安心して活動できる場所を提供する事業に助成を行う。
事業の概要	対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない保育を必要とする小学生 開設時間：放課後から3時間以上 開設日数：原則年間250日以上
基準年実績 (平成25年度)	7か所
事業目標 (平成31年度)	増やす

事業2-3-7 社会教育団体支援、良書推薦事業（生涯学習課）

事業の趣旨	情操教育としての効果が期待される子どもの読書活動を推進するための一手法として、小中学生に薦めたい良書を選定する。
事業の概要	選定は、富山市PTA連絡協議会が行い、紹介するリーフレットを作成し、小中学生に配布する（富山市PTA連絡協議会に対し、良書選定に関する経費等必要な経費への助成を行う。）。
基準年実績 (平成25年度)	社会教育団体支援：1団体（富山市PTA連絡協議会） 良書推薦事業：リーフレット編集委員会 5回実施 良書選定委員会 5回実施
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-3-8 公民館活動事業（生涯学習課）

事業の趣旨	人と人との絆を大切にしたい心豊かな地域社会の形成を図るため、地域の特性を生かした公民館活動が求められており、その活動の中で地域の教育力を結集し、地域が主体的に推進する家庭教育に関する学習を推進する。
事業の概要	家庭教育に関する講座を、公民館ふるさと講座において実施する。
基準年実績 (平成25年度)	市立公民館（分館を除く82館）で実施
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-3-9 社会教育関係施設の無料開放（生涯学習課）

事業の趣旨	学校週休2日制の完全実施に対応し、土日祝日に小中学生を対象に文化・体育施設の無料開放を実施する。
事業の概要	文化・体育施設で、土日祝日に小中学生を対象に無料開放を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	42施設で実施
事業目標 (平成31年度)	43施設で実施

事業2-3-10 子どもたちと芸術との出会い体験事業（文化国際課）

事業の趣旨	子どもたちが芸術と出会う機会を増やし、感性豊かな成長を促すため、地域の個人や団体と芸術家が協力して行うイベントの経費の一部を補助する。
事業の概要	地域における個人や保護者会・児童クラブ等の団体が主催となり、「子どもたちと芸術との出会い体験事業提供者リスト」に掲載されている事業協力者である演奏者・講師等と協力して、子どもたちが芸術に接するイベント等を実施する際に、50千円を上限（平成26年度）として経費の助成を行う。 提供分野：音楽、演劇、舞踊、生活文化、美術等。
基準年実績 （平成25年度）	実施助成団体：15団体
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-11 仲間づくりの赤ちゃん教室（保健所健康課）

事業の趣旨	地域で赤ちゃん教室を実施することにより、健康観察の学習を深め、母親同士の触れあいを通して育児不安を解消できるように支援する。また、育児の仲間づくりを目指した自主グループづくりの推進を図る。
事業の概要	対象：乳児をもつ母親等 実施方法：全地区を対象に各会場年6回実施。保健推進員連絡協議会に委託。
基準年実績 （平成25年度）	教室参加者数：年3,829人 自主グループ数：55グループ
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-12 保健推進員による家庭訪問（保健所健康課）

事業の趣旨	健康づくりのため必要な正しい知識を普及し、地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を円滑にする。
事業の概要	対象者：2～3か月及び8～9か月の乳児とその保護者、乳幼児健診未受診児 内容：市の保健事業の紹介や育児の相談相手となる。また、乳幼児健診未受診児の保護者への受診勧奨を行う。
基準年実績 （平成25年度）	年5,793人
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-13 ベビーフェスティバル開催（保健所健康課）

事業の趣旨	健康づくりのため必要な正しい知識を普及し、地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を円滑にすることを目的とする。
事業の概要	対象者：乳幼児やその家族 内容：各保健福祉センターで保健推進員連絡協議会主催により実施
基準年実績 （平成25年度）	保健推進員連絡協議会の自主活動（7回）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-14 親学び事業（生涯学習課）

新規

事業の趣旨	人間関係が希薄化し、核家族化した現在では、親の役割や子どもとの関わり方を学ぶ「親学び」が必要となっている。
事業の概要	県教育委員会や小中学校、関係諸団体等と連携・協力し、学年学級懇談会や就学時健診等の学校行事の機会に「親学び講座」を実施し、親学びの普及・啓発を進める。
基準年実績 (平成25年度)	(新規事業)
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 1-1-2)

事業2-3-15 母親クラブ育成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	母親がグループ（母親クラブ）を結成し、親子及び世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動等を実施することにより、児童福祉の向上を図る。
事業の概要	親子及び世帯間の交流、文化活動（親子レクリエーション等）、児童養育に関する研修活動（家庭のしつけに関する研修、健全育成の広報活動等）等。
基準年実績 (平成25年度)	21団体
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-3-16 児童館の充実（家庭児童相談課）

事業の趣旨	地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために各種事業を実施する。
事業の概要	幼児向け親子サークルや、小中学生を対象とした活動や行事を行う児童館活動の充実、年間利用者数の増加を図る。 全13館
基準年実績 (平成25年度)	13か所、年間利用者：424,193人
事業目標 (平成31年度)	13か所、年間利用者：430,000人

(再掲 3-4-3)

事業2-3-17 ミニ児童館の整備（家庭児童相談課）

事業の趣旨	放課後等の小学校高学年の児童や中学生に健全な遊びの機会を与え、その健康増進と情操を豊かにする。
事業の概要	児童が自主的に活動（遊びや学習）できる場を提供し、児童の自主性及び自立性を高める。
基準年実績 (平成25年度)	1か所
事業目標 (平成31年度)	地域コミュニティセンター等の公共施設を活用したミニ児童館を検討する。

(再掲 3-4-4)

事業2-3-18 児童クラブ育成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	子どもたちが様々な体験活動によって、お互いの友情と助けあいの精神を養うことができるよう、児童クラブが実施する各種イベント開催を支援する。
事業の概要	子どもレクリエーション大会、富山子ども大会等
基準年実績 （平成25年度）	継続実施
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-19 青少年団体育成支援（家庭児童相談課）

事業の趣旨	子どもたちが地域や社会との関わりを通じて自立した大人として成長することができるよう、社会奉仕活動や体験活動等を行う青少年団体の活動支援を行う。
事業の概要	母親クラブ、児童クラブ、ボーイスカウト、ガールスカウト、青少年育成富山市民会議に対する支援を行う。
基準年実績 （平成25年度）	5団体
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-20 (1) 親子サークルの充実（児童館）（家庭児童相談課）

事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談を通じ、家庭教育の大切さについて理解を深める。
基準年実績 （平成25年度）	13か所
事業目標 （平成31年度）	児童館全館（13か所）で継続実施

（再掲 1-2-3(1)）

事業2-3-20 (2) 親子サークルの充実（保育所）（子育て支援課）

事業の趣旨	保育所の未入所児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	サークルの中で、子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談を通じ、家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを推進する。
基準年実績 （平成25年度）	登録制：51か所 自由参加：18か所
事業目標 （平成31年度）	全保育所（園）で継続実施

（再掲 1-2-3(2)）

事業2-3-20 (3) 親子サークルの充実（学校教育課）

事業の趣旨	幼稚園の未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	週に1、2回親子サークルを開催し、幼児と保護者の登園を受け入れ、幼児期の相談や情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等を行い、家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを推進する。
基準年実績 (平成25年度)	35か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 1-2-3(3))

事業2-3-20 (4) 親子サークルの充実（子育て支援センター）

事業の趣旨	子育て中の母親や子ども同士の友達づくり、及び子育てに関する情報交換の場を提供したり、子育て自主サークルへ出向き、子育ての方法や悩み相談に応じ、地域の子育て家庭に対しきめ細やかな支援を行う。
事業の概要	民間の子育て支援センター8か所で親子サークル事業を行うとともに、積極的に地域に出向き、子育て自主サークルの支援を行う。
基準年実績 (平成25年度)	8か所
事業目標 (平成31年度)	継続して実施し、利用者数の増加を目指す。

(再掲 1-2-3(4))

事業2-3-21 子育て支援隊事業（子育て支援センター）

事業の趣旨	子育てに関心があり、子育てボランティアとして市内で活動できる人材を養成講座等の実施により育成し、地域での子育てを支援する意識の啓発に努める。
事業の概要	子育てに関心があり、子育てボランティアとして市内で活動できる人材を養成講座等の実施により育成し、地域での子育て支援の活性化を図る。支援センターのない山田、細入地域での子育て講演会等の事業を実施する（ボランティアの派遣）。
基準年実績 (平成25年度)	2回 76人
事業目標 (平成31年度)	子育て支援隊 -----年2回 子育てボランティア養成講座-----年10回 参加のべ人数300人 子育てボランティア登録者数-----80人

事業2-3-22 少年指導の強化（街頭補導活動）（少年指導センター）

事業の趣旨	青少年の非行防止や健全育成を図る。
事業の概要	少年補導委員が市内の盛り場や駅、コンビニエンスストア等を巡回し、不良行為等問題行動の早期発見、早期指導（「愛のひと声」かけを基本とする指導）を行う。
基準年実績 (平成25年度)	年1,185回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-3-23 青少年を取り巻く環境浄化活動・有害環境の調査（少年指導センター）

事業の趣旨	青少年を取り巻く様々な有害環境の的確な把握と関係機関・団体をはじめ、家庭、学校、地域社会が一体となった環境浄化活動の推進に努める。
事業の概要	少年補導委員や関係機関・団体等と連携をとりながら、書店、溜り場等の調査・点検をし、あわせて営業店主等に青少年の健全育成への配慮をお願いする。
基準年実績 (平成25年度)	年1回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 3-6-5)

事業2-3-24 青少年を取り巻く地域環境懇談会の開催（少年指導センター）

事業の趣旨	地域における有害環境の現状等について情報収集や意見の交換を行い、環境浄化の関心を高めるとともに、青少年の非行防止や補導活動に対する理解と協力を求める。
事業の概要	青少年を取り巻く地域の環境問題等について、少年補導委員、小・中学校PTA役員や児童クラブの役員等が話しあい、有害環境の現状等の情報交換や、地域環境問題の意見を共有して、青少年の良好な健全育成環境の確保に努める。
基準年実績 (平成25年度)	年3回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 3-6-6)

事業2-3-25 広報・啓発活動・少年指導センターだよりの発行（少年指導センター）

事業の趣旨	青少年の非行防止・健全育成に関する市民意識の高揚を図る。
事業の概要	少年指導センターだよりの発行（年2回 1,600部発行）
基準年実績 (平成25年度)	年2回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-3-26 広報・啓発活動・啓発リーフレットの作成（少年指導センター）

事業の趣旨	青少年の非行防止・健全育成に関する市民意識の高揚を図る。
事業の概要	啓発用リーフレットの作成（8,000部） （非行防止、環境浄化、相談等）
基準年実績 (平成25年度)	年9,000部
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業2-3-27 一時保育の拡充（子育て支援課）

事業の趣旨	地域における子育て家庭や非定型就労家庭を支援するための、一時保育実施保育所の拡充を図る。
事業の概要	地域における子育て家庭や非定型就労家庭を支援するため、保育所に入所していない児童について、保護者の都合（仕事や通院、冠婚葬祭等）により家庭で保育ができない場合に一時的に保育を行う一時保育の実施保育所の拡充を図る。
基準年実績 （平成25年度）	48か所
事業目標 （平成31年度）	53か所

事業2-3-28 子育て支援スペース等の活用（子育て支援課）

事業の趣旨	保育士への相談や他の保護者と子育てについての話題を共有することによって、孤立感や育児不安の解消を図る。
事業の概要	地域における子育て家庭を支援するため、保育所に子育てスペースを整備し保育所へ未入所の親子が気軽に訪れ、保育士への相談や他の保護者と子育てについての話題を共有することによって、孤立感や育児不安の解消を図る。
基準年実績 （平成25年度）	8か所
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-29 「子育て支援センター」の開設（子育て支援課）

事業の趣旨	子育て支援センターを整備し、子育て相談事業の充実を図る。
事業の概要	地域における子育て家庭を支援するため、子育て家庭に対する育児不安等の相談業務や地域の子育てサークル等の育成・指導、子育てに関する情報提供等を行う子育て支援センターを整備し、子育て相談事業の充実を図る。また、保育所、幼稚園、児童館等と相互に連携を図り、各施設に対し、情報の提供や必要な助言を行う。
基準年実績 （平成25年度）	12か所
事業目標 （平成31年度）	14か所

事業2-3-30 子育て支援サービス等の情報提供（子育て支援課）

事業の趣旨	子育て支援ガイドブックを作成し、子育て中の保護者への支援及び児童福祉の増進を図る。
事業の概要	子育て支援ガイドブックを作成し、保育所や幼稚園等の支援の施設の紹介や子育て全般に係る支援策を体系別にわかりやすくまとめ、情報発信を行うことにより、子育て中の保護者への支援及び児童福祉の増進を図る。
基準年実績 （平成25年度）	5,000部
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業2-3-31 世代間交流事業及び地域交流事業の実施（子育て支援課）

事業の趣旨	地域での乳幼児や高齢者との交流を活発にし、地域住民が一体となった子育て支援活動の推進に努める。
事業の概要	子どもとその保護者が地域の伝統行事や世代間交流に関する行事へ参加する機会を提供することにより、地域での乳幼児や高齢者との交流を活発にし、地域住民が一体となった子育て支援活動の推進に努める。
基準年実績 (平成25年度)	86か所
事業目標 (平成31年度)	全保育所（園）で継続実施

事業2-3-32 学校施設等開放の推進（スポーツ課）

事業の趣旨	学校体育施設を一般市民の使用に供することにより、健全な団体活動の促進及びスポーツ振興を図り、市民の健康増進に寄与する。
事業の概要	学校体育施設（体育館、グラウンド）をスポーツ活動の場として開放し、レクリエーション活動、健康増進を図る。
基準年実績 (平成25年度)	94か所
事業目標 (平成31年度)	94か所

基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり

【現状と課題】

母親が健やかに子どもを生み育て、次代を担う子どもたちが心豊かに健康に成長するためには、妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策や、学童期・思春期から成人期にかけての保健対策の一層の充実が大切であり、保健・医療・福祉・教育等の分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりが求められています。

また、子どもたちが遊びを通して協調性や社会性、たくましく生きる力を得ていく過程の大切さに配慮しながら、生活の基本である、安全で安心して暮らせる住環境や地域環境を社会全体で守っていく必要があります。

さらに、近年の外食産業の発展や食生活の簡素化、ライフスタイルの多様化等、「食」を取り巻く環境や食生活に対する意識が大きく変化する中で、子どもたち一人ひとりが「食」を知り「食」を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践できる人間として育つことが、成長した後の健康な生活のためにも、またこれからの社会の健全な発展のためにも、大きな意味をもつと考えます。

【施策の方向性】

3-1 母子保健サービスの充実

事業3-1-1 母子健康手帳の交付（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊婦に母子健康手帳を交付する。
事業の概要	妊娠届出者を提出した者に対し、家庭児童相談課、保健福祉センター、地区センター等で交付し、妊娠中の健康管理に役立てる。
基準年実績 (平成25年度)	3,368冊
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-1-2 (1) 妊産婦健康診査（妊婦健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊婦健康診査を医療機関に委託して行う。
事業の概要	妊婦一般健康診査：14回 妊婦精密健康診査（異常がみられた者）：1回
基準年実績 (平成25年度)	80.1%
事業目標 (平成31年度)	100%

事業3-1-2 (2) 妊産婦健康診査（産婦健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、産婦健康診査を医療機関に委託して行う。
事業の概要	産婦一般健康診査（異常がみられた者）：1回
基準年実績 （平成25年度）	98.4%
事業目標 （平成31年度）	100%

事業3-1-3 乳幼児健康診査の実施（乳児一般健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	健康診査を実施することにより、児が順調に発育・発達をしているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	医療機関に委託して、乳児期に2回（6か月、9か月頃）実施する。
基準年実績 （平成25年度）	74.5%
事業目標 （平成31年度）	100%

事業3-1-4 (1) 不妊対策事業（特定不妊治療費助成事業）（保健所健康課）

事業の趣旨	体外受精及び顕微授精を受けている夫婦に対する特定不妊治療費の助成を行い、当該夫婦の経済的及び精神的負担を軽減する。
事業の概要	体外受精及び顕微授精による特定不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の助成を行う。
基準年実績 （平成25年度）	817件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-4 (2) 不妊対策事業（不妊相談）（保健所健康課）

事業の趣旨	安心・安全に妊娠、出産するために、妊娠や不妊に関する知識の普及啓発を行う。
事業の概要	随時、保健師が相談に応じ、不妊治療に関する適切な情報提供を行う。
基準年実績 （平成25年度）	571件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-5 (1) 乳幼児健康診査の実施（4か月児健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	3～4か月の時点において、健康診査を実施することにより、児が順調に発育・発達しているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	保健福祉センターで実施する。 問診、身体計測、小児科医師による診察、保健指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	96.6%
事業目標 (平成31年度)	100%

事業3-1-5 (2) 乳幼児健康診査の実施（1歳6か月児健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	1歳6か月の時点において、心身の発育・発達、運動機能、視聴覚等が順調かどうかを確認するとともに遅滞あるいは障害を早期に発見し、適切な保健指導を行うことにより、児の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	保健福祉センターで実施。 問診、身体計測、小児科医師・歯科医師による診察、心理相談、栄養指導、歯科保健指導、保健指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	97.1%
事業目標 (平成31年度)	100%

事業3-1-5 (3) 乳幼児健康診査の実施（3歳児健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	幼児期において、身体発育及び精神発達の面からも重要な時期である3歳児に対し、健康診査を行い、視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な保健指導を行い、児の健全育成を図る。
事業の概要	保健福祉センターで実施。 問診、身体計測、尿検査、小児科医師・歯科医師による診察、心理相談、栄養指導、歯科保健指導、保健指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	95.1%
事業目標 (平成31年度)	100%

事業3-1-5 (4) 休日健診（保健所健康課）

事業の趣旨	平日の受診が難しい保護者に対し休日に健康診査を実施することにより、健診の受診を促す。
事業の概要	市内に住所を有する幼児（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の未受診者）に対し、休日に年2回実施。
基準年実績 (平成25年度)	2回実施
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-1-6 赤ちゃん教室（保健所健康課）

事業の趣旨	乳児期の発育発達や疾病予防、栄養等育児についての基本的な知識や情報を提供するとともに、参加者同士の交流により育児不安を軽減し、養育者の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	乳児とその家族を対象に、保健福祉センターで実施。 保健師・栄養士・歯科衛生士による講義・グループワークを実施。
基準年実績 (平成25年度)	1,202件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 3-2-1)

事業3-1-7 妊婦健康相談事業（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊娠期からの支援を行う。
事業の概要	妊婦の健康相談として、来所相談・電話相談を保健福祉センターで実施。 また、保健福祉センターで母子健康手帳発行時には、保健師による面接を実施し、妊娠期からの支援を実施。
基準年実績 (平成25年度)	628人
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 1-2-2、4-1-5)

事業3-1-8 乳幼児健康相談事業（保健所健康課）

事業の趣旨	乳幼児及びその保護者等に対し、適切な育児相談を実施することで、心身の健康の保持増進を図る。
事業の概要	保健師・栄養士が相談を担当する。 保健福祉センター等で月1～2回実施。
基準年実績 (平成25年度)	4,470件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 1-2-2)

事業3-1-9 こんにちは赤ちゃん事業（保健所健康課）

事業の趣旨	2～3か月児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行う。
事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。保健推進員連絡協議会に委託し、不在であった場合は看護師訪問、困難事例については保健師訪問で対応する。
基準年実績 (平成25年度)	年2,550人
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 1-2-2、4-1-8)

事業3-1-10 妊産婦訪問指導（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦に対し健康管理や日常生活指導を行う。
事業の概要	妊婦一般健康診査票・産婦一般健康診査票により訪問依頼のあった者や妊娠届出書により把握したハイリスク妊娠者に対し、訪問指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	2,292件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 4-1-6)

事業3-1-11 (1) 乳幼児訪問指導事業（新生児訪問）（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、新生児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。
事業の概要	出生連絡票により依頼のあったものに対し、訪問指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	1,944件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 4-1-7)

事業3-1-11 (2) 乳幼児訪問指導事業（乳幼児訪問）（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、乳幼児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。
事業の概要	母子保健事業において、訪問指導が必要と認められた乳幼児に対し、保健師による訪問指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	978件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 4-1-7)

事業3-1-11 (3) 乳幼児訪問指導事業（未熟児訪問）（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、未熟児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。
事業の概要	医療機関からの低体重児・未熟児連絡票等により訪問依頼のあったものに対し、訪問指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	349件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 4-1-7)

事業3-1-12(1) 幼児むし歯予防事業（よい歯づくり講座）（保健所健康課）

事業の趣旨	幼児期のむし歯は進行が速いため、初期からの予防策として実施する。
事業の概要	フッ化物塗布を希望する保護者に対し、フッ化物塗布を行う前に、むし歯予防を含めた健康教育を行う。
基準年実績 （平成25年度）	584人
事業目標 （平成31年度）	3歳児健康診査において、う蝕のない者の割合の増加 （85% 平成33年度）

事業3-1-12(2) 幼児むし歯予防事業（フッ化物塗布）（保健所健康課）

事業の趣旨	幼児期のむし歯は進行が速いため、初期からの予防策として実施する。
事業の概要	フッ化物塗布を希望する幼児に対し、歯科検診とむし歯予防を含めた健康教育を行うとともにフッ化物塗布を行う。
基準年実績 （平成25年度）	1,944人
事業目標 （平成31年度）	3歳児健康診査において、う蝕のない者の割合の増加 （85% 平成33年度）

事業3-1-12(3) 幼児むし歯予防事業（幼児歯科健診事業）（保健所健康課）

事業の趣旨	幼児期から歯の大切さを意識し、予防策を習慣化することにより生涯を通じた口腔の健康保持を図ることを目的とする。
事業の概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において歯科医師、歯科衛生士による健診と指導を行う。
基準年実績 （平成25年度）	79.2%（3歳児健康診査）
事業目標 （平成31年度）	3歳児健康診査において、う蝕のない者の割合の増加 （85% 平成33年度）

事業3-1-13 妊婦歯科健康診査事業（保健所健康課）

事業の趣旨	妊婦は妊娠に伴う生理的变化により、むし歯や歯周病になりやすい。また、妊娠初期は胎児の歯の形成期でもあり、妊婦自身と生まれてくる児の歯科保健の向上を図ることを目的として実施。
事業の概要	母子健康手帳交付時に受診票を交付し、妊娠期間中に1回、富山市内歯科医療機関で実施。
基準年実績 （平成25年度）	25.8%
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-14 地区健康づくり推進会議（保健所健康課）

事業の趣旨	地区住民と協働して、地域の健康づくりに取り組み、個人の健康を支える環境づくりを推進する。
事業の概要	地区の関係団体等の代表者に、地域の健康指標について情報提供し、健康課題を共有する。また、健康課題について話しあい、協働で地域の健康づくりを推進する（全地区で年2回開催）。
基準年実績 （平成25年度）	78地区で実施
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-15 育成医療（保健所保健予防課）

事業の趣旨	障害児（身体に障害のある者に限る。）の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。
事業の概要	身体障害児に対する医療の給付。手術等により確実な治療効果が期待できる場合、医療費を公費負担する。
基準年実績 （平成25年度）	109件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-16 療育医療（保健所保健予防課）

事業の趣旨	結核にかかっている児童に対し、適切な治療を行うとともに、療育生活の指導を行い、児童の健全育成を図る。
事業の概要	結核にかかっている児童で長期入院を必要とする者に対する医療費、日用品、学習品費の給付。
基準年実績 （平成25年度）	0件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-17 小児慢性特定疾病医療助成費（保健所保健予防課）

事業の趣旨	小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家族の医療費の負担軽減を行う。
事業の概要	小児慢性特定疾病患者に対して、適切な治療が受けられるよう、医療費を公費により負担する。平成27年1月に児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、自立支援員の配置や医師等による療育相談、ピアカウンセリングなどを実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業や、患者データをシステム入力し研究へ活用する小児慢性特定疾病対策適正化事業を行う。
基準年実績 （平成25年度）	371件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-18 家族計画相談（保健所保健予防課）

事業の趣旨	母子保護の立場から健やかな子どもを生き育てるための相談を行うとともに、命の尊さ、生命倫理についての啓発を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の開設（来所相談、電話相談、家庭訪問等での相談） 啓発パンフレットの配布 指導員の育成
基準年実績 （平成25年度）	1,084件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 1-2-2）

事業3-1-19 遺伝相談事業（保健所保健予防課）

事業の趣旨	母子保護の立場から健やかな子どもを生き育てるための相談を行うとともに、命の尊さ、生命倫理についての啓発を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の開設（来所相談、電話相談、家庭訪問等での相談） 遺伝相談担当医師によるカウンセリング 啓発パンフレットの配布
基準年実績 （平成25年度）	195件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 1-2-2）

事業3-1-20（1）予防接種（BCG）（保健所保健予防課）

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	対象者は生後1歳に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は生後5か月から8か月までに接種。生後2か月となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	79.0%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20 (2) 予防接種（日本脳炎）（保健所保健予防課）

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	第1期：対象者は生後6か月から90か月に至るまでの乳幼児、児童。標準的な接種期間は初回：3歳。追加：4歳。初回は3歳となる月の月上旬、追加は4歳となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。 第2期：対象者は9歳以上13歳未満の児童・生徒。標準的な接種期間は9歳頃。9歳となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	第1期：82.0% 第2期：52.1%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20 (3) 予防接種（ジフテリア・破傷風）（保健所保健予防課）

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	対象者は11歳以上13歳未満の児童・生徒。標準的な接種期間は11歳頃。11歳となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	75.6%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20 (4) 予防接種（麻しん風しん）（保健所保健予防課）

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	第1期：対象者は生後12か月から24か月に至るまでの幼児。標準的な接種期間は1歳3か月頃まで。初回は1歳となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。 第2期：対象者は5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間の児童。標準的な接種期間は4月から6月頃。6歳となる年度の4月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	第1期：96.1% 第2期：92.0%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20(5) 予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）（保健所保健予防課） 新規

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	対象者は生後3か月から90か月に至るまでの乳幼児、児童。標準的な接種期間は初回：生後3か月から12か月までに接種。追加：初回終了後12か月から18か月までに接種。生後2か月となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	82.3%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20(6) 予防接種（ヒブ）（保健所保健予防課） 新規

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	対象者は生後2か月から60か月に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は初回：生後2か月から7か月までに開始。追加：初回終了後7か月から13か月までに接種。生後2か月となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	112.7%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20(7) 予防接種（小児肺炎球菌）（保健所保健予防課） 新規

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	対象者は生後2か月から60か月に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は初回：生後2か月から7か月までに開始。追加：生後12か月から15か月までに接種。生後2か月となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	103.3%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20 (8) 予防接種（ヒトパピローマウイルス感染症）（保健所保健予防課）

新規

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	対象者は小学6年生から高校1年生に相当する年齢になる年度の女性。標準的な接種は中学校1年生。平成25年6月より積極的勧奨（接種券を個別送付）を差し控えているが、希望者には個別送付を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	19.7%
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-20 (9) 予防接種（水痘）（保健所保健予防課）

新規

事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業の概要	対象者は生後12か月から36か月に至るまでの乳幼児。経過措置（平成26年度限り）として生後36か月から60か月に至るまでの幼児を対象とする。標準的な接種期間は1回目：生後12か月から15か月までに接種。2回目：1回目終了後6か月から12か月までに接種。生後12か月となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。
基準年実績 （平成25年度）	（平成26年度新規事業のため実績なし）
事業目標 （平成31年度）	接種率100%

事業3-1-21 妊産婦医療費助成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	妊産婦に対し、医療費を助成することによりその疾病の早期発見と適切な医療の確保を図り、母子保健の向上と福祉の増進に寄与する。
事業の概要	対象疾患：妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産 助成内容：対象疾患の保険診療の自己負担分（食事療養費は除く） 助成方法：現物給付（ただし、県外の診療は償還払とする。）
基準年実績 （平成25年度）	受給者数 128人 助成額 60,595千円
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-1-22 こども医療費助成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	子どもの保護者に対し医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、子どもの福祉の増進に寄与する。
事業の概要	助成対象：入院…0歳～中学3年生 通院…0歳～小学6年生 （平成26年10月から中学3年生まで拡大） 助成内容：保険診療の自己負担分（食事療養費は除く） 助成方法：0歳～未就学児…現物給付（ただし、0歳の県外診療と1歳から未就学児までの市外診療は償還払） 小学生以上…償還払（小学生の通院は、月額1,000円を超える分を助成）
基準年実績 （平成25年度）	受給者数 21,587人 助成額 854,644千円
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 4-4-7）

事業3-1-23 未熟児養育医療費助成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	未熟児は疾病にかかりやすく、心身の障害を残すことも多いことから医療を必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。
事業の概要	対象者：体重が2,000g以下の未熟児等 給付内容：医療費の自己負担分（食事療養費を含む）を公費で負担 負担金：扶養義務者世帯の所得税額に応じ、負担金を徴収
基準年実績 （平成25年度）	受給者数 66人 助成額 12,946千円
事業目標 （平成31年度）	継続実施

3-2 「食育」の推進

事業3-2-1 赤ちゃん教室（保健所健康課）

事業の趣旨	乳児期の発育発達や疾病予防、栄養等育児についての基本的な知識や情報を提供するとともに、参加者同士の交流により育児不安を軽減し、養育者の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	乳児とその家族を対象に、保健福祉センターで実施。 保健師・栄養士・歯科衛生士による講義・グループワークを実施。
基準年実績 （平成25年度）	1,202件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 3-1-6）

事業3-2-2 食を通じた子どもの健全育成事業（保健所健康課）

事業の趣旨	生活習慣病を予防するために、子どもたちから望ましい生活習慣を身につける。
事業の概要	健診や相談時に来所している保護者に対して、朝食の簡単メニューを紹介し、朝食の大切さを啓発する。
基準年実績 (平成25年度)	99.6% (平成24年度)
事業目標 (平成31年度)	100%

事業3-2-3 学校等における食育の推進（学校保健課）

事業の趣旨	子どもたちが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育の推進を図るもの。
事業の概要	公益財団法人富山市学校給食会が主催する食材に関する体験学習会を支援し、子どもたちの食に対する理解を深める。 給食を食育に関する教材として活用できるよう行事食や郷土料理、その他食育のテーマに沿った給食を実施する。 学校給食に地場産野菜を積極的に使用し、子どもたちの地域への理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む。
基準年実績 (平成25年度)	食材に関する体験学習会の開催 年13回 地場産野菜の使用品目数 28品目
事業目標 (平成31年度)	食材に関する体験学習会の開催 年20回 食育に関する教材としての給食実施回数の増加 地場産野菜の使用品目数 32品目

事業3-2-4 保育所における食育の推進（子育て支援課）

事業の趣旨	豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して食への関心を育み「食を営む力」の基礎を培うように努める。
事業の概要	食育に関する年間計画より毎月のテーマを決め、食材の実物や掲示資料等を通して、子どもたち・保護者等に啓発を図る。
基準年実績 (平成25年度)	全保育所（園）
事業目標 (平成31年度)	全保育所（園）で継続実施

事業3-2-5 食を通じた親子ふれあい交流事業（子育て支援課）

事業の趣旨	乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間関係の形成・家族関係づくりによる心の健全育成を図る。
事業の概要	給食参観にあわせて、親子で一緒に食事をし、食育に関する指導をする。
基準年実績 (平成25年度)	55か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

3-3 小児医療の充実

事業3-3-1 周産期救急医療協力体制の整備（市民病院）

事業の趣旨	安心して子どもを生み、育てることができる環境の促進を図るために、小児医療の体制を整備する。
事業の概要	平成8年10月に、県立中央病院内に、妊娠期から出産、新生児等に対し、一貫して高度専門的医療を提供できる母子医療センターが開設され、これにあわせ、新生児医療協力病院の空床、搬送、手術等の情報を登録、照会できる「周産期救急情報システム」が稼働し、「周産期救急医療協力体制」が整備された。周産期救急患者に適切な医療を提供するとともに、救急時に搬送先医療機関が迅速に確保されるよう、母子医療の充実に努める。
基準年実績 (平成25年度)	体制の整備
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-3-2 富山市・医師会急患センターの運営（社会福祉課）

事業の趣旨	富山市・医師会急患センターの運営
事業の概要	休日・夜間の医療機関の休診時に、応急の初期救急診療として、富山市・医師会急患センターの運営を行う。（指定管理者である公益社団法人富山市医師会が運営）
基準年実績 (平成25年度)	1か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

3-4 遊び環境の整備

事業3-4-1 複合遊具の整備（公園緑地課）

事業の趣旨	子どもたちに魅力ある公園整備を図る。
事業の概要	子どもたちの多様な遊びや新たな遊びを創造できる複合機能をもった公園遊具の設置に努める。
基準年実績 (平成25年度)	1公園
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-4-2 世代間交流の場としての公園整備（公園緑地課）

事業の趣旨	子どもから高齢者まで利用できる世代間交流の場として公園整備を図る。
事業の概要	公園ごとの特色や機能分担に配慮した子どもから高齢者まで利用できる世代間交流の場としての公園の整備促進に努める。
基準年実績 (平成25年度)	9公園
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-4-3 児童館の充実（家庭児童相談課）

事業の趣旨	地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために各種事業を実施する。
事業の概要	幼児向け親子サークルや、小中学生を対象とした活動や行事を行う児童館活動の充実、年間利用者数の増加を図る。 全13館
基準年実績 (平成25年度)	13か所、年間利用者：424,193人
事業目標 (平成31年度)	13か所、年間利用者：430,000人

(再掲 2-3-16)

事業3-4-4 ミニ児童館の整備（家庭児童相談課）

事業の趣旨	放課後等の小学校高学年の児童や中学生に健全な遊びの機会を与え、その健康増進と情操を豊かにする。
事業の概要	児童が自主的に活動（遊びや学習）できる場を提供し、児童の自主性及び自立性を高める。
基準年実績 (平成25年度)	1か所
事業目標 (平成31年度)	地域コミュニティセンター等の公共施設を活用したミニ児童館を検討する。

(再掲 2-3-17)

事業3-4-5 子どもかがやき教室の開設（生涯学習課）

事業の趣旨	次代を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校区ごとに学校や社会教育施設を活用しながら、子どもたちの居場所を確保し、地域の人々の教育力を結集して、放課後や学校休業日におけるスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施する。
事業の概要	希望するすべての小学校区において、子どもたちの安全で安心な居場所として学校や公民館等を活用し、地域ぐるみによる健全育成を推進する。
基準年実績 (平成25年度)	開設箇所 ----- 40か所
事業目標 (平成31年度)	開設箇所の拡充 ----- 46か所（市教育振興基本計画において、平成30年度に45か所、平成35年度に50か所での開設を目標としている。）

(再掲 2-3-3)

3-5 住環境の整備

事業3-5-1 富山市地域優良賃貸住宅制度（都市再生整備課）

事業の趣旨	子育て世帯等、居住の安定に特に配慮を必要とする世帯が、無理のない家賃で優良な賃貸住宅に居住できるよう支援を行うとともに、供給を促進するため民間事業者への支援を行う。
事業の概要	地域優良賃貸住宅（一般型）の家賃の減額に対する助成を行う。
基準年実績 （平成25年度）	20戸
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-5-2 低廉で良質な市営住宅の供給（市営住宅課）

事業の趣旨	安心して子育てができる低廉で良質な住宅を確保するため、老朽化した住宅を建て替えて供給する。
事業の概要	老朽化した団地建替事業を実施する。
基準年実績 （平成25年度）	全4,778戸
事業目標 （平成31年度）	平成27年度から平成31年度までの整備目標、84戸

事業3-5-3 市営住宅における母子世帯向け住宅の供給（市営住宅課）

事業の趣旨	母子世帯に対しては、福祉施策の観点から居住安定のための施策展開が望まれることから、市営住宅において母子世帯向けの住宅確保に努める。
事業の概要	9団地の43戸を母子世帯向けの特定目的住宅に指定し、母子世帯に限定して提供する。
基準年実績 （平成25年度）	9団地（43戸）
事業目標 （平成31年度）	9団地（43戸）

3-6 安全でやさしいまちづくり

事業3-6-1 幼児・児童交通安全教室の開催（生活安全交通課）

事業の趣旨	幼児・児童の交通安全教育指導を行い、必要な交通安全ルールの体得と交通安全意識の定着を促進する。
事業の概要	保育所・幼稚園において、小学校への徒歩登校を前提とした基本的な交通ルールを学ぶ交通安全教室を開催する。
基準年実績 （平成25年度）	年123回
事業目標 （平成31年度）	年130回

事業3-6-2 自主防犯組織の育成・支援（生活安全交通課）

事業の趣旨	安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行う自主防犯組織に対し、活動に要する経費の一部補助等を行うことで、地域住民等が主体となった防犯活動を促進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に要する経費の一部補助 結成時補助：基本額30,000円 限度額50,000円 活動補助：年間 30,000円 ・研修会の開催 年1回 市内4警察署管内ごとに開催
基準年実績 (平成25年度)	155組織
事業目標 (平成31年度)	179組織

事業3-6-3 交通安全施設の整備（道路河川整備課）

事業の趣旨	防護柵や道路反射鏡等の整備を進め、歩行者の安全を守る。
事業の概要	用水や崖、見通しの悪い交差点等、危険箇所に対し防護柵や道路反射鏡を整備することにより、転落事故や衝突事故を防止し、歩行者や車両の安全確保と道路の有効利用を図る。
基準年実績 (平成25年度)	防 護 柵：延長782m 反 射 鏡：33基新設 交通安全灯：208か所新設
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-6-4 安全で潤いのある公園等の整備（公園緑地課）

事業の趣旨	子どもにとって、安全で潤いのある公園等の整備を図る。
事業の概要	子どもにとって、安全で潤いのある公園、道路、水辺環境等の整備に努める。
基準年実績 (平成25年度)	9公園
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-6-5 青少年を取り巻く環境浄化活動・有害環境の調査（少年指導センター）

事業の趣旨	青少年を取り巻く様々な有害環境の的確な把握と関係機関・団体をはじめ、家庭、学校、地域社会が一体となった環境浄化活動の推進に努める。
事業の概要	少年補導委員や関係機関・団体等と連携をとりながら、書店、溜り場等の調査・点検をし、あわせて営業主等に青少年の健全育成への配慮をお願いする。
基準年実績 (平成25年度)	年1回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 2-3-23)

事業3-6-6 青少年を取り巻く地域環境懇談会の開催（少年指導センター）

事業の趣旨	地域における有害環境の現状等について情報収集や意見の交換を行い、環境浄化の関心を高めるとともに、青少年の非行防止や補導活動に対する理解と協力を求める。
事業の概要	青少年を取り巻く地域の環境問題等について、少年補導委員、小・中学校PTA役員や児童クラブの役員等が話しあい、有害環境の現状等の情報交換や、地域環境問題の意見を共有して、青少年の良好な健全育成環境の確保に努める。
基準年実績 (平成25年度)	年3回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 2-3-24)

3-7 青少年期の心と身体健康づくり

事業3-7-1 (1) 思春期個別相談（思春期個別相談）（保健所健康課）

事業の趣旨	思春期の男女の健康なライフスタイルの確立と母性の保持増進を図る。
事業の概要	思春期等の男女の保健・医学的な相談に応じるとともに、保健知識の普及啓発を図り、思春期男女の健康の保持増進を図る。
基準年実績 (平成25年度)	42件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-7-1 (2) 思春期個別相談（人工妊娠中絶率の低下）（保健所健康課）

事業の趣旨	思春期の男女の健康なライフスタイルの確立と母性の保持増進を図る。
事業の概要	思春期等の男女の保健・医学的な相談に応じるとともに、保健知識の普及啓発を図ることによって、母体に大きく影響を及ぼす人工妊娠中絶数を減らし、思春期男女の健康の保持増進を図る。
基準年実績 (平成25年度)	6.3（平成24年）
事業目標 (平成31年度)	人工妊娠中絶率の低下を目指す。

事業3-7-2 (1) いきいき健康教室（小学4年生）（保健所健康課）

事業の趣旨	未成年者の喫煙・飲酒の開始や習慣化の予防対策として、「いきいき健康教室」を開催し、望ましい生活習慣の確立を促すとともに、学校や家庭等における健康づくりを推進する。
事業の概要	市内の小学4年生に対して、保健師が たばこの害（受動喫煙の害も含む）についての講義、グループワーク、ロールプレイ等を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	73.6%
事業目標 (平成31年度)	将来絶対にたばこを吸わないと考える小学生の増加（100% 平成33年度）

事業3-7-2 (2) いきいき健康教室（中学1年生）（保健所健康課）

事業の趣旨	未成年者の喫煙・飲酒の開始や習慣化の予防対策として、「いきいき健康教室」を開催し、望ましい生活習慣の確立を促すとともに、学校や家庭等における健康づくりを推進する。
事業の概要	市内の中学1年生に対して、保健師が たばこの害(受動喫煙の害も含む)、飲酒の害についての講義、グループワーク、ロールプレイ等を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	74.9%
事業目標 (平成31年度)	将来絶対にたばこを吸わないと考える小学生の増加 (100% 平成33年度)

事業3-7-3 精神保健福祉相談・心のケア相談（保健所保健予防課）

拡充

事業の趣旨	精神的なストレスによる心身の不調の早期対応や社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、家族や地域住民のこころの健康の保持向上を図る。
事業の概要	こころの悩みのある人やその家族などを対象に、精神科医師や臨床心理士等の専門職による相談を予約制で実施する。
基準年実績 (平成25年度)	月2回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-7-4 ひきこもりに関する電話・面接相談（保健所保健予防課）

事業の趣旨	ひきこもりの本人や家族等からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行い、相談内容に応じて関係機関へつなぐ。また、関係機関との調整等必要な援助を行い、ひきこもりの本人やその家族のこころの健康の保持向上を図る。
事業の概要	ひきこもりの本人やその親、家族が気軽に相談できるよう臨床心理士、精神保健福祉相談員等が随時対応する。
基準年実績 (平成25年度)	年397件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-7-5 (1) エイズ等対策事業（エイズ・性感染症の健康教育）（保健所保健予防課）

事業の趣旨	エイズのまん延防止及び疾患に対する誤解・偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を図る。また、HIV抗体検査ならびにクラミジア抗体検査を実施し、HIV感染症ならびに性器クラミジア感染症等を早期に発見し、早期治療を図る。
事業の概要	世界エイズデー（12月1日）前後に、パンフレットの街頭配布や学園祭等でのブース設置普及キャンペーン、若年層（高校、専門学校、大学等）を中心としたエイズ・性感染症の健康教育を行う。
基準年実績 (平成25年度)	年41回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-7-5 (2) エイズ等対策事業（HIV・エイズ・性感染症相談、抗体検査）
（保健所保健予防課）

事業の趣旨	エイズのまん延防止及び疾患に対する誤解・偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を図る。また、HIV抗体検査ならびにクラミジア抗体検査を実施し、HIV感染症ならびに性器クラミジア感染症等を早期に発見し、早期治療を図る。
事業の概要	HIV抗体検査を保健所で毎週1回通常検査、月1回迅速検査を通年実施。それ以外に世界エイズデー（12/1）前後、エイズ検査普及週間（6/1～7）に夜間・休日HIV相談・性感染症相談、抗体検査を実施する。
基準年実績 （平成25年度）	相談：542件 検査：332件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-7-5 (3) エイズ等対策事業（性感染症（クラミジア）相談、抗体検査）
（保健所保健予防課）

事業の趣旨	エイズのまん延防止及び疾患に対する誤解・偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を図る。また、HIV抗体検査ならびにクラミジア抗体検査を実施し、HIV感染症ならびに性器クラミジア感染症等を早期に発見し、早期治療を図る。
事業の概要	HIV抗体検査の追加検査として希望者に対しクラミジア抗体検査を保健所で毎週1回通常検査を通年実施。それ以外に世界エイズデー（12/1）前後、エイズ検査普及週間（6/1～7）に夜間性感染症（クラミジア）相談、抗体検査を実施する。
基準年実績 （平成25年度）	検査：156件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業3-7-6 学習支援事業（社会福祉課）

新規

事業の趣旨	生活保護世帯等の子どもたちが、高等学校等へ進学し充実した学校生活をおくることを通じて、将来への希望をもって就学・就労できるよう支援する。
事業の概要	生活保護世帯等の子どもたち及び児童養護施設に入所している中学生を支援するため、家庭相談員が生活保護世帯の家庭を訪問し相談・アドバイスをするとともに、学習支援員が中学生の学習支援を継続的に行う。
基準年実績 （平成25年度）	（新規事業）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 1-3-1）

事業3-7-7 総合型スポーツクラブの育成事業（スポーツ課）

事業の趣旨	自発的、自主的な活動を基本理念とする総合型スポーツクラブの育成を行う。
事業の概要	子どもから高齢者までが集い、年齢・体力にあったスポーツ活動が手軽に楽しめる総合型スポーツクラブの支援を行う。
基準年実績 (平成25年度)	会員数 11,038人
事業目標 (平成31年度)	会員数 12,000人

事業3-7-8 スポーツ少年団育成事業（スポーツ課）

事業の趣旨	少年団活動を通じ、少年の発育、発達に応じた心身の健全な育成と地域スポーツ少年団活動の活性化を図る。
事業の概要	日本スポーツ少年団の理念のもと、野球、バレーボール、サッカー、剣道等のスポーツ活動に加え、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、奉仕活動を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	登録団員数 2,518人
事業目標 (平成31年度)	登録団員数 2,600人

事業3-7-9 専門医制度運営事業（学校保健課）

事業の趣旨	子どもたちの健康を取り巻く環境が多様化、専門化しているなか、学校保健に関する様々な課題に対して、学校と家庭、地域の保健機関が連携して対応ができるよう必要な支援を行う。
事業の概要	産婦人科医、精神科医、整形外科医等の専門医を学校に派遣し、教職員、保護者または生徒を対象に講話等による集団指導や面接による個別指導を行う。
基準年実績 (平成25年度)	集団指導：年45回 個別指導：年16回
事業目標 (平成31年度)	指導回数の増加

事業3-7-10 小児生活習慣病予防対策事業（学校保健課）

事業の趣旨	小児期の生活習慣病の実態を正しく理解するとともに、保護者との連携により、日常生活における食事や運動不足等を改善させることにより、子どもたちの生活習慣病の予防・改善を図る。
事業の概要	小学4年生、中学1年生を対象にすこやか検診（コレステロール値の測定等を行う検診）を実施し、要医療と判定された児童生徒に対して医療機関への受診を勧奨する。 また、すこやか検診において、要医療、経過観察または生活指導と判定された児童生徒及びその保護者に対し、すこやか教室（専門医、栄養士による個別相談指導や運動指導員による運動指導等）を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	受診率：93.5% 受講率：12.4%
事業目標 (平成31年度)	健康な（要医療・経過観察の判定を受けていない）児童生徒の割合を93%以上に増やす。

事業3-7-11 適応指導教室（教育センター）

事業の趣旨	不登校児童生徒に対し、心の回復を図る諸活動を通して、集団生活に適應でき、学校復帰への力を高める援助・支援活動を行う。
事業の概要	新庄・婦中にある適応指導教室において、富山市小・中学校に在籍する学校で不登校状態にあり、集団適應訓練を必要とし、かつ集団適應訓練が可能な段階にあると判断される児童生徒に生活指導や学習指導を行う。
基準年実績 (平成25年度)	3か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業3-7-12 DV防止の意識啓発と被害者支援の取り組み（男女参画・ボランティア課）

事業の趣旨	配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた若年時からの意識啓発と、関係機関と連携したきめ細やかなDV被害者支援への取り組みを進める。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止啓発リーフレットの作成（一般向け・中学生向け） ・富山市ホームページ、広報とやま等による相談窓口の情報提供 ・富山市出前講座の実施 ・相談窓口担当者等研修会の実施
基準年実績 (平成25年度)	通年実施
事業目標 (平成31年度)	継続実施

基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

【現状と課題】

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、児童虐待をはじめとして、社会的養護や支援を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見・早期支援に取り組むことが重要です。そのため、妊娠届け出時等妊娠早期から関わるとともに、妊婦や親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、子育てに寄り添う支援が求められています。そのため、市や関係機関が地域のボランティアと連携し、子育て世代の親を孤立させないような地域づくりに努めます。

また、ひとり親家庭の子どもたちが健やかに成長できるような経済的支援や就労支援対策等を推進するとともに、障害のある子ども一人ひとりが生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動や文化活動への参加機会の拡大を図る必要があります。

以前実施された調査では、理想の子どもの数をもたない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由が約6割を占めていたことからわかるように、多子家庭をはじめとして、厳しい経済環境のもと子どもを育てるうえでも経済的負担が大きくなっていく状況であり、こうした家庭に対する経済的支援を、さらに進めていく必要があります。

【施策の方向性】

4-1 要保護児童等の支援

事業4-1-1 富山市要保護児童対策地域協議会の運営（家庭児童相談課）

事業の趣旨	要保護児童等の早期発見及び適切な保護、または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための情報交換を行い、支援内容に関する協議を行う。
事業の概要	富山市要保護児童対応ハンドブックに基づき、要保護児童等の発見から支援までのスムーズな連携を図る。 要保護児童等の情報交換と支援について関係機関との協議を行う。 (協議会の運営) (1) 代表者会議 協議会の構成員の代表者による会議 (2) 実務者会議 ①ネットワーク作り等の会議：実務者間の情報共有のための会議 ②全ケース検討会議：すべてのケースについて、定期的に状況を確認するための会議 (3) ケース検討会議 個別の要保護児童等について、具体的な支援内容の検討、役割分担の協議を行うための会議
基準年実績 (平成25年度)	代表者会議：1回開催 実務者会議・ネットワーク作り会議：1回開催 全ケース検討会議：24回開催 ケース検討会議：随時開催
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-1-2 保育所等出前相談事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	保育所等で気になる親子に対して臨床心理士の助言を受けながら、早期に保育者が関わり、親の不安の解消、子への適切な関わり、親子関係の修復を図ることで虐待の未然防止や早期発見及び子育て支援を行う。
事業の概要	保育士や保護者からの個別相談や電話相談、小グループでの子育て相談会、講演会を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	個別相談：78件、電話相談：0件、講演数：3回
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-1-3 児童虐待防止の啓発（家庭児童相談課）

事業の趣旨	一般の人々の児童虐待防止への関心を高めることにより、虐待から子どもを守る社会を構築するとともに、地域と関係機関が連携し、児童虐待に対する早期発見・早期対応体制の充実強化を図る。
事業の概要	広報とやま年1回掲載、リーフレットの配布
基準年実績 (平成25年度)	広報とやま年1回（全世帯）
事業目標 (平成31年度)	広報とやま年1回掲載

事業4-1-4 児童養護施設（愛育園）の設置・運営（家庭児童相談課）

事業の趣旨	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童（乳児を除く）を入所させて、子どもたちの養護と、その自立を支援するため、児童養護施設（愛育園）を設置、運営をする。
事業の概要	定員50人、入所者数31人（平成26年4月1日現在） 指定管理者である（福）富山市社会福祉事業団が運営。
基準年実績 (平成25年度)	1施設（定員50人）
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-1-5 妊婦健康相談事業（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊娠期からの支援を行う。
事業の概要	妊婦の健康相談として、来所相談・電話相談を保健福祉センターで実施。また、保健福祉センターで母子健康手帳発行時には、保健師による面接を実施し、妊娠期からの支援を実施。
基準年実績 (平成25年度)	628件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 1-2-2、3-1-7)

事業4-1-6 妊産婦訪問指導（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦に対し健康管理や日常生活指導を行う。
事業の概要	妊婦一般健康診査票・産婦一般健康診査票により訪問依頼のあった者や妊娠届出書により把握したハイリスク妊娠者に対し、訪問指導を実施。
基準年実績 (平成25年度)	2,292件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲3-1-10)

事業4-1-7 乳幼児訪問指導事業（保健所健康課）

事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、乳幼児に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。
事業の概要	事業3-1-11(1) 乳幼児訪問指導事業（新生児訪問） 事業3-1-11(2) 乳幼児訪問指導事業（乳幼児訪問） 事業3-1-11(3) 乳幼児訪問指導事業（未熟児訪問） 等の各種相談事業を実施する。
基準年実績 (平成25年度)	(再掲の各事業参照)
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲：表中に記載のとおり)

事業4-1-8 こんにちは赤ちゃん事業（保健所健康課）

事業の趣旨	2～3か月児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行う。
事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。保健推進員連絡協議会に委託し、不在であった場合は看護師訪問、困難事例については保健師訪問で対応する。
基準年実績 (平成25年度)	年2,550人
事業目標 (平成31年度)	継続実施

(再掲 1-2-2、3-1-9)

事業4-1-9 養育支援訪問事業（保健所健康課）

新規

事業の趣旨	母子保健事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児及び保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等必要な支援を行う。
事業の概要	対象者に保健師や心理相談員等が家庭訪問を実施する。 必要に応じて事例検討会を行う。
基準年実績 (平成25年度)	実件数 76件、延べ件数 348件
事業目標 (平成31年度)	継続実施

4-2 ひとり親家庭等への支援

事業4-2-1 母子生活支援施設（和光寮）の設置・運営（家庭児童相談課）

事業の趣旨	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行う。
事業の概要	定員：15世帯 入所：2世帯（母2人、児童2人）平成26年4月1日現在 指定管理者である（福）富山市社会福祉事業団が運営。
基準年実績 (平成25年度)	1施設（定員15世帯）
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-2-2 女性相談員の配置（家庭児童相談課）

事業の趣旨	要保護女性に対して、相談指導及び社会的・経済的自立更正への指導を行うことにより要保護女性の福祉増進に努めるもの。
事業の概要	女性相談員1人を配置し、離婚問題やDV等の人間関係、病気や経済問題等の相談に対し、助言、指導を行う。
基準年実績 (平成25年度)	相談：68件
事業目標 (平成31年度)	継続配置

事業4-2-3 母子家庭等就業・自立支援センターの運営（家庭児童相談課）

事業の趣旨	母子家庭の母または父子家庭の父の相談支援体制を整備するとともに、就業相談、就業支援講習等の一貫した就業支援サービスを総合的に提供し、ひとり親家庭の自立を促進する。
事業の概要	設置者：富山県と富山市（共同設置） 実施主体：富山県母子寡婦福祉連合会（県から委託） 概要：就業相談、就業促進活動、就業支援講習会の開催、就業支援バンク、特別相談
基準年実績 （平成25年度）	1か所（就職状況：97人）
事業目標 （平成31年度）	継続設置

事業4-2-4 母子家庭等自立支援給付金支給事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援するため、「母子家庭等自立支援給付金」を支給する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 概要：市が指定した教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給 給付額：4,000円超～100,000円（受講料の20%を限度とする。） ・高等職業訓練促進給付金 概要：看護師等専門的な資格取得を目的として2年以上、養成機関で修業する者に対して、修業期間中の生活費を支給 給付額：月額70,500円（市民税課税世帯）～100,000円（市民税非課税世帯） 対象資格：看護師（准看護師含む）、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師等 支給期間：2年間 ・高等職業訓練修了支援給付金 概要：高等職業訓練促進給付金支給対象者にカリキュラム修了後に支給 給付額：25,000円（市民税課税世帯）～50,000円（市民税非課税世帯）
基準年実績 （平成25年度）	48件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-5 母子自立支援プログラム策定事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。
事業の概要	対象者：児童扶養手当受給者（生活保護受給者は除く） 事業内容：個々の児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定し支援を行う。
基準年実績 （平成25年度）	0件
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸し付ける。
事業の概要	<p>貸付の種類：事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金</p> <p>貸付限度額：事業開始資金----- 2,830,000円 事業継続資金----- 1,420,000円 修学資金-----月額 96,000円 技能習得資金----月額 68,000円 修業資金-----月額 68,000円 就職支度資金----- 100,000円 医療介護資金----- 340,000円 生活資金----- 141,000円 住宅資金----- 2,000,000円 転宅資金----- 260,000円 就学支度資金----- 590,000円 結婚資金----- 300,000円</p> <p>償還期限：3年～20年 利 息：0%（ただし、連帯保証人がいない場合は、修学資金、修業資金、就学支度資金を除く貸付は年1.5%）</p>
基準年実績 （平成25年度）	24件（14,074千円）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-7 母子家庭等小口資金貸付事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	母子家庭及び寡婦の緊急の支出に充てるため、市が富山市母子寡婦福祉連合会に貸付原資を預託する。
事業の概要	<p>概 要：母子家庭及び寡婦の不時の支出を小口資金として貸付、生活の安定を図る</p> <p>貸付額：1件あたり30,000円以内（無利子） 償還期限：6か月以内 委託先：富山市母子寡婦福祉連合会</p>
基準年実績 （平成25年度）	21件（延べ880千円）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-8 児童扶養手当支給事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	離婚等により父または母と同一生計にない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の推進を図る。
事業の概要	<p>支給要件：次のいずれかの状態にある18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある（障害のある児童は20歳未満）児童を監護する母または父、養育者（児童と同居して、これを監護し、かつその生計を維持する者）が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）父母が婚姻を解消した児童 （2）父または母が死亡した児童 （3）父または母が心身に重度の障害があるため養育できない児童 （4）父または母の生死が明らかでない児童 （5）父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 （6）父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母または父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 （7）父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 （8）母が婚姻によらないで懐胎した児童 （9）父母ともに不明である児童 <p>支給額：全部支給 月額41,020円 一部支給 月額 9,680円～41,010円 対象児童が2人の場合、月5,000円の加算 対象児童が3人以上の場合、1人につき月3,000円の加算</p>
基準年実績 （平成25年度）	全部支給：13,015人、一部支給：19,280人 第2子加算：10,205人、第3子以降加算：2,299人
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-9 ひとり親家庭等医療費助成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定を図り、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与する。
事業の概要	<p>助成対象者：本市の住所を有し、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（障害のある児童は20歳未満）児童を監護しているひとり親家庭の父若しくは母または養育者及び児童（0歳児を除く）</p> <p>(1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父または母が死亡した児童 (3) 父または母が心身に重度の障害があるため養育できない児童 (4) 父または母の生死が明らかでない児童 (5) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 (6) 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母または父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (7) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (9) 父母ともに不明である児童</p> <p>助成内容：保険診療の自己負担分（食事療養費は除く）</p>
基準年実績 （平成25年度）	<p>受給者数 8,315人 助成額 238,777千円</p>
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-10 母子父子自立支援員設置事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	母子及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。
事業の概要	<p>母子・父子自立支援員の配置（2人） ※平成26年10月1日から名称が「母子・父子自立支援員」となりました。</p>
基準年実績 （平成25年度）	相談：2,914件
事業目標 （平成31年度）	継続配置

事業4-2-11 母子、父子家庭レクリエーション大会への助成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	富山市母子寡婦福祉連合会で実施される、ひとり親家庭等を対象としたレクリエーション大会に係る経費の一部を補助する。
事業の概要	<p>レクリエーション大会への補助金交付 補助額：250,000円（平成25年度～）</p>
基準年実績 （平成25年度）	参加者 95人
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-12 ひとり親家庭学習支援事業（家庭児童相談課）

新規

事業の趣旨	ひとり親家庭の児童に対し、学習支援を行うことにより学習意欲と進学率の向上を図り、ひとり親家庭の自立を促進する。
事業の概要	対象者：富山市内在住のひとり親家庭の中学生 実施方法：学習塾形式（月2回、1回あたり2時間）
基準年実績 （平成25年度）	（新規事業）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-13 ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 （家庭児童相談課）

新規

事業の趣旨	仕事や家事等でファミリー・サポート・センターを利用し、子どもを預けるひとり親家庭の親に対し、その利用料の一部を助成し、育児と仕事が両立できる環境整備を図る。
事業の概要	ファミリー・サポート・センター利用料の4/5を助成する。 （年度内の助成の上限額は合計2万円）
基準年実績 （平成25年度）	（新規事業）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-14 ひとり親家庭病児病後児保育料助成事業（家庭児童相談課）

新規

事業の趣旨	ひとり親家庭の親に対し、病児病後児保育の利用料の一部を助成し、育児と仕事が両立できる環境整備を図る。
事業の概要	病児病後児保育利用料の1/2助成する。（ただし、1/2の額が1,000円を超えるときは1,000円とする。）
基準年実績 （平成25年度）	（新規事業）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-15 ひとり親応援子育て支援金（家庭児童相談課）

新規

事業の趣旨	就労し、子育てしているひとり親を応援するため、支援金を給付する。
事業の概要	所得額に応じ、年額10,000円、20,000円、30,000円を支給する。
基準年実績 （平成25年度）	（新規事業）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-2-16 母子家庭の母等を雇用する事業主への支援（商業労政課）

新規

事業の趣旨	母子家庭の母等の雇用促進と雇用安定を図る。
事業の概要	市内に住所を有する母子家庭の母等を、新たに常用雇用者として採用し、継続雇用している事業主に奨励金を支給する（平成27年度から事業開始）。
基準年実績 （平成25年度）	（新規事業）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 5-2-3）

4-3 障害児施策の充実

事業4-3-1 児童発達支援事業（障害福祉課）

事業の趣旨	地域において、障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能付与、集団生活への適応訓練を行う。
事業の概要	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。 事業費：20,000千円
基準年実績 （平成25年度）	年14,385回
事業目標 （平成31年度）	第四期富山市障害福祉計画策定中のため未定

事業4-3-2 短期入所事業（児童）（障害福祉課）

事業の趣旨	自宅での介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設において、入浴・排泄・食事の介助等を行うことにより、福祉の向上を図る。
事業の概要	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。 事業費：49,590千円（障害者含む）
基準年実績 （平成25年度）	553日
事業目標 （平成31年度）	第四期富山市障害福祉計画策定中のため未定

事業4-3-3 日中一時支援事業（障害児）（障害福祉課）

事業の趣旨	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の一時的な休息を図る。
事業の概要	介護を必要とする在宅障害者及び障害児の介護者が、冠婚葬祭や病気等で一時的に家庭での介護ができない場合に、主に日中、障害者支援施設等で預かりを行う。 事業費：35,796千円 （扶助費（民間事業所）、委託料（公立事業所））
基準年実績 （平成25年度）	8,936日（延べ日数）
事業目標 （平成31年度）	第四期富山市障害福祉計画策定中のため未定

事業4-3-4 ふれあいキャンプ開催事業（障害福祉課）

事業の趣旨	心身に障害のある児童と障害のない児童が、豊かな自然の中で野外活動等とともにしながら友情を深め、思いやりの心や協調性、自立性を育む。
事業の概要	小学4年生から中学3年生までの障害のある児童及び障害のない児童による2泊3日の野外キャンプ。
基準年実績 (平成25年度)	1回開催（参加児童合計45名）
事業目標 (平成31年度)	毎年、年1回開催

事業4-3-5 恵光学園運営事業（障害福祉課）

事業の趣旨	知的障害児を日々保護者のもとから通わせ、これを保護するとともに、必要な技能・知識の習得を図る。
事業の概要	乳幼児健診や専門医等で知的発達の遅れが顕著な幼児で、児童相談所が通園適当と認めたものについて、通園指導を行う。
基準年実績 (平成25年度)	1か所
事業目標 (平成31年度)	引き続き、定員36名で通園指導を行う。

事業4-3-6 障害児等療育支援事業（障害福祉課）

事業の趣旨	在宅の障害児の地域での生活を支援するため、障害児施設の有する機能を活用した療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との重層的な連携を図る。
事業の概要	訪問による療育指導（巡回相談、在宅訪問）、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通所する保育所や幼稚園、児童デイサービス事業所等の職員の療育技術の指導を行う。
基準年実績 (平成25年度)	1か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-3-7 保育所等訪問支援事業（障害福祉課）

新規

事業の趣旨	保育所や小学校等の中で、障害児に対する支援を行い、障害児が集団生活に適応し、集団生活を継続できることを目的とする。
事業の概要	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うもの。
基準年実績 (平成25年度)	1か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-3-8 障害児わくわく支援事業（障害福祉課）

事業の趣旨	支援学校等に就学している児童・生徒に対して、保護者が放課後等に支援学校校舎等を利用した遊びや生活の場を設ける事業に補助することで、障害児の主体性や社会性を育成するとともに、保護者の介護負担を軽減し、障害児の地域生活を支援する。
事業の概要	実施場所：高志支援学校、しらとり支援学校 補助先：高志わくわくクラブ、あふたーくらぶ（保護者会） 保護者会活動内容：音楽療法、誕生日会、散歩、DVD鑑賞等
基準年実績 （平成25年度）	2か所
事業目標 （平成31年度）	2か所（補助金交付）

事業4-3-9 音楽ふれあい療育等事業補助事業（障害福祉課）

事業の趣旨	音楽療法等を通じて、障害者自身が一般の人々と同様に社会生活を営み、その能力を活用できるように支援する。
事業の概要	補助先：富山市肢体不自由児父母の会 音楽療法（年10回程度開催）、水泳療法（年2回程度開催）
基準年実績 （平成25年度）	1団体
事業目標 （平成31年度）	1団体（補助金交付）

事業4-3-10 富山市人工内耳用電池等補助金交付事業（障害福祉課）

事業の趣旨	人工内耳を装着している障害児の福祉の増進を図る。
事業の概要	聴覚障害2～6級の人工内耳を装着している18歳未満の方を対象に、人工内耳用電池等を購入するために要した費用に対し補助金を交付する。
基準年実績 （平成25年度）	6件
事業目標 （平成31年度）	年5～6件（補助金交付）

事業4-3-11（1）乳幼児発達支援事業（運動発達健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援する。また、育児不安等を軽減することで、虐待防止を図る。
事業の概要	小児科医師、整形外科医師による総合的診断と療育指導
基準年実績 （平成25年度）	24回実施
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業4-3-11 (2) 乳幼児発達支援事業（精神発達健康診査）（保健所健康課）

事業の趣旨	乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援する。また、育児不安等を軽減することで、虐待防止を図る。
事業の概要	小児神経科医師、言語聴覚士、心理判定員による総合的診断と療育指導
基準年実績 (平成25年度)	54回実施
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-3-11 (3) 乳幼児発達支援事業（幼児発達支援教室）（保健所健康課）

事業の趣旨	幼児の健康診査等において、言語・精神発達の遅れで経過観察が必要な児に対し集団遊びの場を設け、発達障害等の早期発見・早期指導に努めると同時に、保護者が児の発達段階を理解し療育の知識や技術を高めることで、児の健全な心身の発育・発達を促す。
事業の概要	集団遊びを通しての観察及び保育士・保健師による指導
基準年実績 (平成25年度)	12回実施
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-3-12 幼児ことばの教室事業（子育て支援センター）

事業の趣旨	ことばに問題があると思われる幼児の早期発見に努め、障害の改善を図るとともに全体的な発達を促す。
事業の概要	言語聴覚士が、月に1回～2回の個別指導（予約制）と月2回の集団指導を行う中で、発音や吃音等の改善や全体的な発達を促し、また、家庭で行うためのツールや関わり方を指導し、保護者の子育て不安の軽減と支援を行う。
基準年実績 (平成25年度)	年1,180件
事業目標 (平成31年度)	年1,200件

事業4-3-13 障害児支援活動推進事業（学校教育課）

事業の趣旨	地域の障害児支援ボランティア活動を支援することにより、幼稚園、小・中学校において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに生き、ともに学べる教育の推進に努める。
事業の概要	本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある人を学校長・園長が「障害児支援活動推進ボランティア」として選考し、富山市が市内小中学校及び幼稚園に指導員として、1日4時間程度、年間30回程度（1名あたり）配置する。
基準年実績 (平成25年度)	414回
事業目標 (平成31年度)	450回

(再掲 2-2-4)

事業4-3-14 統合保育の推進（子育て支援課）

事業の趣旨	障害のある子どもが他の子どもとの集団生活の中で、人間関係を広げ、相互に刺激を受けながら、一人ひとりの特性にあった成長発達を促す。
事業の概要	障害のある子どもが保育所に入所し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、家庭や関係機関との連携のもと適切な保育を行う。
基準年実績 (平成25年度)	86か所
事業目標 (平成31年度)	全保育所（園）で継続実施

事業4-3-15 障害児通所指導の実施（子育て支援課）

事業の趣旨	保育所に入所していない心身に障害のある子どもとその保護者に対し、集団保育の中で子どもの特性に応じた援助、指導を行い、子どもの発達の促進と、保護者の育児を支援する。
事業の概要	保育所に入所していない心身に障害のある子どもを対象として、保護者同伴のもと、定期的な保育所通所を受け入れ、日常生活における基本的な生活習慣の習得、運動機能・感覚機能及び言語等の発達の促進、保護者に対する助言指導を行う。
基準年実績 (平成25年度)	公立保育所 43か所
事業目標 (平成31年度)	継続実施

4-4 子育てに対する経済的支援

事業4-4-1 福祉奨学資金給付事業（社会福祉課）

新規

事業の趣旨	生活保護世帯及び児童養護施設の子どものついて、高校卒業後の修学を支援するとともに、国家資格等の取得により就業を促す。
事業の概要	市内の生活保護世帯、児童養護施設（愛育園、ルンビ二園）の出身者で、国家資格等を取得するために県内の大学等へ進学する者に奨学金を給付する。
基準年実績 (平成25年度)	（新規事業）
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-4-2 助産の実施（家庭児童相談課）

事業の趣旨	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦の助産を実施する。
事業の概要	助産施設は、富山市民病院、富山赤十字病院、富山県済生会富山病院
基準年実績 (平成25年度)	助産施設 3か所（3件）
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-4-3 小・中学校就学援助（学校教育課）

事業の趣旨	経済的な理由により就学が困難な児童生徒に学用品等の援助を行い、児童生徒の就学の機会を保障し、健全な育成を図る。
事業の概要	小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的に困っている方へ、学校で必要な学用品費等を援助する。
基準年実績 (平成25年度)	就学援助の実施
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-4-4 奨学事業（学校教育課）

事業の趣旨	経済的な理由で高等学校や大学等への進学が困難な学生に、奨学資金を貸与・給与する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市奨学資金（貸与：大学・短大・専門学校等） ・富山市奨学資金（給与：私立高校） ・富山市海外留学奨励事業補助金（給与：高校生海外留学）
基準年実績 (平成25年度)	奨学資金の給与・貸与
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-4-5 幼稚園就園奨励事業（学校教育課）

事業の趣旨	保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、幼稚園に園児を就園させている世帯に対し、入園料・保育料の減免を行う。
事業の概要	国の補助を受けて実施しているもので、毎年度、国の定める補助限度額、世帯における市民税課税額、多子世帯状況等をもとに減免額を決定する。
基準年実績 (平成25年度)	市立幼稚園： 3人 私立幼稚園： 2,301人
事業目標 (平成31年度)	「施設型給付」を受けない私立幼稚園については継続実施

事業4-4-6 幼稚園第3子以降園児保育料軽減事業（学校教育課）

拡充

事業の趣旨	子育てを支援し、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園に第3子以降の園児を就園させている世帯に対し、入園料・保育料の減免を行う。
事業の概要	県の補助を受けて実施しているもので、所得階層の第4階層以下（市町村民税所得割課税額211,200円以下）の世帯については、年齢にかかわらず保育料等を無料とする。第5階層以上（市町村民税所得割課税額211,201円以上）の世帯の減免（補助）額は、満3歳児については保育料等世帯負担額の2分の1、4歳児については保育料等世帯負担額の3分の1とする。
基準年実績 (平成25年度)	市立幼稚園： 53人 国立幼稚園： 7人 私立幼稚園： 202人
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業4-4-7 こども医療費助成事業（家庭児童相談課）

事業の趣旨	子どもの保護者に対し医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、子どもの福祉の増進に寄与する。
事業の概要	<p>助成対象：入院…0歳～中学3年生 通院…0歳～小学6年生 （平成26年10月から中学3年生まで拡大）</p> <p>助成内容：保険診療の自己負担分（食事療養費は除く）</p> <p>助成方法：0歳～未就学児…現物給付（ただし、0歳の県外診療と1歳から未就学児までの市外診療は償還払） 小学生以上…償還払（小学生の通院は、月額1,000円を超える分を助成）</p>
基準年実績 （平成25年度）	<p>受給者数 21,587人 助成額 854,644千円</p>
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 3-1-22）

事業4-4-8 多子家庭の保育料の軽減事業（子育て支援課）

事業の趣旨	多子家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額を行う。
事業の概要	保育所入所児童が第3子以降である場合や、第1子、第2子であっても兄弟姉妹が保育所や幼稚園等に同時に入所している場合、保育料の減額を行う。
基準年実績 （平成25年度）	多子家庭に対して実施
事業目標 （平成31年度）	継続実施

基本目標Ⅴ 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

少子・超高齢化が進み家族形態が多様化する今日、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）はますます重要なテーマとなっており、とりわけ子育て家庭における育児と仕事の両立の問題は、介護と仕事の両立の問題とともに、誰もが日々の生活で大切なものを自らの意思によって選択できる社会づくりにとって、大きな課題となっています。

現在、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働基準法の改正等によって法的な整備は少しずつ進みつつありますが、それでも次代を担う子どもたちの養育を社会が支えていくという体制は、まだまだ整ってはいません。今後も行政による女性の再就職支援や、働く人の家庭的環境、子育て環境等に配慮し、柔軟な働き方ができる制度を企業が導入する等、誰もが、自ら望む生き方で働き続けられる社会づくりに、市、市民、事業者が一体となって取り組む必要があります。

【施策の方向性】

5-1 ワーク・ライフ・バランスの意識づくり

事業5-1-1 男女雇用機会均等法などの定着（商業労政課）

事業の趣旨	勤労者が性別により差別されることなく、また、仕事と家庭の両立ができる環境の整備を促進する。
事業の概要	男女雇用機会均等法等について、国や県等関係機関と連携し、均等法等に沿った雇用管理が行われるよう周知・啓発に努める。
基準年実績 (平成25年度)	24社
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業5-1-2 ファミリー・フレンドリー企業の普及（商業労政課）

事業の趣旨	勤労者が仕事と育児等を両立し、安心して働くことができる就労環境を実現する。
事業の概要	国や県等関係機関と連携し、育児・介護休業法等の法基準を上回る育児・介護休業の取得や仕事と家庭の両立を容易にする様々な制度等を導入する「ファミリー・フレンドリー企業」の普及・啓発に努める。
基準年実績 (平成25年度)	24社
事業目標 (平成31年度)	継続実施

事業5-1-3 ワーク・ライフ・バランス実現への意識啓発（男女参画・ボランティア課）

事業の趣旨	人々の自由な自己実現を可能にするために、また生産年齢人口減少の将来予測をふまえ、経済社会の持続的発展や企業の活性化のために、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりに努める。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」による広報 ・富山市ホームページ、広報とやまによる情報提供 ・男女共同参画推進地域リーダーによる地域での意識啓発活動の実施 ・富山市出前講座の実施
基準年実績 （平成25年度）	通年実施
事業目標 （平成31年度）	継続実施

5-2 雇用環境の整備

事業5-2-1 多様な勤務形態の普及・促進活動の推進（商業労政課）

事業の趣旨	勤労者が仕事と育児等を両立し、安心して働くことができる就労環境を実現する。
事業の概要	短時間勤務制度やフレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、在宅勤務制度等、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努める。
基準年実績 （平成25年度）	24社
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業5-2-2 事業所内保育施設を設置する事業主への支援（商業労政課）

事業の趣旨	勤労者が仕事と子育てとを両立できる環境の整備を促進する。
事業の概要	福利厚生制度の一環として、事業所内保育施設を新たに設置する事業主に対し、設置費や運営費の一部を助成する。
基準年実績 （平成25年度）	1か所
事業目標 （平成31年度）	継続実施

事業5-2-3 母子家庭の母等を雇用する事業主への支援（商業労政課）

新規

事業の趣旨	母子家庭の母等の雇用促進と雇用安定を図る。
事業の概要	市内に住所を有する母子家庭の母等を、新たに常用雇用者として採用し、継続雇用している事業主に奨励金を支給する（平成27年度から事業開始）。
基準年実績 （平成25年度）	（新規事業）
事業目標 （平成31年度）	継続実施

（再掲 4-2-16）

資料編



資料編

1 子ども・子育て支援新制度の主な関連法令等

(1) 法令

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ・児童福祉法
- ・学校教育法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

※ 上記の法令は、総務省行政管理局が運営する総合的行政情報ポータルサイトe-Govで検索が可能です。

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>

(2) 市条例

- ・富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

※ 上記の市条例は、富山市のホームページ → 富山市例規集 で検索が可能です。

http://www1.g-reiki.net/toyama/reiki_menu.html

2 富山市子ども・子育て会議

(1) 主な所掌事項

- ・本市の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する調査審議
- ・本市の子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関する調査審議
- ・本市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、および当該施策の実施状況に関する調査審議

(2) 設置根拠

富山市社会福祉審議会条例（改正平成 25 年 6 月 28 日）

(3) 委員構成

富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿
（平成 27 年 3 月 1 日現在、五十音順・敬称略）

氏名	
石 動 瑞 代	富山短期大学幼児教育学科教授・副学科長
北 林 和 生	富山市小学校長会副会長
黒 川 昭 成	連合富山・富山地域協議会事務局長
小 島 伸 也	富山市私立保育園協議会会長
高 田 健	富山青年会議所直前理事長
棚 瀬 静 香	富山市地域児童健全育成指導員連絡協議会会長
土 佐 揚 子	富山市母子寡婦福祉連合会会長
富 田 光 國	富山商工会議所理事・企画総務部長
波 岡 伸 郎	富山県私立幼稚園協会副会長
西 館 有 沙	富山大学人間発達科学部・准教授
藤 島 秀 恵	富山市私立幼稚園協会副会長
古 本 好 子	富山市保育連盟会長
堀 次 雄	富山市児童クラブ連絡協議会会長
松 本 弘 行	富山市ふるさとづくり推進連絡協議会会長
宮 岸 裕 美 子	富山市食生活改善推進連絡協議会会長
宮 田 伸 朗	富山国際大学子ども育成学部長
八 木 信 一	富山市医師会理事
山 村 敏 博	富山市民生委員児童委員協議会会長
吉 田 彩 子	富山市PTA連絡協議会書記
和 田 麗 子	富山市母親クラブ連絡協議会会長

(4) 会議の開催日と審議内容

第1回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成25年8月12日（月）14時から
議 題	(1) 富山市の子育て支援の現状について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) ニーズ調査について
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て支援会議）委員名簿 資料2 富山市社会福祉審議会条例 資料3 富山市社会福祉審議会運営要領 資料4-1 富山市の子育て支援の現状について 資料4-2 富山市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について 資料5 子ども・子育て支援新制度について 資料6-1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（内閣府資料） 資料6-2 基本指針の概要 資料7-1 ニーズ調査について 資料7-2 調査票の目次 資料7-3 ニーズ調査比較 別添1～3 調査表のイメージ 資料8 今後のスケジュール（案）について

第2回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成26年2月7日（金）14時から
議 題	(1) 富山市の子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果について (2) 「教育・保育提供区域」の設定について
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿 資料2 富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果について 資料3 「教育・保育提供区域」の設定について 資料4 富山市子ども・子育て会議スケジュール（案）

第3回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成26年3月24日（月）10時から
議 題	(1) 富山市の子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果について (2) 「量の見込み」について (3) 「富山市子ども・子育て支援事業計画」の基本構想について
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿 資料2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書【概要版】 資料3 「量の見込み」について 追加資料 保育所利用児童数等の状況（富山市） 資料4 富山市子ども・子育て支援事業計画【基本構想】

第4回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成26年5月7日（水）14時30分から
議 題	（1）会長・副会長の選任について （2）子ども・子育て支援新制度について 「子ども・子育て支援事業に関する量の見込みについて」
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て支援会議）委員名簿 資料2 富山市社会福祉審議会条例 資料3 富山市社会福祉審議会運営要領 資料4 「量の見込み」について～地域子ども・子育て支援事業関係～ 資料5 ニーズ調査報告書補足資料 資料6 富山市子ども・子育て会議スケジュール等（案）

第5回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成26年8月11日（月）14時から
議 題	（1）子ども・子育て支援に関する関係条例（案）について （2）富山市子ども・子育て支援事業計画（案）について （3）富山市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況等について （4）その他
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿 資料2 子ども・子育て支援に関する関係条例（案） 資料3 富山市子ども・子育て支援事業計画（案） 資料4 富山市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況等について 資料5 富山市子ども・子育て会議スケジュール等（案）

第6回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成26年10月16日（木）14時から
議 題	（1）富山市子ども・子育て支援事業計画（案）について （2）その他
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿 資料2 富山市子ども・子育て支援事業計画（案） 資料3 富山市子ども・子育て会議スケジュール等（案）

第7回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成26年12月15日（月）14時から
議 題	(1) 富山市子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の認可申請について (3) 利用定員について (4) その他
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿 資料2 富山市子ども・子育て支援事業計画（案） 資料3 幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の認可申請施設 資料4 利用定員等計画数値と平成27年度予定数値の比較 資料5 富山市子ども・子育て会議スケジュール等（案）

第8回 富山市子ども・子育て会議	
開催日時	平成27年2月24日（火）14時から
議 題	(1) 富山市子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 保育料（案）について (3) 認可について (4) その他
配布資料	資料1 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿 資料2-1 富山市子ども・子育て支援事業計画（案） 資料2-2 パブリックコメントについて 資料2-3 子育て支援事業計画(案)の補足について 資料3 保育料（案）について 資料4 認可について 資料5 富山市子ども・子育て会議スケジュール等（案）

3 計画策定のためのニーズ調査

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画策定に必要な情報を得るため、子育て家庭の現状とニーズの動向分析等を行い、今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

(2) 調査の実施時期と方法及び調査内容

①調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(未就学児用)	
対象者	未就学児をもつ保護者
実施時期	平成25年10月
調査方法	郵送方式で調査票を配布・回収
調査件数	対象者数 7,500件 回収数 4,491人
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・利用意向に関する設問
②調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(小学生用)	
対象者	就学児をもつ保護者
実施時期	平成25年10月
調査方法	小学校を通して調査票を配布・回収
調査件数	対象者数 2,500件 回収数 2,410人
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希望に関する設問
③調査票「幼稚園就園児保護者の就労調査」	
対象者	幼稚園就園児をもつ保護者
実施時期	平成25年9月
調査方法	幼稚園を通して調査票を配布・回収
調査件数	対象者数 4,054件 回収数 3,798件
調査内容	保護者の就労状況、幼稚園における預かり保育の利用状況、定期的な教育・保育事業の利用状況に関する設問
④調査票「認可外保育施設の利用調査」	
対象者	認可外保育施設を利用する乳幼児をもつ保護者
実施時期	平成25年10月
調査方法	施設を通して調査票を配布・回収
調査件数	25施設 回収数 610件
調査内容	施設の基本情報、利用者の年齢、1週間あたり利用日数、主な利用時間帯に関する設問

4 「放課後子ども総合プラン」

平成 26 年 7 月 31 日付 厚生労働省と文部科学省による連名通知

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

2 国全体の目標

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6（2）を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

3 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要である。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき本年秋に策定予定の新たな行動計画策定指針に記載し、市町村は行動計画策定指針に即し、（1）に掲げる内容について市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、行動計画策定指針に即し、（2）に掲げる内容について都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

（1）市町村行動計画に盛り込むべき内容

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

(2) 都道府県行動計画に盛り込むべき内容

- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

4 市町村の体制、役割等

(1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

5 都道府県の体制、役割等

(1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

(2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

① 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たること。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めること。

② 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることを留意すること。

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わ

す全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

（２）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、子ども・子育て支援新制度施行後は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

さらに、学校施設の一時的な利用等を積極的に進め、多様な活動が実施できる場所を確保することが必要である。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合と定期的実施する場合とでは、以下の点に配慮すること。

放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境を整備すること。例えば、両事業の実施場所が同一の小学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすること。

また、放課後子供教室を定期的（週1～2回程度）に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すようにすること。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取組の推進を図ることが重要である。

○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場を確保するとともに、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要であること。その際、実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童の受入れとそ

これらの児童が安心して過ごすことができる環境への配慮にも十分留意すること。

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことが必要であること。

その際、共通のプログラムの充実を図り、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学び意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましいこと。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する放課後児童クラブの児童が参加できるよう十分留意すること。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業を連携して実施できるようにすること。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

なお、両事業の一体的な、又は連携による取組に関するモデルケース等については、別途、提示する。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

「放課後子ども総合プラン」の実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図りたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努めること。

なお、特別な支援を必要とする児童や、虐待、いじめを受けた児童など、特に配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携して適切に対応すること。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置したり、学校支援地域本部を活用するなど、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい。さらに、その協議会等を基盤として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展させることで、情報や課題等を共有し、協議をする仕組みづくりを行うことも有効であり、積極的に推進することが望まれる。

(5) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当である。特に、自立度が高まる高学年の児童については、放課後の過ごし方として、塾や習い事等も重要な役割を担っていることに留意する必要がある。

放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、全ての児童の学習支援や多様なプログラムの充実を図るため、地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、これらの人材に加え、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの人材の参画を促進していくことも望まれる。

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年7月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

8 市町村等の取組に対する支援

「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるため、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

5 子ども・子育て支援新制度に関する用語解説

(※解説中 法＝子ども・子育て支援法)

か～こ

確認制度

施設型給付、地域型保育給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い1号認定・2号認定・3号認定の利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認する制度（法第31条、法34条）。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数。

公定価格

保育の必要量や施設が所在する地域等を勘案して、特定教育・保育施設の事業や、地域型保育事業に必要な費用について、内閣総理大臣が定める金額。

子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）

さ～そ

支給認定

特定教育・保育施設、地域型保育事業を利用する子どもに係る保護者からの申請に対し、国が定める基準により市が客観的に審査し、保育の必要性等により1号・2号・3号のいずれかに認定するもの。

施設型給付

子どもの教育・保育を保障するための共通の給付として、特定教育・保育施設の利用者に対して行われる財政措置（法第 11 条）。保護者に支払われる給付費は、各施設が保護者に代わって受け取るしくみとなる（法定代理受領）。

市町村子ども・子育て会議

法第 77 条第 1 項の規定に基づき市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」。市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関としての役割を担う（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める市長の付属機関）。

市町村子ども・子育て支援事業計画

新制度の実施主体である市町村が国の基本指針に沿って向こう 5 年間における幼児期の教育・保育の需給計画や、地域の子育て支援についての方策等を定める事業計画（法第 61 条）。

市町村次世代育成支援行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る目的のもと、時限法である「次世代育成支援対策推進法」の中で、平成 17 年度からの 10 年間の集中的・計画的な対策を実施するために、市町村に策定が義務付けられた行動計画。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定義務化に伴い、平成 27 年度以降の支援行動計画策定は任意化された。

た〜と

地域型保育給付

子どもの教育・保育を保障するための共通の給付として、地域型保育事業の利用者に対して行われる財政措置（法第 11 条）。保護者に支払われる給付費は各施設が保護者に代わって受け取る（法定代理受領）。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第 7 条）。児童福祉施設として位置付けられる認可保育所とは異なり、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、子どもの成長を支援する保育を提供するために様々な場所で展開される事業として位置付けられる。

地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象とする事業として、市町村が子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の全 13 事業（子ども・子育て支援法第

59条)。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」(法第27条)。施設型給付を受けずに私学助成を受ける私立幼稚園はこれに含まれない。

な～の

認可外保育施設

児童福祉法第35条に基づき設置された「認可保育所」以外で、保育を目的に子どもを預かる施設の総称。

は～ほ

保育所

保護者が働いているなど何らかの理由によって家庭で十分な保育が受けられない0歳から小学校入学前までの乳幼児を対象として保育を行う(児童福祉法第24条)児童福祉施設。厚生労働省が管轄する。

保育の必要性

保護者の労働または疾病その他の事由により(法施行規則第1条)、家庭において必要な保育を受けることが困難であること。

や～ん

幼稚園

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児(学校教育法第80条)を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため(学校教育法第77条)の教育施設。文部科学省が管轄する。

幼保連携型認定こども園

幼児期の学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する認定こども園のうち、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。内閣府が管轄する。設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人に限られ、株式会社等の参入は不可(認定こども園法第2条)。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択できること。

富山市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 富山市福祉保健部子育て支援課

住 所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2059 FAX 076-443-2169

<http://www.city.toyama.toyama.jp/>
